

# 田原市 地域コミュニティ 活性化研究会



## 検討結果報告書

「誰もが暮らしやすい地域」実現への提言



平成25年3月 田原市地域コミュニティ活性化研究会  
(田原市地域コミュニティ連合会専門委員会)

# はじめに

- ◆本報告書は、自治会や校区コミュニティ協議会などの地域コミュニティが抱える諸課題について、**田原市地域コミュニティ連合会**の専門部会である**田原市地域コミュニティ活性化研究会**が、平成23・24年度の2か年にわたって、現状・課題の分析や全国の事例を参考に、テーマごと目標・方策（例）をまとめたものです。
- ◆地域の課題を、「**住民参加の推進**」「**地域活動の活性化**」「**地域コミュニティと神社の関係整理・活用**」の各テーマに分類し、**連合会の活動方針**を念頭に置きながら、現状・課題の整理及び解決策の立案に取り組みました。
- ◆この報告書に基づき、**連合会として各テーマの改善策に取り組む**とともに、それぞれ**自治会や校区コミュニティ協議会の課題対応にご活用**いただければ幸いです。

## 活動方針

### (1) 目標とする地域社会の姿

## 誰もが暮らしやすい地域

### (2) 実現をめざす活動の姿

## みんなが参加し、互いに尊重・助け合う地域づくり

地域内の“助け合いによる課題解決”が活動の基本であることを認識し、一人ひとりの事情や意見を尊重しつつ、それぞれが役割を持って、公平・民主的な運営による計画的かつ効果的な活動を実現すること

### (3) 目標実現のための推進項目

#### ■推進項目1

コミュニティ活動の目的・目標をみんなで共有しましょう。

#### ■推進項目2

一人ひとりが出来ることから取り組む、全員参加のまちづくりを進めましょう。

#### ■推進項目3

情報交換や交流イベント等により、連帯意識を高め、人づくりを進めましょう。

# 調査・研究テーマ一覧



## ■第一テーマ 住民参加の推進

- 1 **自治会加入の促進** … アパート等集合住宅居住者等の自治会加入の現状を把握し、促進方法を検討
- 2 **住民情報の把握** … 住民情報把握・台帳作成の現状を把握し、情報把握・台帳作成・管理方法を検討
- 3 **活動参加の拡大** … 自治会及びコミ協議会の活動への住民参加の拡大方策を調査・検討

## ■第二テーマ 地域活動の活性化

- 4 **地域団体活性化** … 地域活動の担い手であり、人材育成の場でもある地域団体の現状・課題等を把握し、その活性化策や新たな地域団体の展開等を検討
- 5 **女性参加の拡大** … 女性参加の現状を把握し、具体的な対応策を調査・検討

## ■第三テーマ 地域コミュニティと神社の関係整理・活用

- 6 **神社活動の負担軽減** … 神社運営の現状を把握し、具体的な対応策（例）を調査・検討
- 7 **祭礼による地域活性化** … 神社祭礼を通じた自治会又は地域コミュニティの活性化策の調査・検討



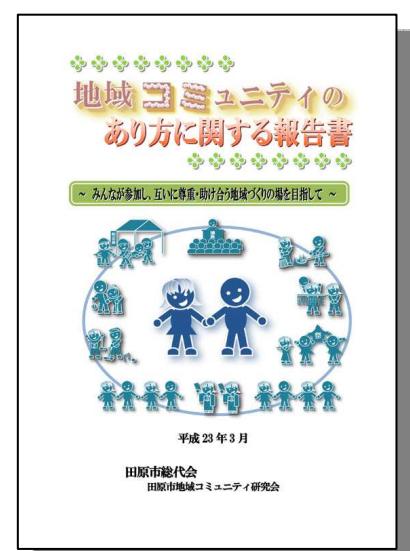
### ■調査・研究テーマの選定について

◆各テーマ・項目は、『地域コミュニティのあり方に関する報告書』（平成23年3月：田原市総代会）において、地域側で取り組んでいく必要がある課題として掲げられたものの中から、田原市地域コミュニティ連合会定例理事会で選定されたものです。

◆地域の特色によって差がありますが、どの項目も、自治会運営等を行う上で共通の課題となっています。

◆調査・研究にあたっては、全自治会を対象としたアンケート調査を実施（平成23年7月）し、現状・課題を把握する基礎資料としました。

◆『地域コミュニティのあり方に関する報告書』は、連合会ホームページで閲覧できます。<http://tahara-komiren.com/>



# ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

## ■第一テーマ 住民参加の推進

1	自治会加入の促進に関する検討	1
(1)	自治会加入の実態 [加入状況、課題、支援状況、参考事例等]	2
(2)	目標・改善策	7
2	住民情報の把握に関する検討	11
(1)	自治会における住民情報把握の実態 [情報把握・台帳作成の現状、課題、参考事例等]	12
(2)	目標・改善方策	17
3	活動参加の拡大に関する検討	19
(1)	自治会・校区協議会における活動参加の実態 [活動状況、課題、参考事例等]	20
(2)	目標・改善方策	28

## ■第二テーマ 地域活動の活性化

4	地域団体活性化に関する検討	31
(1)	自治会等における地域団体の実態 [活動状況、動向・課題、支援状況、参考事例等]	32
(2)	目標・改善方策	37
5	女性参加の拡大に関する検討	39
(1)	市内における女性参加の実態 [参加状況、課題、効果、参考事例等]	40
(2)	目標・改善方策	46

## ■第三テーマ 地域コミュニティと神社の関係整理・活用

6	神社活動の負担軽減に関する検討	47
(1)	自治会等における神社活動の実態 [活動状況、動向・課題、参考事例等]	48
(2)	目標・見直し手段の例	52
7	祭礼による地域活性化に関する検討	53
(1)	市内における祭礼の実態 [活動状況、動向・課題、参考事例等]	54
(2)	目標・活用方策	59
■	参考資料	61

## ■第一テーマ 「住民参加の推進」

1

# 自治会加入の促進 に関する検討

# 1 自治会加入の実態

## (1) 自治会への加入状況

【分析資料】 ○自治会アンケート調査 (H23.7) ○平成17年国勢調査  
○アパート管理会社ヒアリング (H23.5) ○活性化研究会委員コメント等

### ① 自治会加入率（世帯数）

◆平成23年7月時点の市内自治会加入率88%は、県下平均79%や豊橋市、豊川市よりも1割高い値を示しているが、実態としては更に高い補正値93%が推計される。

※補正値=外国人と福祉施設を除外して算出した値

■近隣市の自治会加入率=豊橋市72.5%（平成19年）・豊川市77.1%（平成19年）



◆加入率は、市の住民登録世帯数と自治会会員数の比で算出するが、**住民登録と実際の居住が異なる世帯が少なくなく、住民情報をすべて市で把握することは制度上困難になっている。**

■住民票を残したままの単身赴任・就学・入院、住民票を持ってこない就労転入、同一世帯での親子二世帯登録、外国人等

◆加入率が100%（全戸加入）と回答する自治会が46ある反面で、**アパートの多い市街地・その周辺では著しく加入率の低い自治会（57%）**もある。

### ② 居住形態の区分

◆住民は、戸建住宅65%と集合住宅等35%に居住しており、戸建住宅は在来地域と新興住宅地域に、集合住宅等は民間アパート、公営住宅、分譲マンションなどに区分される。

【田原市内の住宅】	① 持ち家世帯	14,026世帯 65.2%	自治会対象
市内全世帯 21,506世帯のうち	② 公営・民間借家世帯	2,916世帯 13.6%	
	③ 社宅・間借世帯	672世帯 3.1%	
	④ 福祉施設・病院等入居者	3,892世帯 18.1%	

②の内訳 [・公営借家が約1,100世帯・約2,500人…市営住宅15箇所・785戸・1974人、県営等住宅2箇所・282戸・553人  
・民間借家が約1,800世帯・約3,700人…大東建物管理、ニッショ、東建コーポレーション等による管理]

■15の自治会内に市・県営等住宅（約1,100世帯・2,500人）、31の自治会内に民間アパート等（約1,800世帯・3,700人）が存在している。

### ③ 居住形態別の加入状況

ア 戸建住宅の場合には、**在来地域も新興住宅地域も**ほぼ全世帯加入となっている。

・戸建住宅の多い地域でも、在来地域では助け合い活動・意識がなくなってきたこと、**新興住宅地域では自治会の歴史が浅いために役員が運営に苦労**しているなどの問題がある。

イ 民間アパートの入居者は**住民意識（地域意識）**が低いため、ゴミ出し以外には**地域との関わりは少なく、アパート管理会社との関係が中心**となる。

・自治会側にはアパート入居者の情報がないため、加入や活動参加の呼びかけができない。

ウ 市営住宅等は福祉住宅の性格を持つため、身体・生活状況などの理由から**自治会加入・活動参加しない**入居者もあるが、これらに対する市（住宅管理部門）の協力が得られていない。

## (2) 加入促進の課題と対応策の現状

### ① 全世帯に自治会加入を求める理由

- ア ゴミ集積場管理・環境美化・防犯灯設置・防災活動など、**自治会員が役割・経費を負担**している活動も、“**非加入者は負担なしで恩恵を受けています**”という不公平感が、活動全体に悪影響を及ぼす。
- イ 非加入者によって、防災・福祉・環境対策などで活動効果の低減や作業量が増加する。
- ウ 地域生活に密接な行政サービスは、**自治会の協力で提供する仕組み**であるため、非加入者によって**全体効果が低減**するとともに、**個別対応する必要性が生ずること**によって行政側のコストが増大する。



### ② 自治会における加入促進活動の現状

- ア 転入者等に自治会加入、活動参加の**必要性を訴えかけている**。
- イ 転入者等に繰り返し、**加入のきっかけを作り**、常時の連絡窓口など**相談体制**を設けている。
- ウ 転入者等への加入の勧誘では、**入居者の生活パターンに合わせて複数人で訪問**する。不在の場合は**連絡メモ**を入れながら繰り返し訪問する。
- エ 加入・参加できない**理由を聞き、それに応じた説得**を行う。
- オ **アパート居住者向けの加入条件**を設定する。
- カ 活動経費を節約し、**自治会費の低減**を図る。
- キ 建設前からアパート管理会社・大家に**加入促進・会費徴収等を依頼**する。
- ク 管理会社等の**体制に合わせて**会費の額・徴収時期等を調整する。

#### 地域内にアパートのある33自治会の状況（アンケート調査）

■自治会費の額	… 割引額 52%、割増額 3%、部屋数の一定割合納付 9%
■会費徴収の方法	… 管理会社 73%、瀬古長等 49%、口座振替 12%
■瀬古長等の選任	… アパート内選任 33%、アパートを含み選任 39%、大家を選任 27.3%
■居住者への回覧	… 揭示板 6%、回覧 48%、全世帯コピー配布 9%、大家・管理会社任せ 21%
■加入の促進策	… 会長が管理会社等に要請 64%、会長が転入者に要請 12%、瀬古長等が要請 12%、ちらし配布 18%

※複数回答もあり合計は100%にならない



### ③ 民間アパートを管理する側の事情とその対策の現状

- ア アパートごとで管理形態（大家と管理会社の役割）が違うため、これに配慮して貰えないと加入の呼びかけや会費徴収に協力できない。
- イ 管理会社が協力しやすい会費徴収方法・金額や参加ルールに関し、自治会と管理会社で事前調整できれば、管理会社で入居時の自治会加入を要請し、会費も家賃と一緒に徴収できる。
- ウ 自治会から**入居者氏名・入居日等**を求められても、アパート管理会社も個人情報保護の義務があるため、**結局、本人の了解が必要**になる。
- エ 市役所各課において、転入者に接する住民登録、ごみ処分、水道供給契約などの際に自治会加入の呼びかけを強化する必要がある。

## ④ 自治会側の活動状況と非加入者発生の要因

～ 自治会活動がこうだから、アパート居住者などが加入しないのでは？ ～

- ア 転入・転居時に活動内容等を十分に説明して、加入を呼びかけていない。
- イ 自治会の役割や活動の必要性の説明がなく、会員の意見を反映する運営体制が整っていない。
- ウ 活動内容や経費削減の工夫もなく、会費負担の配慮・低減が図られていない。
- エ 役員に対する会員の協力が少ないなど、その役割が過大に感じられる（自分にはできない）。

## (3) 自治会加入促進に関する行政対応の現状

### ① 自治会加入促進を市が支援する根拠

- ア 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月施行）において、自治会や校区コミュニティ協議会等の役割と責務、市民の責務（活動参加）、市の責務（支援）などが定められている。
- イ 人と人の絆づくりによる地域力の向上が、行政課題である福祉・防犯・防災・環境等の面において、大きな成果を上げることが多方面で実証されている。
- ウ 市の施策のうち、生活に身近な行政サービス（地域福祉、ゴミ処理、情報提供、防災等）は、地域コミュニティ団体（自治会等）を通じて提供する仕組みとなっている。

### ② 自治会加入促進に関する市の支援策の現状

- ア 市役所住民窓口において、転入者・転居者に該当地域の自治会等を案内している。
- イ 地域共同管理であるゴミ集積所の利用には、自治会加入が必要なことを伝えている。
- ウ 集合住宅居住者向けの加入促進チラシを作成・配布している。
- エ アパートが多く存在する自治会をモデル事例として、加入支援策を検討している。
- オ 自治会運営の支援として、人口規模等に応じて、協働助成金や活動奨励金を交付している。
- カ 地域コミュニティ活動拠点として、校区単位で市民館を設置している。
- キ 自治会の活動拠点施設や防犯・防災基盤整備を支援する施設整備補助金を交付している。
- ク 自治会活動の振興を図るために、社会貢献活動災害補償制度を設けている。
- ケ 市の広報・ホームページで、地域コミュニティ活動を紹介している。
- コ 市依頼業務等の適正化を図り、自治会等の負担軽減を目指している。

【方針】地域コミュニティ団体関連業務の適正化及び合理化を進めることによって、次の3項目を実現する。

- ① 市のまちづくりの基盤である地域コミュニティ団体の運営体制の強化及び担い手の育成を支援する。
- ② 地域コミュニティ団体の状況に応じた持続的な協働体制を構築する。
- ③ 市全体の公平性を確保しつつ、可能な範囲で個別の地域事情に対応する。

【業務の進め方】地域コミュニティへの業務委託・協力依頼は、次のいずれかに該当する場合に実施する。

- ① 地域コミュニティ団体でなければ対応できない業務
- ② 地域コミュニティ団体に委託等することで、高い効果が期待できる業務
- ③ 地域の課題解決にも効果のある業務

## (4) 加入促進策の全国事例の紹介

### ① 自治会・自治連合組織による加入促進策の例

#### ア チラシ、ポスター、加入促進マニュアル等の作成・配布をしている。

- 自治連合組織で、自治会活動の必要性や会費使途を示したチラシを作成し、未加入者に配布している。
- 自治連合組織で、自治会加入促進・活動参加を呼びかけるポスターを作成し、公共施設等に掲示し、参加ムードを盛り上げている。
- 自治会活動や地域に対して愛着が芽生えるような話題を盛り込んだ広報紙を作成し、非加入世帯を含めて配布している。
- 自治連合会共通の加入申込書（電話・ファックス番号、メールアドレス等）を作成し、配布している。
- 未加入者の勧誘手順や質疑応答などをまとめた加入促進マニュアルを作成し、次の役員に順次引き継いでいる。※連合組織で標準マニュアル作成

#### イ 親睦行事を通じて参加機会を設けている。

- 子どもから高齢者まで、誰もが楽しく参加できる親睦行事を開催し、連帯意識を高めるとともに、その参加を自治会加入のきっかけとしている。
- 子ども・若者の参加を増やすことで、皆が参加する雰囲気ができている。運営に学校の協力を得たり、若い人を加えることで若者が参加しやすくなっている。
- ホームページで自治会の活動情報の提供や参加を募集するとともに、電子メールで連絡を行っている。

#### ウ アパート居住者・管理会社等への加入働きかけをしている。

- 自治会とマンションの交流・連携を図るため、双方の住民が参加する情報交換会を開催している。
- 地域の特性を活かし、マンション等の新規住民を巻き込む事業を実施している。
- アパート管理会社と交渉する際、自治会の役割やゴミ集積場の利用など日常生活における加入の必要性を説明し、会費も一括払にしている。
- 活動内容がわかる総会資料（議案・会則・役員名簿）や会費納入通知・会員登録用紙等をアパート管理会社に送付し、連絡体制を持续している。
- イベントや活動内容を紹介するリーフレットを作成し、自治会に関心を持って貰うようにしている。
- 災害等、いざという時に頼りになるのは自治会であることをうたえ掛けている。
- 立場に応じて無理なく加入できる制度を設けている。
- ワンルームマンションの住居者は準会員とし、自治会加入による負担を軽減している。準会員は、マンションの管理会社を通じてまとめて会費を支払っている。

## 工 その他様々な対応策を行っている。

- 自治会や住民に対するアンケートやヒアリングを実施し、自治会非加入の実態や非加入となる要因を調査・分析し、対応策を検討・実施している。
- 自治連合組織が、地域のアパート管理会社が所属する宅地建物取引業協会等と自治会加入促進の協定を締結し、協力体制の確立を図っている。  
※市町村長が立会人として協定書署名（H23.3 豊川市、横浜市、平塚市など）
- 地域内のアパート家主・管理会社による協議会を立上げ、地域コミュニティとの良好な関係の構築と、入居者の生活環境の向上を図っている。
- 自治会からの依頼に応じて、アパートに入居者すると同時に自治会に加入することとしている。  
※アパートに住むことは、その地域（自治会）にお世話になることだと説明している。



## ② 行政と連携した加入促進策

### ア 住民窓口での対応・情報提供を行っている。

- (ア) 住民窓口で自治会加入啓発ちらしの配布に協力している（多数市町村）。
- (イ) 自治会加入啓発ポスターを市と自治連合会の共同で作成し、住民窓口や集会所に掲示している  
(豊川市ほか)。
- (ウ) 住民窓口等で加入申込書（自治会台帳用紙）の配布・受付している（豊川市、大府市ほか）。

### イ 加入促進の啓発活動を行っている。

- (ア) 転入出の多い3月・4月を自治会加入促進月間として、市広報等で自治会加入を呼びかける。
- (イ) 市で自治会加入促進のケーブルテレビ番組を作成・放送する（東京都、新浜市ほか）。※インターネット映像配信を含む
- (ウ) コンビニでも配布している市広報の紙面内に自治会加入申込書を印刷する（横浜市）。
- (エ) 自治会活動を市で取りまとめ、地区単位で地元新聞に連載し、その有益性をPRする（横浜市）。
- (オ) プロ野球球団と市の連携協定の中で、自治会新規加入者等に割引優待券を配布する（福岡市）。

### ウ 法的手段（条例制定等）

- (ア) 集合住宅・分譲団地を建設する場合は、地域に事前協議する市条例を制定し、自治会加入促進を図る。※京都市地域コミュニティの活性化・支援に関する条例
- (イ) 集合住宅内の自治組織形成を図るため、居住者、事業者、市の役割を明確にした市条例を制定している。※金沢市集合住宅コミュニティ条例

### ■税金徴収による強制参加（宮崎市地域コミュニティ税）の考察

- 自治会加入率が62.8%に低下するなかで、自治会設置の防犯灯の電気料等を加入者だけが負担することに対する不満が噴出したことが契機となり、地域コミュニティ活動の経費を税金として徴収し、負担の公平性を確保しようとするもので、平成21年度から導入されたが、地域協議会で意思決定するまちづくり委員会の活動財源として活用されたが、平成22年度をもって廃止されている。  
※自治会加入率の低下に端を発したこの問題への対策では、税金として強制負担を求める以外に、地域住民がもう一度、自治会の必要性・あり方を検討し、未加入者に加入を呼びかけることで負担の公平性を高めるという選択肢もあったのではないかと考えられる。

## 2 目標・改善方策

### (1) 加入促進の目標

✿ 互いに助け合う地域社会づくりを実現するため、地域コミュニティ団体、行政、事業者等が連携し、全市民が自治会に加入する仕組みを構築する。

### (2) 加入促進の留意点

- 地域で暮らす全員が参加する助け合いのコミュニティづくり！
- 誰にでも理解される明快で分かりやすい自治会活動と個人の役割・負担！
- 自治会に加入するアパート入居者・管理会社等の事情にも配慮した対応！

### (3) 自治会において取り組む改善方策

#### ① 加入促進のための仕組みや勧誘訪問の手順（マニュアル）を整える！

- ◆ 転入者の連絡体制を整える。
- ◆ 自治会活動説明資料・役員等からの統一的な勧誘の説明マニュアルを作成する。

#### ② アパート管理会社等と連携し、初期段階で加入呼びかけ体制を整える！

- ◆ アパートが完成前に、管理会社等から入居者に自治会加入・共益費に含めた会費徴収を依頼する仕組みを構築する。
- ◆ アパートの建築が分かった時、組長等が自治会役員に連絡し、入居募集前に加入協力を依頼する仕組みを構築する。

#### ③ 負担の公平性を保ちつつ、生活状況に配慮した会費を設定する！

- ◆ 生活状況に応じた減免制度を設ける。
- ◆ アパート居住者用の会費の設定（500円が限界という関係者意見）、アパート居住者の賛助会費扱い。

#### ④ 信教の自由に対応し、自治会費から神社社会費を分離する！

- ◆ 自治会費から神社経費を除外し、任意寄付化する。

#### ⑤ 会費負担が当然と思えるように、自治会活動の効率化・適正化を進める！

- ◆ 活動目的の明確化、内容の適正化（会費負担根拠）を図る。
- ◆ 公平で民主的な運営を実現する。
- ◆ 全員参加による役員負担・経費の低減を図る。
- ◆ 会報による活動内容・経費等紹介する。

## (4) 未加入者に対する加入促進活動の改善方策

### ① 自治会の活動の必要性を十分に説明し、協力を呼びかける！

- ◆繰り返しの訪問・説明する。
- ◆アパート管理会社を通じた協力依頼する。

### ② 加入するメリットと責任（役割・会費等）を明快に説明できるようにする！

- ◆ゴミステーション管理・利用など身近な自治会活動から説明する。
- ◆会費の使用内容（事業等）を説明する。

### ③ 加入方法を明確にし、未加入者に伝えられる仕組みを整える！

- ◆ポスター、チラシによる連絡先、加入方法を周知する。

## (5) 市・連合組織・地域社会全体で取り組む改善方策

### ① すべての市民が自治会に所属する“加入率100%運動”を展開する！

- ◆地域コミュニティ連合会による自治会加入申込書の共通様式を作成し、市窓口における配布・受理する。  
※市窓口で配布する加入申込書は最小限の記載事項とし、入会手続き時に詳細な住民台帳を提出して貰う。
- ◆住民異動の多い、3月・4月を自治会加入促進月間とし、加入促進活動を展開する。

### ② 地域コミュニティ活動の重要性、自治会の役割に対する市民の認識を高める！

- ◆市及び地域コミュニティ連合会において、自治会活動の重要性等の啓発する広報を行う。
- ◆市と地域コミュニティ連合会による加入促進ポスター・チラシを作成する。

### ③ 地域コミュニティ、行政、団体、事業者が連携し、自治会加入促進を応援する！

- ◆市の各課で、自治会加入がサービス受益（ゴミ出し等）の条件として加入促進を応援する。
- ◆宅地建物取引業協会等への協力依頼する。
- ◆地域コミュニティ、行政、事業者による連絡会議を設置する。

※このほか「1自治会加入の実態」の②・③を参考にした活動の実施！

## 【参考】

## さっそく実践1 「連合会による加入促進ポスターの作成」

## (5) 市・連合組織・地域社会全体で取り組む改善方策

## ② 地域コミュニティ活動の重要性、自治会の役割に対する市民の認識を高める！

○活性化研究会の検討を踏まえて、平成24年1月開催の定例理事会において、加入促進ポスター作成を決定し、同3月に400枚を印刷し、希望する自治会に配布することとした。

○ポスターは、アパート管理会社やアパート居住者に対して、東三河地域での統一的な加入促進を意識させるため、豊川市連区長会とほぼ同じデザインとした。

- ・アパートの柱等にも貼りやすいB4サイズとした。



## さっそく実践2 「アパート管理会社等への協力依頼」

## (5) 市・連合組織・地域社会全体で取り組む改善方策

### ③ 地域コミュニティ、行政、団体、事業者が連携し、自治会加入促進を応援する！

○市役所市民協働課（連合会事務局）は、平成23年6月16日、（社）愛知県宅地建物取引業協会東三河支部（豊橋商工会議所内）を訪問し、アパート入居者の自治会加入の協力を依頼した。

○以降、東三河支部広報「コンパス」に、田原市役所からの自治会加入促進のお願いとして、平成23年8月号、平成24年3月号に依頼記事を掲載していただいている。

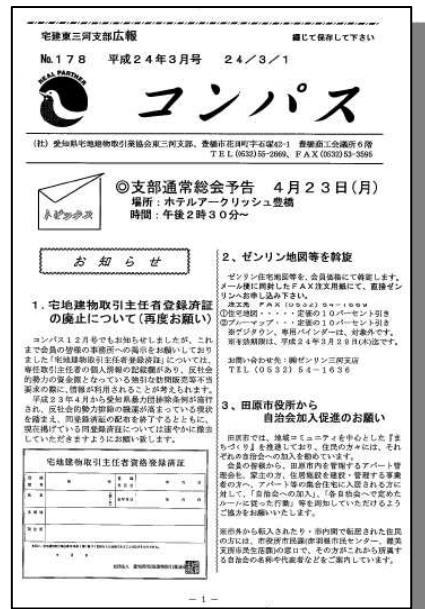
○平成24年4月23日開催の総会において、東三河5市の地域コミュニティ団体の代表者から、アパート入居者に対する自治会加入の協力を働きかける予定をしている。

## 【揭載內容】

## 田原市役所から自治会加入促進のお願い

- ・田原市では、地域コミュニティを中心とした『まちづくり』を推進しております、住民の方々には、それぞれ自治会への加入を勧めています。
  - ・会員の皆様から、田原市内を管理するアパート管理会社、家主の方、住居施設を建設・管理する事業者の方へ、アパート等の集合住宅に入居される方に対して、「自治会への加入」、「各自治会で定めたルールに従った行動」等を周知していただけるようご協力をお願ひいたします。

※市外から転入されたり、市内間で転居された住民の方には、市役所市民課（赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課）の窓口で、その方がこれから所属する自治会の名称や代表者をご案内しています。



## 研究会の検討状況



■第1回 平成23年8月18日（木）午後2時～4時50分 高松市民館

〔内 容〕検討の進め方、委員自己紹介等



■第3回 平成23年11月28日（月）午後2時～5時00分 田原中部市民館

〔内 容〕テーマ②「住民情報の把握」

## ■第一テーマ 「住民参加の推進」

2

# 住民情報の把握 に関する検討

# 1 自治会における住民情報把握の実態

## (1) 自治会活動に必要となる住民情報の内容

【分析資料】 ○自治会アンケート調査 (H23. 7)  
○自治会ヒアリング調査 (H23. 11) 等

### ① 自治会活動の内容と求める個人情報の関係

- 自治会は、**一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体**（市民協働まちづくり条例に明記）であり、それらの活動に個人情報が必要となる。
- 自治会は、**地域内で市民が助け合って課題解決を目指す組織**であるため、**住民全員が分担してそれぞれ役務と費用を負担**することで、自治会活動が成り立っている。
- 助け合う**仲間を認識するのは面識（顔）であり、互いの面識が活動で最も重要な個人情報**と言える。
- 自治会活動で、効率的に対象者を特定するには、**住所、氏名、生年月日、性別**のほかに**電話番号、職業、防災関係情報等**を把握する必要がある。
- 地域コミュニティ活動の本質は、地域内の助け合いであることから、**会員や活動の対象者を把握することから活動は出発点**するものであり、名前だけ分かれば良いということではない。

### ② 自治会の住民台帳の現状

- 市内の**93(88%)**の自治会が住民台帳を保有し、  
そのうち**世帯全員氏名が記載された台帳は84%**  
(うち8割は全員の生年月日も把握) ある。

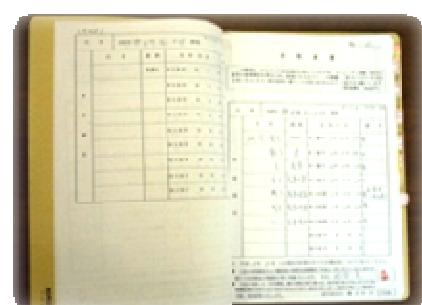
#### ■台帳に記載する住民情報の種類

- (ア) 住所 (アパート名・部屋番号)
  - (イ) 電話番号
  - (ウ) 世帯全員の氏名・ふりがな
  - (エ) 性別
  - (オ) 生年月日
  - (カ) 代表者 (世帯主)・続柄
  - (キ) 勤務先・資格等
  - (ケ) 在宅状況 (不在: 学生・入院等)
  - (コ) 避難要支援者 (高齢者・幼児・身障者・避難時に手助けが必要な方)
  - (サ) 緊急連絡先 (携帯など)
  - (シ) 防災設備 (井戸、発電機、チェーンソー、軽トラック等)
- ※原因・年月日 (死亡・出生・転入出)



防災台帳（自治会住民台帳）

※瀬古別冊子



世帯票を綴じたファイル台帳

#### ■情報把握のための様式

- (ア) 入会申込書
- (イ) 世帯台帳
- (ウ) 構成員名簿兼世帯台帳
- (エ) 会員名簿 (現況確認票、異動届) 等

- 自治会の**地縁団体化** (財産保全) や**自主防災活動**が、世帯全員の台帳を作成する契機になっている。

- 台帳の形式は、**ファイル台帳73%、パソコンによるデータ管理27%** (ファイル台帳も保有)。

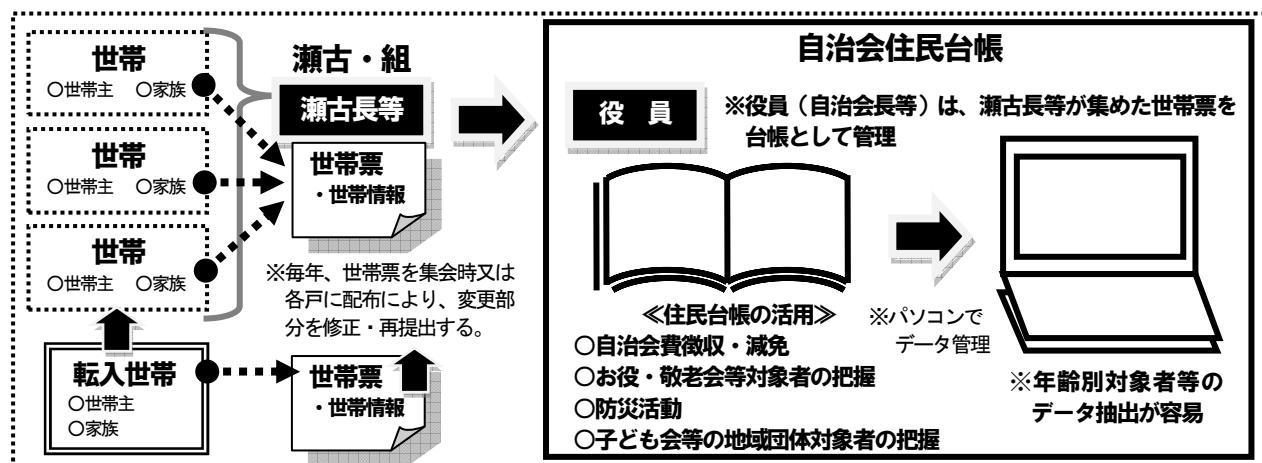
### ③ 自治会の住民台帳の管理・更新の現状

- 台帳掲載の会員情報をパソコン集計ソフトに入力し、データ管理するとともに、各戸台帳をファイルに綴じて保管している。
- ファイル台帳の場合は**会長の自宅や集会所等に保管**し、パソコンでデータ管理する場合には自治会のパソコンやデータチップに保存し、会長又はパソコンを使える役員が保管している。
- 台帳更新は、**毎年が39%**、2年が14%、隨時が18%で、そのタイミングは定期**総会前の会費収入や総会定足数の確認**のために行われる。※未更新は26%ある。
- 台帳更新の方法は、瀬古長等からの**世帯票の配布・回収、集会における変更内容の確認**がある。



パソコンによるデータ管理

#### 自治会台帳作成の情報収集・管理・更新のプロセス



### (2) 台帳作成の課題と対応策の現状

#### ① 自治会が台帳を作成する理由

- 会費徴収（等級・減免等）対象となる会員（世帯）を把握するために必要となる。
- 防災活動の災害避難・救援など、地域に居住するすべての者を把握するために必要となる。
- 敬老会等の活動で、特定の者を効率的に把握するために必要となる。
- 子ども会、消防団、厄年、老人会など、特定の対象者を把握するために必要となる。

#### ② 台帳作成における個人情報保護の現状

- 台帳作成やその内容確認において、世帯個票や加入届出書等に個人情報の取り扱いに関する注意事項を明記し、了承を得る形をとっている場合が多い。
- 自治会規約に個人情報取扱を定め、利用・管理方法を明確化している自治会もある。
- 世帯個票を配布する際、他人が中身を覗けないように個人情報保護用の封筒を用意している。



確認用の世帯票、記入要領、封筒

### ③ 住民台帳作成・管理における工夫の状況

- ❖ 全世帯が集まる定例会を毎月し、台帳の内容に変更があればその都度更新している。
- ❖ 防災情報として利用するため、世帯構成員のうちで不在者（学生の下宿、単身赴任、入院等）、援助を必要とする状況、防災資材（井戸等）の保有状況、職業・資格等を世帯個票に明記している。
- ❖ パソコンでデータ管理するため、**会長がパソコンを使える者を役員（会計等）に指名**している。また、役員が変わっても処理できるように一般的な表計算ソフト（MSエクセル）を使っている。
- ❖ 把握内容が異なることから、自治会住民台帳と防災台帳を別々（二重）に作成している。



### ④ 自治会の住民台帳作成・管理の問題点

- ア 自治会は世帯単位で会費を徴収するため、**世帯主の情報は不可欠だが、特定年代が対象となる活動は世帯全員の氏名・性別・生年月日を把握しないければ対象者の把握、行事の準備・運営**ができない。
- イ 自治会と連携して活動する子ども会、青年会、消防団、女性会、老人会、厄年会などの地域団体についても、自治会加入世帯の全員の情報がなければ入会や参集の呼びかけの対象者が把握できない。
- ウ 各世帯の出生・死亡、就学、転居、入院等を反映させて**毎年更新しなければ自治会活動に有効な住民台帳とは言えないが、世帯個票の更新やデータ集計方法が確立されていない**自治会が多い。
- エ 以前の役員がパソコンで作成したデータ台帳があるが、次の役員がパソコンを使えないと更新されないままのケースがある。

## (3) 自治会の住民情報の把握に関する行政対応の現状

### ① 個人情報保護法の施行

- ア 個人情報保護法の施行により、**公益性を持つ活動にも市が保有する個人情報の提供が制限されるとともに、各種団体で名簿が作成されなくなるなどの“過剰反応”の問題が尾を引いている。**
- イ 法律で**個人情報の取り扱いが厳しく定められているのは、5,000人以上の会員を持つ自治会**に限られる。ただし、それ以下の自治会でも、情報の適正な取り扱いは重要である。



### ② 田原市個人情報保護条例の施行

- ア 田原市では、個人情報保護法に基づき**個人情報保護条例**が平成17年から施行し、自治会に対する住民基本台帳の転入・転出等データや子ども会・老人会等の対象者リストの提供は廃止された。
- イ 自治会が**市保有の個人情報の提供を受けるには、利用目的に公益性があり、かつ適正な情報管理体制が整っていることが条件**となる。※田原市個人情報保護条例による条件
- ウ **市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱**により、**市長が認める公共的団体の公益性の高い活動**には、住民基本台帳の**4情報（住所・氏名・生年月日・性別）**の閲覧が認められている。
- エ 地区自治会長に対する高齢者世帯個人情報の取扱要綱が制定され、ひとり暮らし高齢者見守り活動を行う自治会に対する個人情報（住所・氏名・生年月日・性別）が提供可能になった。

### ③ 市の保有する個人情報の問題点

- ア 近年、**実際の居住者と住民基本台帳の登録者・市の調査との相違**（台帳にあっても住んでいない、台帳にないのに住んでいる）が見られ、居住状況は現地（地域）でなければ分からず状況が見られる。
- 1 市から住民基本台帳の情報提供を受けた場合も、その情報は**住民自身が提出する異動届等に基づいているため、自治会（瀬古）で実際の居住実態を確認する必要**がある。
- ウ 市からの情報提供によって住民台帳は作成できても、**自治会活動の本質から考えると、互いに顔を合わせて情報収集（台帳作成）したものでなければ助け合う気持ちは生まれない**。

### ④ 自治会の住民情報把握に対する市の支援の問題点

- ア 市役所市民課で転入者に自治会加入を呼びかける際、居住地の自治会長の連絡先を知らせており、**自治会ごとに様式が異なるため住民台帳（加入申込書）等を渡すことができない**。
- 1 **広報等は**、自治会を経由して配布しているため、**自治会に非加入者には情報が伝わりにくい**。

## （4）自治会の住民情報把握の全国事例の紹介

### ① 自治会・連合組織による住民情報把握の方策

#### ア 防災台帳の作成

- 田原市でも取り組んでいるが、市町村が世帯全員の氏名・生年月日等の情報を持った住民台帳の保有を地域に呼びかけるのは、防災台帳の作成であり、これが自治会住民台帳として活用されるケースが多くなっている。
- 防災活動であれば、非常時の備えとして、防災台帳の作成として各世帯の詳細情報の提供・共有の必要性が理解され易い。

#### 1 自治会加入届の共通様式の作成

- 豊川市連区長会（自治連合組織）では、市内の自治会共通様式として「加入届」「転入等届」「世帯票」を作成し、市の住民窓口において転入者等に配布し、自治会だけでなく市役所が受け取れる体制を作っている。※田原市の場合、各自治会の様式が異なるために転入者に渡せない。
  - ・ 加入届には、加入者が世帯主の住所・氏名・ふりがな・電話番号、自治会名（市住民窓口又は所属自治会長に確認）を記入して貰う。
  - ・ 転入等届には、異動理由（転入・転出・転居・出生・死亡）、新住所・旧住所、異動者の氏名・ふりがな・生年月日・続柄・性別等を記入して貰う。
  - ・ 自治会では、加入届・転入等届から世帯票に情報を転記し、すべての加入世帯をまとめて台帳として管理している。

#### ウ アパート管理会社からの情報提供

- 自治会からアパートのオーナーに協力依頼し、入居の賃貸契約書に**氏名等の情報を自治会に提供することを承諾する条項**を盛り込んで貰っている。この契約により、その都度本人の了解を得ずに、入居者の情報を自治会に提供することができる。

## ② 行政による自治会の住民情報把握の支援策

### ア 公益活動に対する情報提供制度の充実

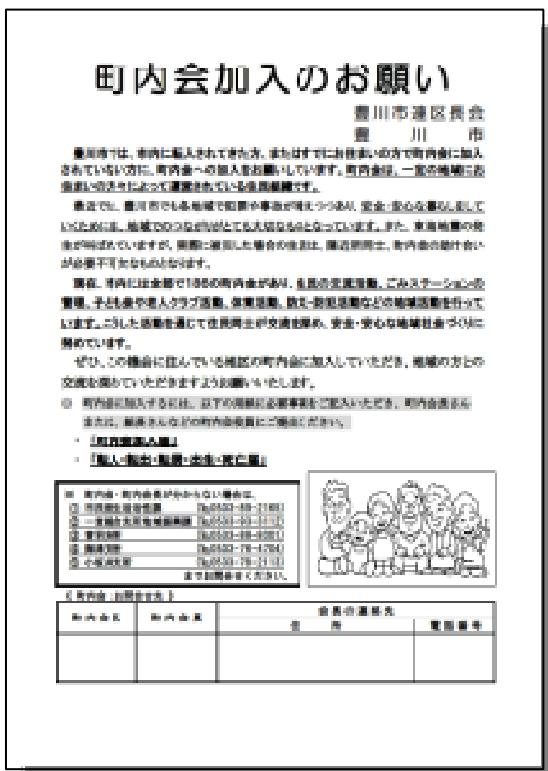
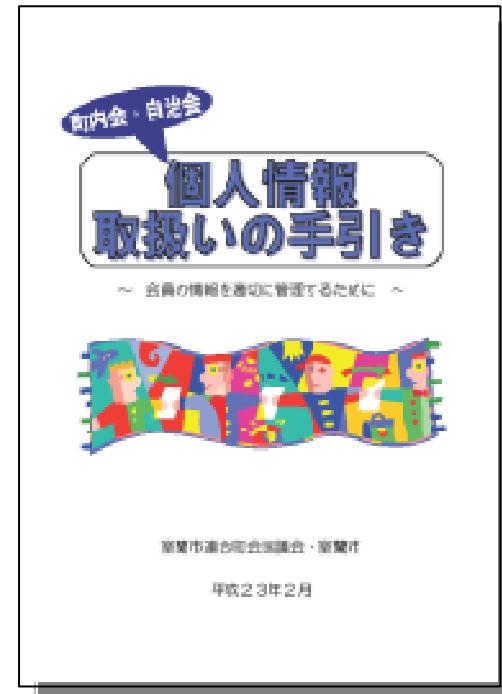
- 東京中野区では、地域支えあい活動の推進に関する条例を制定し、一人暮らし高齢者の名簿を作成し、希望する自治会等に提供できる体制を整えている。  
※名簿の提供を受ける自治会は、市との情報管理に関する協定を締結する。
- 県下市町村には、以前、田原市で実施していたように、毎年4月に各自治会長に対して世帯主の住所、氏名、性別、生年月日の一覧表を提供している町もある。この場合、自治会長を駐在員（非常勤職員）として任命し、市の業務（広報配布等）を実施させる点から個人情報保護法をクリアしているが、全体の中では稀なケースとなっている。

### イ 取扱手引き作成や名簿認証による個人情報保護法対応を支援する制度創設

- 自治会等における個人情報やプライバシー保護に対する過剰反応は、地域コミュニティ活動への個人情報提供やその適正利用の障害となるとともに、活動不参加や共益費負担拒否を容易にする恐れがある。
- 個人情報保護の過剰反応（氏名・住所を教えてはいけない。名簿を作ってはいけない等々）を払しょくする試みが見られる。
  - ・ 室蘭市、長崎市などでは、自治会に対する個人情報の取り扱いに関する手引きを作成し、取り扱いの適正化と過剰反応の抑制を図っている。
  - ・ 箕面市は、市民や各種団体等が安心して名簿作成・管理ができるように、一定基準を満たした名簿作成を市が認証する独自条例（ふれあい安心名簿条例）を制定している。

#### 〔名簿作成・認証の手順〕

- ①規約を作る
- ②名簿管理者を決める
- ③利用目的を伝える
- ④同意を得て情報を集める
- ⑤名簿の原稿を作成（ここで市が認証する）
- ⑥名簿を印刷・配布



- 豊橋市では、市内町内会の加入率が低下しているため、市で自治会加入促進マニュアル（勧誘チラシ、個人情報の注意等）を作成し、毎年配布している。また、自治会に対する個人情報の提供は、自治会所有名簿を持参し、閲覧・照合して行われるケースはあるが実績は少ない。

## 2 目標・改善方策

### (1) 情報把握の目標

✿お互いを知りあうこと、顔の見える関係づくりが自治会活動の基本であることを認識し、活動に必要な会員情報を常時把握し、適正に管理する。

### (2) 情報把握の留意点

- 市の住民基本台帳は、必ずしも現在の居住状況と一致していない！
- 住民情報を集めるところから助け合いの関係づくりが始まる！
- 顔の分かる関係づくり（互いを知り合うこと）が助け合いの始まりとなる！
- 信頼関係に基づく個人情報の適正な取得・利用・管理を徹底する！

### (3) 自治会において取り組む改善方策

#### ① 常時、最も確実な方法で会員情報を把握し、厳格な管理体制を整える！

- ◆互助のための自治会活動であり、情報収集からコミュニケーション形成が始まる（名簿だけでなく顔を確認）。
- ◆市が保有の個人情報は実態と合っていないため、自治会側で再確認を要する。
- ◆現地・現場主義に基づき、情報は現場である各世帯から出してもらう。
- ◆毎年度、役員変更されても活動内容が継続される体制、個人情報が適切に保管（金庫保管等）される体制が整える。
- ◆パソコンやデータ管理のセキュリティを高め、情報管理を万全にする。
- ◆災害時に喪失しない情報管理体制（行政機関との共有等）を整える。

#### ② 個人情報の取り扱いルール作成し、有効活用と保護のバランスをとる！

- ◆個人情報保護法の対象団体ではないが、情報の取扱方法を明確化しておく。
- ◆各世帯から情報提供を受ける際に、使用目的に関する承諾を得ておく。
- ◆情報収集時のプライバシー保護体制を徹底する。
- ◆情報管理者の守秘義務を徹底し、プライバシー保護における信頼を高める。
- ◆情報管理に配慮した上で、地域の互助活動（各種団体）に出来る限り情報を提供する。
- ◆情報収集の際に、常時共有して良い情報と秘匿すべき情報を明確にする。

#### ③ 地域状況に応じた効率的で利用・管理しやすい台帳システムを整える！

- ◆自治会規模に応じて、役員の事務負担が少ない住民台帳作成システムとする。
- ◆小規模自治会は手書き台帳、大規模自治会はパソコンデータ台帳が効率的となる。
- ◆住民台帳に各種活動（防災含む）に必要な内容を盛り込み、台帳を一本化する。
- ◆パソコン管理の場合、次の役員が対応できる簡易なソフトとする。

#### ④ 安心して情報提供できるような民主的で信頼される自治会運営を実現する！

- ◆自治会の活動は、公平で民主的な合意形成の上で行われていることを示す。
- ◆役員は規約や総会決定事項を遵守するなど、常に会員から信頼される行動する。

### (4) 会員・加入予定者に対する個人情報取扱の改善方策

#### ① 円滑な情報収集のためにも、個人情報の必要性・使用目的を明確にする！

- ◆自治活動の中で無理のない形で住民情報（世帯全員）を把握し、災害発生時には被災者救済カルテに活用する。
- ◆非常時の場合を考えた台帳管理や、災害時の情報提供範囲を明記することが必要となる。
- ◆活動には、世帯全員の氏名・性別・生年月日、電話、住所、援護の有無、防災器具所有、ペットの有無等の情報が必要となる。

#### ② 情報の正確性を保つため、個人情報の提供・更新への協力を常時依頼する！

- ◆住民台帳は、毎年内容を確認・更新し、常に活動に使える状態にしておく。

#### ③ 自治会未加入者への加入を働きかける！

### (5) 市・連合会・地域社会全体で取り組む改善方策

#### ① すべての自治会で住民台帳（防災台帳）を完備する！

- ◆地域コミュニティ連合会で必要事項を盛り込んだ住民台帳の共通様式を作成する。

#### ② 地域コミュニティ活動の重要性、自治会等の役割に対する市民の認識を高める！

#### ③ 地域コミュニティ、行政、事業者等が連携して住民台帳作成・管理を進める！

- ◆地域コミュニティ連合会において、住民情報の管理する台帳システム（共通様式・集計ソフト等）を作成する。
- ◆防災用に自治会台帳を市で保管する体制を整える。

## ■第一テーマ 「住民参加の推進」

3

### 活動参加の拡大 に関する検討

## 1 自治会・校区協議会における活動参加の実態

## (1) 自治会・校区コミュニティ協議会の活動状況

## ① 地区自治会・校区・校区コミュニティ協議会の関係と役割

◆地域コミュニティの基本はまず家庭や隣近所であるが、それらでは対応出来ない課題を地区自治会で、地区自治会では対応できない課題や近隣の自治会・各種団体等が連携することで対応力の上がる場合に校区や校区コミュニティ協議会で取り組んでいる。

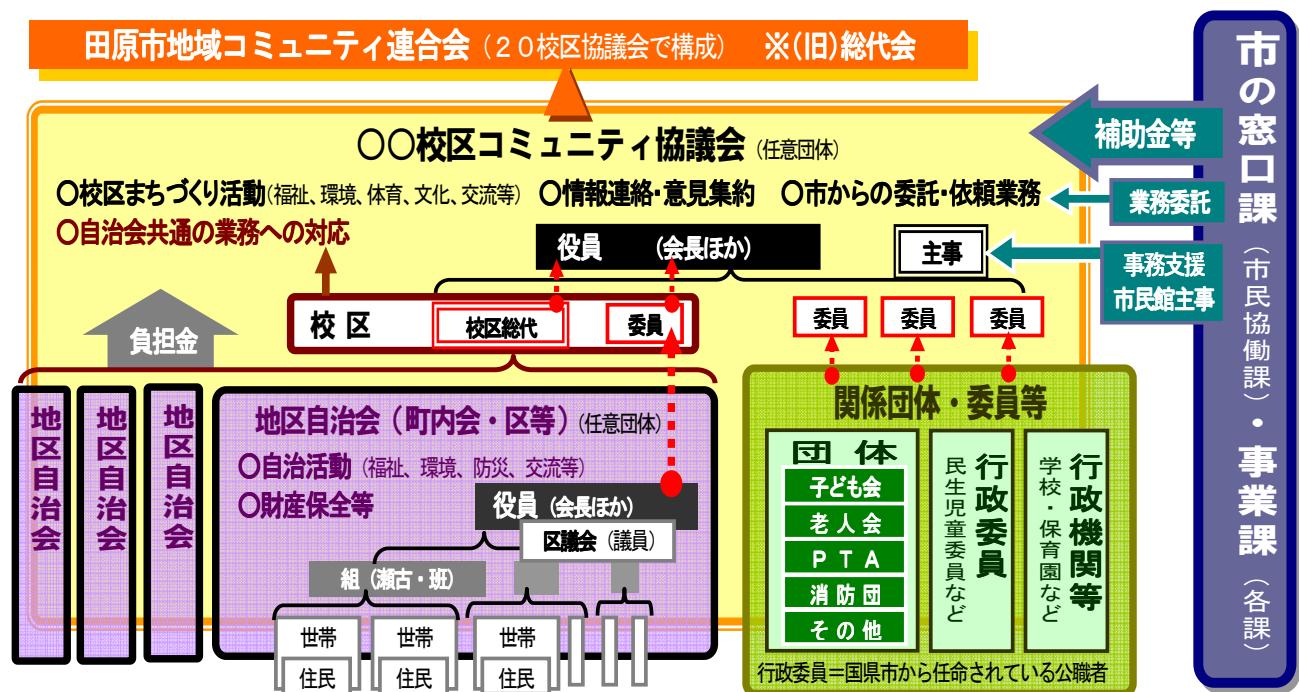
○地区自治会は住民共助の中心的な役割を担うとともに、市・校区コミュニティ協議会などと連携して住みよいまちづくりを進めている。

○校区は小学校内の自治会の連合組織として、相互連携又は役割分担しながら共通課題への対応を進めている。※自治会数の少ない校区は、その機能が校区コミュニティ協議会に含まれている場合が多い。

○**校区コミュニティ協議会**は、校区内の課題に対し、自治会、地域団体、行政委員、事業者などが相互に調整・協力しながら対応を進めている。

○**田原市地域コミュニティ連合会**は市内すべて校区コミュニティ協議会によって、田原市地域コミュニティ連合会(前総代会)を組織し、市との連絡調整や情報交流等を行っています。

## ■田原市の地域コミュニティの標準的な組織体制



## ② 地域コミュニティ活動の具体的な内容

・自治会や校区コミュニティ協議会の活動は、**A組織運営**、**B公共施策協力**、**C地域公益活動**、**D生活互助活動**の4つの内容に分類でき、この内容に応じた参加の拡大が考えられる。

○市が実施したアンケート調査等から4区分に分類したが、これらの活動をすべての地域コミュニティ団体が実施しているものではない。

### 地域コミュニティの活動内容（総括図）



ア **A組織運営**と**B公共施策協力**の場合は、会長、副会長、書記、会計等の幹部や瀬古長・組長、評議員・区議員、財産管理委員会や整備委員会等の役職者が会長の指示に基づき活動している。

#### « « « A組織運営の具体的な内容 » » »

(ア) 事業計画等	○地域計画づくり ■事業計画・事業報告作成 ■規約等制定 ○地区土地利用調整 ■行政要望取りまとめ
(イ) 組織運営	■総会 ■役員会 ●評議員・区議員会 ○専門組織（財産管理、総合整備） ○特別委員会 ○引継ぎ会
(ウ) 会員管理等	■会員台帳 ○加入勧誘 ■会費徴収 ○会費減免審査 ○出不足金徴収 ■役員選任・名簿作成 ■連絡網作成
(エ) 経理等	■予算・決算 ■会計経理 ■補助申請 ■会計監査 ●組・瀬古支援 ○税務処理 ●地縁団体手続き ○事務員雇用 ○パソコン導入 ○役員旅行
(オ) 情報連絡	■お知らせ ○会報 ■各種文書回覧 ○掲示版 ●地区放送 ○戸別私書箱 ■意見収集 OHP ○アンケート
(カ) 施設設置等	■集会所 ●地区放送設備 ●広場・遊園地 ○運動場 ○駐車場 ●山林等財産 ■預金等
(キ) 財源確保等	○集会所等使用料 ○飲料水自販機設置 ○土地貸付 ○海水浴場運営 ○市民農園整備管理 ○産直販売所運営

記号の意味  
■=殆どの自治会で行われる活動  
●=多くの自治会で行われる活動  
○=一部で行われている活動  
★=他の市町村に見られる事例  
—=校区・校区コミ協議会で共同実施されることが多い活動

#### « « « B公共施策協力の具体的な内容 » » »

(ア) 市等の依頼	■各種行政文書配布 ■行政情報周知 ■ポスター掲示 ■行政委員推薦 ■敬老等祝い金配布 ■統計調査協力 ■ゴミ分別等説明会 ○市政報告会 ○行政への意見 ●各種要望 ●市会議出席 ●法的同意 ○イベント協力
(イ) 市等の受託	■ゴミステーション管理 ●道路維持・砕石敷 ○排水機・橋門維持 ○市公園等管理 ○農集排水処理施設維持管理 ○市施設指定管理 ○林道補修委託

❶ **C地域公益活動**の場合は、自治会・校区コミュニティ協議会の**自主的活動**として、**不特定多数の住民等を対象に役員が段取りし、多くの会員（住民又は団体）が役割分担して実施**している。

### « « « C地域公益活動の具体的な内容 » » »

**(ア) 住み良さ**

- あいさつ運動 ○活動参加の呼びかけ ○会報による人物・活動紹介 ○他地や交流

**(イ) 環境保全**

- 道路・河川草刈・清掃 ●道路枝払い ●水路さらえ ○毎月清掃の日実施 ○荒地・廃屋適正管理依頼  
○遊休地対策 ○不法投棄監視・撤去 ○公害監視

**(ウ) 環境向上**

- 花壇整備・管理 ○沿道緑化 ○樹木植樹（桜等） ○植物保護 ○里山保全利用 ○河川浄化活動 ○ホタル育成

**(エ) 衛生対策**

- 樹木消毒 ○屋内消毒 ○畑焼き ○野犬・害獣対策 ○アルゼンチンアリ等害虫駆除

**(オ) 交通安全**

- 交通安全街頭指導 ●交通安全旗・看板設置 ●カーブミラー要望 ○信号要望 ○歩道等要望 ○交通少年団支援

**(カ) 防犯**

- 防犯灯・看板整備・管理 ○防犯パトロール・夜警・パレード ○各戸門燈点灯 ○防犯連絡所 ○通学路点検

**(キ) 消防・防災**

- 自主防災組織運営・訓練 ■防災備品等整備 ●土嚢備蓄 ●防火用水確保 ●消火栓器具設置  
■消防団活動支援 ○消防署法大会支援

**(ク) 文化伝承**

- 地区史編纂 ○文化財保存活動・支援 ○地域文化保存活動・支援（神楽・盆踊等）

**(ケ) 社会福祉**

- 赤十字社社資協力 ■社会福祉協議会会費協力 ■赤い羽根等各種募金協力・義捐金

**(コ) 公益貢献等**

- 戦没者追悼式 ○ボランティア表彰 ○各種委員支援（民生児童委員、保護司、更生保護女性会等）

**(サ) 神社活動**

- 祭礼（月次祭、元旦祭、春祭り、秋祭り、新嘗祭、大祓等） ●社等造営 ●会計処理・財産管理 ●境内等清掃

❷ **D生活互助活動**の場合は、自治会・校区コミュニティ協議会の**自主的活動**として、地域内の**特定の方々を対象に役員が段取りし、多くの会員（住民又は団体）が役割分担して実施**している。

### « « « C地域公益活動の具体的な内容 » » »

**(ア) 親睦**

- 盆踊り・夏まつり ●コミュニティまつり（神社祭礼） ○バーベキュー大会 ○懇親会・親睦旅行  
○七夕会・クリスマス会・お月見会・潮干狩り・地引網等

**(イ) 祝賀**

- 誕生祝（祝い金） ○入学祝・卒業祝 ○成人祝 ○厄才 ○金婚祝 ○還暦祝

**(ウ) 慰靈**

- 靈園整備・管理 ○葬具整備・管理 ○初盆供養 ○精霊流し等 ★自治会葬

**(エ) 子ども育成**

- 入学祈願祭（神社） ○子ども御神輿作成 ●保育園協力支援 ●小中学校協力支援 ●危険箇所点検  
○非行防止巡回 ○学童農園整備・管理 ○家庭教育推進活動

**(オ) 高齢者対策**

- 敬老会 ●独居老人見守り活動 ○介護予防講座 ★安心カード ★高齢者サロン ★乗り合いタクシー

**(カ) 体育・健康**

- 運動会 ●スポーツ大会（ソフトバレー、ソフトボール等） ●ラジオ体操 ○スポーツ講座・教室 ○健康講座

**(キ) 生涯学習**

- 市民館まつり ●文化芸能発表会 ○文化展示会 ○陶芸・わら細工教室

**(ク) 団体等支援**

- 各種団体支援（○子育ての会、●子ども会、OPTA、○青年会、○女性会、●老人会、○スポーツ・文化クラブ）

《参考》これらの活動は、田原市内の認可地縁団体（68団体）の予算・決算書の中から抽出

## (2) 活動参加の課題と対応策の現状

### ① 参加が得られない要因

#### ア 社会の変化

- (ア) 少子化・高齢化による人口構造の変化などにより、活動内容や担い手確保等の面から**従来の自治会活動が維持できなくなっている。**
- (イ) 高度情報化・職業の多様化の進行、経済優先のライフスタイル、価値観の変化に伴って、**行過ぎた個人主張と社会的な義務不履行の風潮が拡大しつつある。**
- (ウ) 行政だけでは対応できない社会問題に対し、住民に身近な**地域コミュニティへの期待は益々大きくなっているが、地域側の体制が整っていない**（負担になっている）。
- (エ) 経済的な豊かさの向上に伴い、**家庭・職場・地域のつながりが希薄になり、扶助・互助の仕組みが損なわれてきている。**

#### ■共同活動から個人活動、そしてまた共同活動に

- 例えば、かつてはどこの集落にも存在した消費組合は、生活に不可欠なサービスを地域全員出資で共同調達するものであったが、高度経済成長に伴う小売り・流通の発達により、集落部においても共同購入ではなく、それぞれ個人の責任で商業者を選択し、サービスを受けるようになったために共助関係は消滅した。
- しかし、その後、本格的な車社会の到来と、スーパーマーケットなど大資本による価格競争などによって、集落部で営んでいた小売業は廃業・衰退に至っている。そして、車の運転ができない高齢者が多く住む地域では、再び生活必需品を整えるのに地域の助け合いが必要となっている。

#### イ 地域コミュニティ活動の限界

- (ア) 自治会や校区コミュニティ協議会は、地域公益活動に加えて、特定の会員を対象とする生活共助活動を行うが、**特定個人の困りごとを専任で対応することは技量的にも組織体制的にも限界がある。**
- (イ) **非加入者・非参加者が自治会や地域コミュニティ協議会の活動の恩恵を受け、或いは活動の障害になっていても、任意団体であることから加入・参加を強制できない。**

#### ウ 運営側（役員・スタッフ）と参加側での参加しない理由

- (ア) **運営側・参加側の両方ともに、年間の行事が明確でないと参加を予定できない。**
- (イ) **運営側・参加側の両方ともに、活動（行事）の目的が明確でないと参加意欲が下がる。**
- (ウ) **運営側では、事前説明が不十分で自分の役割が明確でないと参加意欲が下がる。**
- (エ) **運営側では、上位の役員から一方的に命令されると参加することが嫌になる。**
- (オ) **運営側・参加側の両方ともに、行事が参加しにくい曜日・時間（平日・昼間）になっている。**
- (カ) **運営側・参加側の両方ともに、行事が忙しい時期に行われるため都合がつかない。**
- (キ) **運営側・参加側の両方ともに、活動に参加しにくい雰囲気がある。**
- (ク) **運営側・参加側の両方ともに、意見を取り上げて貰えないと参加意欲が下がる。**
- (ケ) **運営を一部役員だけで決定し、その内容が不透明になっていると参加意欲がわかない。**
- (コ) **参加側では、活動内容に魅力がない・効果が期待できないと参加意欲がわかない。**

- (サ) 参加側では、参加することで役員が回ってくるのではないかという心配がある。
- (シ) 校区コミュニティ協議会の運営側では、自分の所属団体の業務が忙しくて対応できない。
- (ス) 校区コミュニティ協議会の運営側では、自分の所属団体の業務とは全く関係のない部会に配属されると参加意欲が下がる。
- (セ) 校区コミュニティ協議会の参加側では、校区コミュニティに関する認識が不足しているため、参加をちゅうちょしてしまう。
- (リ) 校区コミュニティ協議会の参加側では、自治会以外に知り合いがないため参加しにくい。



## ② 自治会の活動内容による参加の傾向（課題と対応）

ア 自治会の**A組織運営**（事業計画・方針決定、組織運営、会員管理等、経理等、情報連絡、施設等設置・管理、財源確保・管財）は、会長の指示の下に各役員が分担実施するが、特に自治会規模や地域状況によって状況が異なる傾向が見られる。

- (ア) **大規模な自治会**は、様々な役職を設けて役割分担する体制を整えており、また、恒常に事務仕事が多くある場合には事務員を雇用している。
- (イ) **小規模な自治会**は、会長等役員の役割・負担が非常に大きく、個人の資質に左右される面もあるが、役員経験者の協力や全戸参加の定例会開催等の協力体制が整っているため円滑に運営できている。
- (ウ) **従来からの居住世帯で構成される自治会**の場合は、特に問題のない限り、役員も一般会員も既存ルール・役割を認識し、円滑に活動している。
- (エ) **転入世帯や一時居住者が多い自治会**の場合は、地域意識や連帯感が欠如し、役員への就任を拒否したり、組長等の役割放棄するケースが見られる。
- (オ) **自治会規模に関係しない対応**には、引継書等により自治会活動や役員業務を分かりやすく示したり、パソコンによる回覧等作成・台帳管理の省力化、年代別役員による役割分担などが行われている。

イ 自治会の**B公共施策への協力**（行政文書配布、行政情報周知、行政委員推薦、統計調査協力、説明会開催、ゴミステーション管理、道路維持・碎石敷、各種公共施設管理等）は、会長等の主要役員が中心に実施するため、会長が多くの業務を抱える小規模な自治会では大きな負担となっている。

- (ア) **各種行政文書配布・回覧**では、役員が一軒ずつ配布する方法、回覧箱等で回す方法、月例集会で配布する方法、会員が集会所の私書箱に取りに来る方法がある。
- (イ) **各種行政委員の推薦**では、適任者を探し、就任承諾を得るのに苦労している。校区内の自治会で調整しなければならない役職もある。
- (ウ) **ゴミステーション管理**では、廃棄物減量等推進員だけでは全ステーションを管理できないため、自治会役員や各組で当番を決めて適正なゴミ出し指導と周辺清掃を行っている。
- (エ) **道路維持・碎石敷**では、道路補修必要箇所の連絡や、グレーダーや碎石敷による整備は、住民等からの連絡・要望に基づき役員が対応しているが負担は大きくない。
- (オ) **各種公共施設管理受託**では、市から自治会に委託された公園等管理をその施設を良く知る団体や老人会等に再依頼しているため、直接役員の業務になることは少ない。
- (カ) **その他市依頼等事項の対処**には、意見聴取・とりまとめ、イベント等協力があるが、簡単なことでも対応期間が短いと苦労するので事前連絡が重要となる。

〔ウ〕地域全体の住み良さの向上を目指した**C地域公益活動**（あいさつ運動、道路等清掃、花壇整備、里山保全、衛生対策、交通安全運動、防犯パトロール、防犯灯設置、自主防災活動、地域文化伝承、募金、戦没者追悼式、ボランティア表彰、神社祭礼等）は、**会長等役員が段取りし、多くの住民が役割分担して実施**するため、その状況は地域事情で大きく異なる。

- (7) **公平負担の確保**として、**出不足金制度、参加困難者に対する割増会費**を設けている自治会がある。  
また、各種役員の総数が多い自治会では、役員だけで清掃活動等を実施する場合もある。
- (イ) **全員参加が前提となる活動**では、**全員参加や一斉行動がないと成果が上がらないばかりか、欠席者**によって余分な作業が生じてしまう。
- (ウ) **専門知識や技能が必要な活動**（防犯活動、花壇整備、里山保全、ホタル繁殖、文化伝承等）は、**有志が集まって団体を結成**したり、自治会からの依頼で**特定の仲間や団体が実施**している場合が多い。
- (エ) **自治会や校区の地域公益活動（防犯、里山保全等）・生活互助活動（親睦イベント等）とNPO活動**は、ともに**市民が社会貢献するもの**であり、若者や定年退職者などが楽しみながら参加できる。
- (オ) **地域の神社**は、地域住民の安全と繁栄を願って祀られるが、**自治会活動の一環で行う場合は憲法で保障された信教の自由に配慮**しなければならない。

〔エ〕地域の助け合いやそのための連帯感・地域意識を醸成する**D生活互助活動**（盆踊り等親睦行事、敬老会、高齢者見守り、各種スポーツ大会、文化芸能発表会、子ども会等団体支援等）は、**役員が段取りし、多くの住民又は団体が役割分担して実施**するため、その状況は地域事情で大きく異なる。

- (7) **親睦イベントの参加によって顔見知りになり、自治会活動や助け合いへの参加のきっかけなること**から、bingoゲーム・餅投げなど誰でも参加できる集客力の向上を図っている。
- (イ) **保育園・小学校と連携**した行事で、その父兄・祖父母等の参加を得ている。
- (ウ) 地域（自治会等）で、子どもの誕生祝（祝い金）、入学祝、成人祝など**個人に対する祝い事**や、高齢世帯の粗大ゴミ処分の手伝い等の**助け合いを行うことで地域帰属意識・連帯意識が高まる**。
- (エ) **自治会の親睦行事**では、以前は青年会が盆踊り、子ども会がラジオ体操、婦人会が敬老会などを担っていたが、**青年会・婦人会のよう**に**団体が消滅・弱体化すると自治会役員が受け持つこととなる**。
- (オ) 自治会・校区コミュニティ協議会は、**地域内の子ども会、老人会、文化・スポーツ団体を支援し、**それらの**地域団体の活動を通じて互いに助け合える関係づくり**が進められている。
- (オ) 自治会や校区コミュニティ協議会の**親睦行事で、祭り組織や厄年仲間が年代を引き継いで受け持つ仕組み**で、**若者の地域づくり活動への参加のきっかけや人材育成**になっている地域がある。

〔オ〕活動全般に関わることとして、**住民意見の反映、方針・ビジョンの策定、情報公開などにより民主的で開かれた運営を実現することが参加拡大の前提**となっている。

### (3) 活動参加の拡大に関する行政対応の現状

#### ① 自治会活動の参加拡大を市が支援する根拠

- ア 自治会・校区コミュニティ協議会等は、**田原市市民協働まちづくり条例**（平成20年4月施行）で**協働のまちづくりの柱として位置付け**られている。
- イ 「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」を振興方針とする**田原市地域コミュニティ振興計画**（平成19年3月策定）に基づき**4つの振興策に取り組んで**いる。
- ウ 市は**地域コミュニティ活動促進要綱**（平成23年4月施行）に基づき、協働関係の構築、人的支援、財政的支援、活動環境の整備を行っている。
- エ 市は、**地域コミュニティ団体業務に関する基本方針**（平成23年3月）を定め、自治会・校区コミュニティ協議会に対する**協力依頼・委託の適正化**を進めている。

#### ② 行政支援における問題点

- ア 地域コミュニティ団体に対する支援は、平成23年度に十年来の大幅な見直しを行い、地域の自主性を高める形で各種補助金を一本化したが、今後も**地域側の活動内容に合わせた支援と一層の手続き簡素化**が求められている。
- イ 地域コミュニティ団体の活動支援として、すべての校区コミュニティ協議会（20団体）にコミュニティ（市民館）主事1名を配置しているが、**校区規模のばらつきに伴う自治会活動支援、校区コミュニティ活動、市民館活動の業務量にも大きな差**がある。

#### ③ 依頼業務における問題点

- ア 国・県、市町村を含めて、地域主導でまちづくりが進められていることから、行政から地域への働きかけや協力要請は今後が益々増加する傾向にあるが、地域自治の主体となる**地域コミュニティ団体の運営体制はこうした要請にすべて対応することは困難**な面がある。
- イ 校区コミュニティ協議会（20団体）、地区自治会（106団体）の規模に大きなばらつきがある中で、ほとんどの場合で**同一条件を基本に業務委託・協力依頼を行っているため、大・小それぞれで対応しにくくなっている**面がある。

## (4) 活動参加の拡大の全国事例の紹介

※田原市内では見られない活動事例

### ア 高齢化の進む地域内での助け合い【東京都立川市大山自治会など】

- 自治会役員による24時間相談体制、押し売り撃退、終焉ノート作成など、地域の助け合いによって住民個人の困りごと、心配ごとの解消を目指すことで100%自治会加入を実現している。

### イ 地区社協・各種委員による専門課題の解決【全国各地】

- 地域単位の社会福祉協議会設置や専門委員を設置することによって、地域の福祉活動等に必要な専門情報や技術を入手し、地域内で活動展開できる体制を構築することができる。

### ウ 定年退職者を活用した活動展開【堺市東区南八下地区】

- 定年退職者の持つ技能を生かした活動や、ボランティアによる集会施設の管理運営を行っている。

### エ 母の日、父の日、敬老の日の手紙朗読【鹿児島県鹿屋市柳谷地区】

- 母の日、父の日、敬老の日に、都会で暮らす子どもが田舎に残る父母に送ったメッセージを高校生が有線放送で朗読する。これを行ってから住民の結束が一層強まった。

### オ 地域バス運行【名張市錦生地区ほか】

- ほっとバス錦運営協議会（錦生地区）がコミュニティバスを運営している。

### カ 小売店撤退後の青空市場・コミュニティカフェ【横浜市公田町ほか】

- 食料品や生活雑貨の店舗が閉店・撤退し、日常生活に支障をきたしている高齢者等のために、ボランティアで青空市場や雑貨店、軽食提供する飲食店を経営している。

### キ コミュニティビジネスの展開【鹿児島県鹿屋市柳谷地区、愛媛県内子町石畠地区、徳島県上勝町など】

- 土着蔵による堆肥や焼酎の製造・販売、農家民宿、葉っぱビジネスなどの地域環境を活用した活動を展開することにより、地域の結束を高めつつ地域コミュニティを活性化・維持している。

### ク 新聞に自治会活動の記事を連載【横浜市】

- 自治会加入・活動参加のきっかけづくりの3つのポイント（①加入を働きかける、②加入の魅力を高める、③活動を知らせる）のうち③の実践として、地元新聞社に依頼し、記事を掲載している。

### ケ 地域コミュニティ活動の情報交換による課題解決【横浜市、恵那市ほか】

- 地域コミュニティの連合組織において、各地域の活動内容を発表・情報交換を行っている。

### コ 地域コミュニティ連合組織の連携による課題解決【岐阜県ほか】

- 岐阜県では、地域コミュニティ組織の県組織、地域組織があり、それぞれで情報交換、研修会などを行っている。

## 2 目標・改善方策

### (1) 参加拡大の目標

・みんなが参加し、互いに尊重・助け合う地域づくり 【活動目標と同じ】

### (2) 参加拡大の留意点

- 地域内の助け合いで課題を解決することの必要性について理解を得る！
- 全員が助け合い（地域コミュニティ）の当事者という認識を持つ！
- 全員の参加を呼びかけ、活動の効果・効率を確保する！
- 親睦行事の中で連帯感を育み、助け合いの活動へと展開させる！

### (3) 自治会・校区コミュニティ協議会において取り組む改善方策

#### ① コミュニティ活動の目的・必要性を明らかにし、情報発信する！

- ◆個人・行政では対応できない地域課題を助け合いで解決することが地域コミュニティ活動の目的で、予防的な活動を含む。
- ◆校区コミュニティ協議会や自治会で地域ビジョン・地域計画を策定しながら、課題・目標・施策を共有する。
- ◆歴史の長い自治会の場合には何をする組織かが不明確になっていることがあり、活動目的を再確認する必要がある。
- ◆新しく出来た校区コミュニティ協議会の場合には活動に関わった者しか内容が分からず。
- ◆組織運営体制、活動目的・内容を盛り込んだ会報やホームページを作成し、情報発信する。

#### ② 会員全員が活動の役割を分担する体制を構築する！

- ◆組織運営と公共施策協力は役員中心に実施するが、地域公益活動や生活互助活動は全員の協力がなければ実施出来ない。
- ◆役員だけで課題解決を行うことは不可能である上、役員の負担が大きくなることで役員のなり手がなくなる。
- ◆すべての会員が当事者意識を持って活動に参加することで、地域公益活動や生活互助活動などの効果が向上する。
- ◆大勢の会員が参加すれば、活動内容の理解の拡大・効果の向上が期待できるとともに、顔見知りの輪が広がる。  
例) 環境美化活動では、清掃することを通じて、ゴミを捨ててはいけないという意識啓発となる

#### ③ 誰でも（特に女性）が参加しやすい条件を整え、全員の参加を目指す！

- ◆女性が参加しやすい条件（曜日・時間帯・男女割合）を整え、女性の参加を得ることが改善のきっかけとなる。

#### ④ 民主的な方法で活動内容（目標、組織体制、事業手法・内容）を適正化する！

- ◆複数年の役員体制など、課題に対する取組が継続できる体制を整える。
- ◆常に会員からの意見を吸い上げ、内容を改善できる体制を整える（意見が反映されない組織に参加は得られない）。

- ◆地域コミュニティも組織である以上、ビジョン・目標を設定し、機能を整え、成果向上を目指した活動の見直しが必要となる。
- ◆地域コミュニティ活動は不効率な活動を切り捨てるとはできない）【役割分担はしても会社の上司部下の関係ではない。】

## ⑤ 各種団体を支援し、それらと連携して活動することで、人の輪を広げる！

- ◆各種団体を育成し、自治会役員だけでなく、各種団体と連携・分担して活動することで、大勢の人が関わるようになる。

## ⑥ 自治会・校区コミュニティ協議会等の間で、連携・役割分担する！

- ◆小規模な自治会では実施困難な活動や単独で実施しても効果の上がらない活動を校区コミュニティ協議会で実施する。

## (4) 会員・加入予定者に対する参加拡大の改善方策

### ① 個人状況に配慮しつつ、人の行動決定要素からの直接的な呼びかけを行う！

- ◆自分の理想（希望）、きっかけ（機会）、現実的理性（理論的合理性）、情（感情）の4つ考慮しながら参加を呼び掛ける。

### ② 様々な行事による参加機会（きっかけ）を用意する！

### ③ 活動の個人生活へ貢献を示すとともに、役割・負担を均等化する！

- ◆参加・協力を得るには、自分たちの暮らしにどのように役立っているかを示すことも必要となる。

## (5) 市・連合会・地域社会全体で取り組む改善方策

### ① 全住民による、全住民のための自治会活動を実現する！

### ② 地域コミュニティ活動の重要性、自治会等の役割に対する市民の認識を高める！

- ◆組織の目的・必要性に加えて活動内容などの情報提供が不足し、運営内容が一般の会員に見えていないことが多い。
- ◆条例での位置付けなどにより、地域コミュニティ活動を公に認める取組する。

### ③ 地域コミュニティの活動や人材育成を行政等が支援する！

- ◆他地域の成功事例を情報交換し、活動を改善する。（優良活動発表会、事例集作成）

※このほか「1自治会・校区コミ協議会の活動参加の実態」の②を参考にした活動の実施！

## 地域コミュニティ活動の情報発信

**田原市  
地域コミュニティ連合会**

みんなが参加し  
互いに尊重・助け合う  
地域づくりを目指して



HOME 連合会長あいさつ 田原市地域コミュニティ連合会とは 連合会規約 連合会発行物 地域コミュニティお役立ち資料

イベントカレンダー 情報コーナー 校区まちづくり推進計画 リンク お問い合わせ

イベントカレンダー 各校区のイベント情報を掲載しています。▶連合会カレンダー

六連	津戸	太草	田原東部
田原南部	豊浦	田原中部	衣笠
野田	高松	赤羽根	若戸
和地	堀切	伊良湖	龜山
中山	福江	清田	泉

お知らせ  
田原市地域コミュニティ連合会からのお知らせです。

2012/05/24 堀切校区のイベントカレンダーを更新しました。終了したイベントについてはPDFにて紹介しています。

2012/04/24 堀切校区のイベントカレンダー(4月)を更新しました。

2012/03/16 福江校区のイベントカレンダーを更新しました。

2012/02/21 連合会会報第2号を発行しました。

2012/01/30 清田校区のイベントカレンダーを更新しました。

2012/01/25 田原東部校区のイベントカレンダーを更新しました。

### ◎田原市地域コミュニティ連合会ホームページ

<http://tahara-komiren.com/>

**田原市  
地域コミュニティ連合会**

会報第4号  
2013.1.15

田原市地域コミュニティ連合会は、市内20校区で活動しているコミュニティ協議会の連合組織で、平成23年度に発足しました。地域活性化のための調査・研究、月1回の定例理事会での意見交換、交流スポーツ大会の開催、市への提案・要望活動、自治会加入促進活動などを行っています。

**平成24年度の連合会活動方針**

**目標とする地域社会** 誰もが暮らしやすい社会

**活動の目標** みんなが参加し、互いに尊重・助け合う地域づくりの場

**推進項目**

- ①コミュニティ活動の目的・目標をみんなで共有しましょう。
- ②一人ひとりが出来ることから取り組む全員参加のまちづくりを進めましょう。
- ③情報交換や交流イベント等により連携意識を高め、人づくりを進めましょう。

**地域コミュニティ支援の提案書を田原市長に提出**

10月2日(火) / 田原市役所 / 連合会正副会長出席

田原市民協働まちづくり条例」で、まちづくりの基礎的団体と位置付けられている地域コミュニティ団体への支援を求める提案書を、田原市長へ提出しました。

内容は、昨年度提出した提案を引き継ぐとともに、「田原市地域コミュニティ活性化研究会」の調査・研究結果から、主に自治会活動の充実を目指すための項目を盛り込んでいます。

連合会からの提案説明に対し、鈴木克幸田原市長は、「地域づくりの自主的活動に対して感謝申し上げる。地域コミュニティの活性化につながるよう取り組んでいきたい」と述べました。

●**提案項目**

提案区分	提案項目	詳細
1 市の地域コミュニティ支援 に関する提案	①支援体制の継続・充実	まちづくりドバイダー、事務局機能など
	②補助金等の継続・充実	活動補助金、微費賃借補助金など
	③活動拠点整備の継続・充実	市民館の整備、充実など
	④自治会加入促進への協力	各種懇親、市役所窓口での協力依頼など
	⑤住民情報把握への協力	住民帳、防災台帳作成支援など
	⑥活動参加拡大への協力	地域コミュニティ活動の重要性の啓発など
2 市の施策推進に関する提案	①公共事業の早期着手・推進・完了	校区まちづくり推進計画の行政主導事業など
	②地域への協力依頼の適正化	市依頼業務の内側・時期の改善など
	③地域の人材育成支援	行政委員・団体等の体制強化・人材育成など
3 その他の地域づくりに関する提案	①校区交流スポーツ大会の継続開催	校区交流スポーツ大会の競技運営など

田原市地域コミュニティ連合会 会報第4号(1)

### ◎田原市地域コミュニティ連合会会報 ※年2回発行

## ■第二テーマ 「地域活動の活性化」

4

# 地域団体活性化 に関する検討

# 1 自治会等における地域団体の実態

## (1) 地域団体の活動状況

【分析資料】 ○自治会アンケート調査 (H23.7)  
○市関係課保有データ ○活性化研究会委員コメント等

### ① 地域団体の種類

- ❖ 各地域において、さまざまな団体が主に地域住民を構成員として組織されている。
- ❖ 県や国に連合組織を持つような団体は、市内にほぼ一律に組織されている。
- ❖ 最近では、地域の実情に応じて発足する固有の団体も増えてきた。

- ア 子ども会** \*地域における子どもの健全育成を目指す活動／112団体
- イ 青年会** \*地域における若者同士のつながりを築く活動／10団体
- ウ 女性クラブ（婦人会）** \*地域における成人女性の修養・趣味の活動や社会活動／36団体
- エ 老人クラブ（老人会）** \*地域における高齢者の生きがいと健康づくりの活動／145団体
- オ 保育園保護者の会・幼稚園PTA** \*各園の運営や行事への協力活動／21団体
- カ 小中学校PTA** \*各学校や地域における児童・生徒の健全育成活動／27団体
- キ 消防団** \*地域における火災の警戒と鎮圧、災害防除や被害軽減の活動／10分団25車両
- ク 祭りの会** \*地域の氏神様等で祭礼や余興などの活動
- ケ 地域保全の会** \*地域の里山や貴重な動植物等の保全活動
- コ 子育ての会（サークル）** \*子育て世代による親睦、勉強会などの活動
- サ 文化サークル** \*地域の愛好家による発表会や技術向上、親睦会などの活動
- シ スポーツサークル** \*地域の愛好家による大会参加や技術向上、親睦会などの活動
- ス スポーツ少年団** \*スポーツを通した子どもたちの心身を育てる活動／10団体
- セ その他の会** \*地域づくり団体、郷土史の研究会、福祉サークルなど多種多様

### ② 連合組織の状況

- ❖ 地域団体には、市や県などの単位で連合組織が存在するものがあり、上部組織から情報提供を受けたり、各種大会や研修等へ参加したりしている。
- ❖ 校区単位でまとまって活動している地域もある。
- ❖ 一部の文化サークル、スポーツサークルの中には、それぞれ文化協会や体育協会に所属しているものもある。

- ア 子ども会** \*【市】【県】【全国】子ども会連絡協議会
- イ 老人クラブ（老人会）** \*【市】【県】【全国】老人クラブ連合会
- ウ PTA** \*【市】【県】小中学校PTA連絡協議会
- エ 消防団** \*【市】田原市消防団



### ③ 地域コミュニティ活動との関連

- ◆地域団体と地域コミュニティ活動との協力関係で主なものは、**行事への参加や運営協力**である。  
例) 防災訓練、運動会・スポーツ大会、敬老会、盆踊り、祭り、清掃活動、花壇整備
- ◆自治会等から地域団体へ**活動費の補助金**が支払われている地域が多い。

■地域団と自治会との協力関係がありますか？（H23自治会アンケート調査）

「ある」…45自治会

「ない」…30自治会

※無回答31自治会

### ④ 地域団体と行政との関連

- ◆地域団体の連合組織には、行政が**事務局機能**を有するものがある。
- ◆市等から**活動費の補助金**が支払われている団体がある。
- ◆そのほか、地域団体の取り組みに対し、新規団体・人材養成補助金や市民協働まちづくり事業補助金も用意されている。

- |         |  |
|---------|--|
| ア 事務局機能 | *子ども会連絡協議会、老人クラブ連合会、スポーツ少年団、PTA連絡協議会、消防団 |
| イ 補助金制度 | *子ども会（単位・連合組織）、老人クラブ（単位・連合組織）、PTA（連合組織）  |
| ウ 依頼業務  | *生きがいと健康づくり（老人クラブ連合会）、消防団活動（消防団）         |
| エ 連携事業  | *緑化活動、里山保全、子育て支援 等                       |
| オ その他支援 | *社会貢献活動災害補償制度、社会教育施設使用料減免制度              |

#### 校区内の地域団体支援の現状

	校区内の地域団体	自治会調査結果	市担当課	市から支援状況
1	△子育て団体	(数団体)	健康課	×なし
	○保育園保護者会		子育て支援課	×なし
	△幼稚園PTA			
2	○子ども会	98団体	生涯学習課	○単位組織補助金 ○連合組織補助金
3	○小学校PTA		生涯学習課	×単位組織なし ○連合組織補助金
	○中学校PTA			
	△高校PTA		生涯学習課	×なし
4	△青年会	30団体 (青年会10、祭りの会20)	生涯学習課	×なし (以前は支援あり)
5	○消防分団(地域活動)		消防課	×なし (団員報酬支給)
6	△女性会	36団体	市民協働課 生涯学習課	×なし (以前は支援あり)
7	○老人会	82地区 (地区内複数有)	高齢福祉課	○単位組織補助金 ○連合組織補助金
8	○スポーツクラブ		生涯学習課	×直接支援なし △地域づくり活動推進交付金
	○文化クラブ		市民協働課	
9	○地域づくり団体		関係各課 市民協働課	△地域づくり活動推進交付金 △人材養成補助金 △まちづくり事業補助金

## (2) 地域団体の動向と課題

### ① 地域団体の動向

- ア 従来型組織の衰退 \*青年会や婦人会、老人会などが活動停止や解散等で衰退している。
  - イ 消滅団体の復活 \*地域によって、一旦解散した団体が目的意識を共有して再結成する例もある。
  - ウ 新たな市民活動団体 \*NPO団体等が、地域活動に参加しあげてはじめている。
  - エ ジャンルを超えた活動展開 \*祭りの団体が従来の青年会や婦人会の役割を担うなど、活動の幅を広げているケースもある。
  - オ 「無理のない」団体活動 \*日常のコミュニケーションを目的とした、無理のない、形式ばらないゆるりとした集まりが至る所で芽生えている。
- 

### ② 地域団体の課題

- ア 加入者の減少 \*少子化や進学・転出等による若者の減少、負担感や個人的事情による加入拒否、仕事等による活動時間不足など
- イ 役員の担い手不足 \*人材不足、役員の敬遠、同じ人への負担集中など
- ウ 意識・ライフスタイルの変化 \*60歳の加入は早い(老人会)、活動範囲が地域内にとどまらない、自由に過ごしたいなど
- エ 活動の形骸化 \*少子化で子ども会の会員が減少、参加者が固定的、慣例行事の繰り返し、本来の活動よりお役・やらされている活動が多いなど
- オ 支援策等の不足 \*活動費がない、活動場所がない、など

## (3) 地域団体の必要性・活動効果

### ① 地域団体の役割・機能

#### ア 住民のライフステージと地域社会との接点

- 個人が自治会エリアの地域社会に関わる最初の機会は、小学生時期(7~12歳)の「子ども会」や「祭りの会」等であり、これらの体験が地域帰属意識の醸成に貢献している。
- そして、中学生(13~15歳)、高校生(16~18歳)、大学生(19~22歳)の地域活動の参加機会は年齢とともに減少するが、氏神様の祭りの会が設けられ、強い絆が形成されている地域も存在する。
- 社会人になってからの地域社会への参加は、青年会が存続する一部地域と消防団入団者を除き、所帯を持ってから「子ども会世話人」や「小学校PTA役員」からとなることから、小学生時期から20年前後の空白期間がある。また、子育てを終えてから「老人会加入」までは自治会活動以外の関わりがなくなる。
- 女性の場合も、女性会が存在する一部地域を除き、子育て時期に小学生時期以来の地域社会への参加となり、子育てを終えてからは老人会加入までの間、自治会活動以外には関わりがなくなる。

#### イ 社会的信頼を引き継ぐ機能

- 子ども会や青年会などの従来型の地域団体は、活動内容が地域住民に把握されているために、毎年、役員や会員が総替わりしてもそのブランド(地域団体の名前)で地域住民に信頼され、問題なく活動できる。これは、NPO等の新たな団体における一番の課題であり、この面がクリアされているのは大きな財産である。

#### ウ 地域を担う人材育成の機能

- 会員同士のコミュニケーションが図られ、地域における人的ネットワークが広がる。
- 校区や自治会等との連携を通して、地域コミュニティの仕組みや住民の関わり方を学ぶことができる。
- 段階的に地域団体で活動したり役員を歴任したりすることによって、地域のリーダーとしての資質が育まれる。
- さまざまな地域貢献活動で、地域団体のブランド以外でも、役員や会員個人が地域住民から信頼される。

#### エ コミュニティ活動を多方面から支える機能

- 総合的或いは専門分野の活動を行いながら、地域の諸行事に参画し、活性化に重要な役割を果たしている。

## ライフステージごとの社会参加の接点

ライフステージ		所属	校区内の地域団体	参加形態	関係区域	地域関係	備考
1	出生～就学前	保育園 幼稚園	△子育て団体	・任意	○保育園区域	・薄い	
			・習い事	・任意	×無	×無	
2 義務教育期間	(1) 小学生	小学校	・習い事	・任意	×無	×無	
			・児童会・部活動	○必須	○小学校区域	・薄い	
			・ボーイスカウト等	・任意	×無	・薄い	
			・スポーツ少年団	・任意	○小学校区域	△適度	
			・子ども会	△任意	●自治会区域	○濃い	
	(2) 中学生	中学校	・祭りの会	△任意	●自治会区域	○濃い	
			・習い事	・任意	×無	×無	
			・生徒会・部活動等	○必須	○中学校区域	△適度	
			・スポーツ団体	・任意	×無	・薄い	
3 学生	(1) 高校生	高校	・祭りの会	△任意	●自治会区域	○濃い	一部地域
			・習い事	・任意	×無	×無	
			・生徒会・部活動等	△任意	・広域	・薄い	
			・スポーツ団体	・任意	×無	×無	
	(2) 専門学校生 大学生 大学院生等	大学等	・祭りの会	・任意	●自治会区域	○濃い	現存少ない
			・アルバイト	・任意	×無	×無	
			・サークル活動等	・任意	×無	×無	
			・ゼミ活動等	・任意	×無	×無	
4 社会人	(1) 雇用者 事業主等	職場	・祭りの会	・任意	●自治会区域	○濃い	現存少ない
			・企業内クラブ	△任意	×無	×無	
			・企業内互助団体	○必須	・広域	・薄い	
			・企業の社会貢献	△状況	・広域	△適度	仕事の一環
			・業界社会貢献活動	△状況	・広域	△適度	業界団体による活動
	(2) 親	家庭 (親)	・企業人の社会貢献	△任意	・広域	△適度	ライオンズ、ローリー、JC等
			・子育て支援の会	・任意	・地域・広域	△適度	活動が見られる地域もある
			・保育園親の会	○必須	○保育園区域	○濃い	
			・幼稚園PTA	○必須	○広域	△適度	
			・子ども会世話人	○必須	○小学校区域	○濃い	
	(3) 地域構成員	地域社会	・小学校PTA	○必須	○小学校区域	○濃い	
			・中学校PTA	○必須	○中学校区域	○濃い	
			・青年会	・任意	●自治会区域	○濃い	現存少ない
			・消防分団	△任意	●自治会区域	○濃い	団員確保が難しい
			・地域女性会	・任意	●自治会区域	○濃い	婦人会解散後は少ない
		趣味	・趣味の仲間	・任意	・広域(○●)	△適度	
			・スポーツ団体 (地域内団体含む)	・任意	・広域(○●)	△適度	ワトナレ等活発
			・文化団体 (地域内団体含む)	・任意	・広域(○●)	△適度	カラオケ等活発
			・スポ少指導者等	・任意	・広域(○●)	△適度	
		社会貢献	・ボランティア	・任意	・広域(○●)	△適度	子育て、環境保全等
			・地域づくり団体	・任意	・広域(○●)	△適度	NPO等の活動
5	高齢者	親睦	・老人会	△任意	●自治会区域	○濃い	解散傾向も見られる

## ② 社会の変化

- ❖ 地域団体弱体化の要因は、社会の変化によるところが大きい。
  - ア **ライフスタイル・意識の変化** \*個人主義の高まり等による、地域活動への参加敬遠など。
  - イ **職業の多様化** \*農業主体から**サラリーマン主体**へ変化し、活動時間が合わない。
  - ウ **高度情報化** \*活動範囲が広がり、**地域への帰属意識**が薄れている。

## ③ 社会ニーズへの対応

- ❖ さまざまな社会背景から、地域団体に期待される役割が少くない。
  - ア **高齢化** \*定年退職後に、**地域で活動・活躍できる場**が求められている。
  - イ **安心安全** \*いざというときのため、**日ごろから住民同士のコミュニケーション**が求められている。
  - ウ **参加と協働** \*地域コミュニティや地域団体の**まちづくりへの参加**が求められている。
  - エ **新たなニーズ** \*さまざまな**地域貢献活動**、子育て等の**地域福祉活動**が求められている。

## ④ 地域団体の弱体化が及ぼす影響

- ア **人材育成機能の喪失** \*地域団体が持つ**地域人材の養成機能**が生かされない。
- イ **地域コミュニティの担い手不足** \*次期役員や**消防団**の確保ができず、地域活動に深刻な影響。
- ウ **互助機能の低下** \*ライフステージや活動に応じた**絆づくり**が失われ、地域の課題対応力が低下。
- エ **市の政策形成参画者の不足** \*市審議会や**行政委員**に適した人材確保が困難に。

## (4) 地域団体の活性化事例

### ① 市内の活性化事例

- ア **解散した会の復活**
  - 熟年友の会(大草校区) 解散した老人会に代わり、高齢者が自由参加できる会として発足。
- イ **盆踊りや祭りの復活を目的**
  - やぐら会(田原南部校区) 青年会の解散で消滅した盆踊りを復活させようと立ち上がった若者の会。
  - 半身青年会(大草校区) 会員減少で中断したお神楽の奉納をOBや有志の協力で復活させた。
- ウ **婦人会に代わる新たな形の女性団体**
  - 片浜女性サロン(片浜自治会) 地域の女性が日ごろからのつながりを作るために集まった会。
  - 野田レディースクラブ(野田校区) 女性が楽しみながら地域活動に参加している。
- エ **楽しみながら地域資源を守る会**
  - 山遊里(加治区自治会) 自治会が保有する豊富な里山資源の保全活動を行っている。
  - 清田地域環境保全会(清田校区) 免々田川のゲンジボタル保全や川の浄化に取り組んでいる。



### ② 地域団体活性化の成功要因

- ア **自治会等による支援** \*活動費や活動場所の支援、会員確保への協力など
- イ **連携と役割分担** \*世代間で楽しく交流、行事等の**負担分散**、学校等と連携など
- ウ **楽しさ・自由な活躍** \*親睦主体、やらされている感がない、**気軽に参加できる**など
- エ **女性参加の促進** \*女性の**主体的な参加**が促されているなど
- オ **助け合いの運営** \*OBが**手助け**、役員への**サポート体制**がある、上手な引き継ぎなど

## 2 目標・改善方策

### (1) 活動目標

#### ✧地域団体活性化による地域コミュニティの充実

■ 地域住民が同じ年齢や趣味などを通じて、楽しみながら社会に貢献する“地域団体”的地盤の形成・活動を支援することによって、助け合える関係づくり、地域を支える担い手育成など地域コミュニティの活性化を実現する。

### (2) 地域団体自体の見直し

#### ① 楽しく誰もが参加しやすいような活動を展開する！

- ◆親睦活動で会員相互の理解を深める。
- ◆気軽に参加できる雰囲気づくりを行う。
- ◆世代間連携や団体間連携を図り、視点を変えた楽しい活動で参加意欲を促す。

#### ② 地域や参加者の実情に合わせた組織運営・活動内容に見直す！

- ◆年齢構成や役員編成などを見直し、組織の近代化や活動内容の適正化を図る。
- ◆老人会など年齢層の幅が広い団体は、活動内容を分割するなど世代に適した運営を行う。
- ◆定期的に団体の活動内容や会計を見直す。
- ◆役員選出の民主化や役員のサポート体制の充実を図り、役員の負担を軽減する。
- ◆参加しやすい時間帯に活動する。

#### ③ 活動内容を積極的にPRし、住民の理解を得る！

- ◆自治会等の会合で活動への協力を呼びかける。
- ◆インターネットを活用してPRする

#### ④ 地域社会への貢献活動を行い、地域や住民から信頼と協力を得る！

- ◆地域の清掃活動等へ団体として積極的に参加する。
- ◆団体の自主的な奉仕活動等を行う。

### (3) 校区コミュニティ協議会や自治会による支援

#### ① 地域団体が組織運営・活動内容を見直すきっかけをつくる！

- ◆団体間等の話し合いの場を設定する。
- ◆行政と協力して参考事例の情報を提供する。

#### ② 人材確保や人材育成につながるような支援をする！

- ◆自治会等が保有する人材情報を提供する。
- ◆会報やブログ等に活動紹介や会員募集のお知らせを掲載する。
- ◆市の出前講座を活用するなど、活動に役立つような学習機会を提供する。

#### ③ 活動費の助成や活動場所の提供を行う！

- ◆地域づくり活動推進交付金を活用して、地域団体の活動費を補助する。
- ◆市民館、集会所、公園、グラウンド等の使用を促す。
- ◆楽しいイベントで団体と地域住民が交流できるようにする。

#### ④ 新たな地域団体の発足を後押しする！

- ◆地域のリーダー的人材を活用するなどして、新たな団体発足のきっかけづくりをし、段階に応じた支援を行う。
- ◆親睦的な集まりにも理解を示す。
- ◆発足資金の助成制度をつくる。
- ◆会員募集や情報提供に協力する。

### (4) 市や連合組織で取り組む改善方策

#### ① 活動実態に合った補助制度に転換する！

- ◆老人会等の補助金交付条件を見直す。
- ◆既存団体への市補助金を校区コミュニティ協議会への一括交付に移行し、協議会と地域団体との関係強化を図る。

#### ② 連合組織の活動内容を見直す！

- ◆単位団体の過度な負担となるような行事等を見直す。
- ◆地域性にそぐわないような、全国一律で展開される慣例的事業についてあり方を見直す。
- ◆研修やリーダー育成など意義のある行事に絞る。

#### ③ 地域団体育成の支援制度を創設・充実する！

- ◆「子育て」「女性」「青壮年」の団体結成（再結成）・活性化を促進する支援制度を創設する。
- ◆地域の絆づくりを目的とした団体が結成されるような啓発、支援を行う。
- ◆社会貢献活動への参加、地域自らによる課題解決・市施策への協力を進めるための制度を創設する。
- ◆活性化が図られるよう、テーマに応じて市職員等がアドバイザー的役割を果たす。

#### ④ 活動の参考となる情報を提供する！

- ◆地域団体の組織運営・活動内容の見直しに参考となる先進事例の情報を提供する。
- ◆市民の理解が深まるよう、地域団体の活動内容を積極的に広報等で周知する。

## ■第二テーマ 「地域活動の活性化」

5

### 女性参加の拡大 に関する検討

# 1 市内における女性参加の実態

## (1) 女性の参加状況

【分析資料】 ○自治会アンケート調査 (H23.7)  
○市関係課保有データ ○活性化研究会委員コメント

### ① 自治会活動への参加状況

ア **自治会役員の女性割合** \*女性の**自治会長は皆無**、組長、評議員・区議員への就任率も1割未満。

◇自治会長・代理等 … 0% (106人中0人)

◇瀬古長・組長等 … 8.3% (797人中66人)

◇評議員・区議員 … 3.8% (400人中15人)

イ **女性専門の役職** \*役員登用は少なく、自主防災会等の役が多い。

◇女性専門の役職がある自治会 … 30自治会

◇女性専門の役職例 … 女性代議員 (1)、自治会女性部 (7)、女性防災リーダー (1) など

◇選任方法 … 役員からの依頼 (17)、各瀬古・組から (11)、役員の奥さんから (1)

ウ **主な行事への女性参加割合** \*親睦的イベントへの参加割合が多い。

◇自治会総会 … 22.6% (8,321人中1,844人)

◇清掃活動 … 40.6% (10,693人中4,338人)

◇敬老会 … 66.6% (3,780人中2,516人)

◇防災訓練 … 39.5% (10,441人中4,119人)

◇スポーツ行事 … 40.0% (3,811人中1,524人)

◇盆踊り … 48.6% (10,441人中4,119人)



### ② 女性団体の活動状況

❖婦人会が解散等で大幅に数を減らす一方で、子育ての会や親睦目的の会など、日ごろのコミュニケーション形成を目的とする会が増加してきている。

ア **女性クラブ（婦人会）** \*地域における成人女性の修養・趣味の活動や社会活動／36団体

イ **子育ての会（サークル）** \*子育て世代による親睦、勉強会などの活動

ウ **祭りの会** \*女性だけの祭りの会（めなぎ連、六華連、萱女組等）

エ **文化・スポーツサークル** \*手芸、お花、健康づくり、ミニバレー、ソフトバレー 等

オ **親睦・楽しみの会** \*コミュニケーション形成や地域行事協力の会（片浜女性サロン、野田レディース）

■自治会内に女性団体がありますか？

「ある」… 54自治会 「ない」… 41自治会

※無回答 12自治会

※H23 自治会アンケート調査

### ③ 校区協議会への参加状況

◆女性の校区長は皆無で、明確に女性が委員となっている協議会がいくつかある。多くは、女性団体の代表や民生委員・更生保護女性会など行政委員としての委員参加となっている。

校区名	委員名称	人数
六連コミュニティ協議会	女性コミ委員	12
大草コミュニティ協議会	女性部	17
童浦校区コミュニティ協議会	地区女性クラブ	10
野田校区コミュニティ協議会	レディースクラブ	2
赤羽根校区コミュニティ協議会	各区女性代表	3
若戸校区コミュニティ協議会	各区女性代表	9
和地校区コミュニティ協議会	女性部地区代表	3
伊良湖校区コミュニティ協議会	女性部代表	2

※【参考】H24 各校区コミ総会資料

### ④ 行政参加の状況

◆民生児童委員や人権擁護委員などは、女性の比率が高いものの、廃棄物減量等推進員など、自治会長が兼務するような委員への女性参加は少ない。

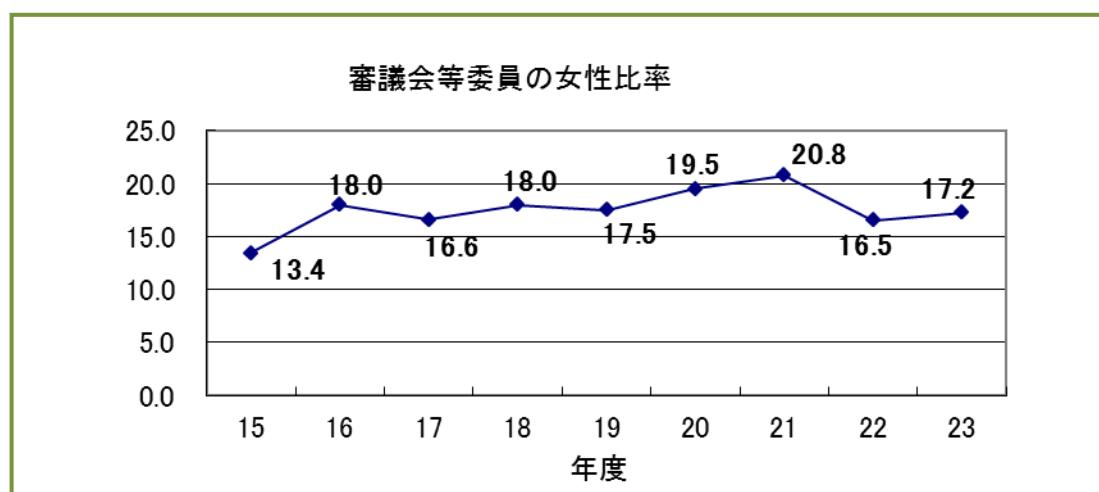
#### ア 行政委員等 ※数字は女性比率 (H24)

- ◇民生児童委員 … 41.2% (114人中47人)
- ◇保護司 … 2.7% (27人中1人)
- ◇人権擁護委員 … 60% (10人中6人)
- ◇青少年健全育成推進員 … 5% (20人中1人)
- ◇教育委員会委員 … 50% (4人中2人)
- ◇廃棄物減量等推進員 … 0.2% (116人中2人)
- ◇田原市男女共同参画推進懇話会 … 50.0% (20人中10人)

#### イ その他（行政活動への参加）

- ◇女性対象防災講習会参加人数 … 142人 (H22)
- ◇子育て安心見守り隊 … 36人 (H24／女性ボランティアによる子育て訪問支援)
- ◇広報サポーター … 5人 (H24／5人中5人／広報活動への公募による市民参加)
- ◇田原市女性防火クラブ … 15人 (H24発足／安全な家庭・まちづくりを目的)

#### ■田原市の審議会等委員の女性比率推移



## (2) 女性参加の課題・意識

### ① 女性参加の課題

#### ア 女性の自治会役員が少ない

##### ■女性が就任できない役職がありますか？

「ない」…81自治会 「ある」…15自治会 ※無回答10自治会

##### ■女性が就任できない役職名

会長、会長代理、区議員、組長、全役員 等

##### ■女性の役員就任の障害は？

※無回答33自治会

「前例がない」…60自治会

「夜間会議などに参加しにくい」…13自治会

「業務内容が男性に適している」…8自治会

「その他」…作業に肉体労働がある、男組織である、やるという女性がいない、世帯主が条件である

##### ■評議員・区議員の条件は？

※無回答5自治会

「世帯主に限定」…21自治会

「世帯主に限らない」…53自治会

「その他」…総代経験者

※H23 自治会アンケート

#### イ 女性が意見を言える場、機会が少ない

#### ウ 女性が参加・活躍する場が少ない

#### エ 地域の女性の顔が見えない

##### ■全国の自治会長の女性割合 …4.3% (H23年度/H22年度は4.1%)

・総自治会長数：231,983人、うち女性10,033人

・女性割合の高い地域：大阪府…11.9% (4,052人中481人)

高知県…11.8% (3,410人中404人)

東京都…9.8% (8,005人中782人)

・女性割合の低い地域：群馬県…0.7% (2,449人中18人)

山形県…0.7% (4,153人中27人)

長野県…0.9% (3,931人中36人)

※愛知県…4.0% (5,228人中207人)

※内閣府データ

### ② 女性参加不足の影響

#### ア 女性の意見が地域活動に反映されない

\*男性視点の自治会運営から脱却できない。女性の協力が得られない。

#### イ 女性のリーダーが育たない

\*地域の女性をとりまとめられない。男性リーダーに負担が集中する。

#### ウ 行政委員等に推薦できる人材が育たない

\*任せられる人・受けてもらえる人が育たない。人選できない。

#### エ 女性にとって「住みよい地域」と思われない

\*産み育ての環境と認められない。地域へ愛着がわからず、人口流出や出生率低下の遠因となる。

### ③ 女性の自治会・団体活動への参加意識

#### ■自治会・町内会活動への参加について（女性回答）

- 「参加している」 … 31.8%
- 「今後参加したい」 … 12.1%
- 「参加していない・参加したいと思わない」 … 41.3%

#### ■女性団体への活動について（女性回答）

- 「参加している」 … 5.6%
- 「今後参加したい」 … 10.0%
- 「参加していない・参加したいと思わない」 … 56.4%

※H23.10 田原市男女共同参画推進に関する市民アンケート調査

#### 参加していない・参加しようと思わない要因

##### ◇社会慣行・通念

- ・男性側、女性側ともに抵抗感がある。
- ・女性が役員に推薦される事例がない

##### ◇家事・育児・仕事の負担

- ・時間的・肉体的・精神的・経済的に余裕がない。
- ・参加できる時間帯に行事や会議が開催されない。

##### ◇家族の理解・支援不足

- ・活動参加に反対される場合がある。

##### ◇女性自身の意識

- ・責任を回避したい意識、決断を依存したい意識がある。
- ・男性に任せておけばいいという意識がある。
- ・組織活動の経験が少なく、自信が持てない。
- ・自分に合わない、楽しくないと決めつけている。
- ・家庭から出ることに不安があるなど、自分の生活圏から出られない。

##### ◇男性主体の組織運営

- ・雰囲気が堅く、参加や発言がしづらい。女性視点の意見が軽視される。



### (3) 女性参加の必要性・効果

#### ① 社会環境・ニーズの変化

##### ア 男女共同参画社会の実現

\*男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野・活動において参画する機会を確保されることが求められる。「田原市男女共同参画推進プラン」で、地域づくりへの女性参画促進を目指している。

\*まちぐるみ（地域の男女全員）で地域活性化を図ることで、より暮らしやすい地域社会をつくる必要がある。（特に新たな取り組みを必要とする分野）

#### 第3次男女共同参画基本計画（国・H22）の要点抜粋

##### 《男女共同参画社会づくりとは》

「意思決定の場に、女性も男性も参加して社会づくりをしていくこと。」

##### 《基本計画において改めて強調している視点》

⑤地域における身近な男女共同参画の推進

##### 《第14分野 「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」》

○地域の活動における男女共同参画の推進

- ・地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・防犯活動など地域活動への多様な人々の参画促進
- ・地域活動団体とのネットワーク構築・連携の促進
- ・防災、環境等の組織運営や活動の進め方への参加

##### イ 地域防災・防犯の推進

\*日ごろから、性別や年代を問わず、**全員の「助け合い」意識の醸成**が、防災対策には必要となる。

\*男性では立ち入れない**女性の領域**でも、女性同士であれば目が行き届く。

\*大災害時には、**避難所運営や物資配布等**で、女性視点の配慮が必要になる。

\*普段から顔の見える状態が、いざというとき役立つ。

##### ウ 高齢化への対応

\*地域における**見守り活動、介護等の福祉活動**に、女性の経験や力は欠かせない。

##### エ 少子化（晩婚・未婚）への対応

\*子育て世代にとって**住みよい、安心して産み育てできる地域づくり**が求められる。

\*地域活動やイベントが、**出会い・交流範囲の拡大**につながる。

#### ② 女性参加の効果

##### ア 女性の視点による地域の活性化

\*地域課題に関して、**女性のニーズや考え方**が明確になり、協力を得やすくなる。

\***女性の情報網**で共有される豊富な情報が役立つ。

\*男性では気のつかないことへも気が利く。

##### イ 明るい雰囲気づくり

\*女性ならではの**活発で和やかな雰囲気**が、地域活動を活性化する。

\*行事等に、女性と一緒に子どもたちが参加しやすくなる。

##### ウ 地元意識の向上

\*女性が地域活動に主体的に参加することで、「**自分の地域**」という意識が芽生え、愛着がわく。

## 工 リーダーの育成

\*さまざまな活動や人間関係を通じて、**自然と女性リーダーが育つ。**

## オ 男女の相互理解促進

\*普段からのコミュニケーションで、活動内容や決定事項に関して誤解が生じない。

# ③ 女性参加の促進事例

## ア 役員会とは別にまちづくりの会を発足

○五個荘北町屋町自治会（滋賀県東近江市） 自治会役員に女性を選ぶには、規約改正に時間がかかるなどの問題があったため、地域課題等の意見を言える場として、平成19年に「まちづくり委員会」という別組織を立ち上げた。メンバー21人中10人が女性。遊具の整備や通学路の改修など、女性でないと気付かない意見が自治会に届くようになった。市のイベント「街並み灯り路」に参加し、250メートルにわたって行灯を設置するなど、女性のアイデアがまちづくりに生かされている。

## イ 自治会長へ10の提言

○丹波地域ビジョン委員会（京都府丹波地域） 男女が共同参画する「新しい自治会」へ変身する方策として、「自治会長への10の提言」をまとめ、少しでも実践してもらえるよう周知している。

自治会長への10の提言（H20.3 丹波地域ビジョン委員会）	
《言ってはいけない 一言》 イ だから女はあかんのや ロ 女のくせに何ができるんや ハ そないに言うのやったら、 あなたがやってくれますか ニ お茶の準備は女人に まかしといたらよろしいわな ホ 後片付けは、女人にまかしとかんかい	《言ってほしい 一言》 ヘ おかげで明るくなった ト 発想がすばらしい チ 会がなごやかになりました リ 男性には気づかないことです ヌ これからもどしどし意見を言ってください

## ウ 婦人会に代わる新たな形の女性団体

○片浜女性サロン（片浜自治会） 地域の女性が日ごろからのつながりを作るために集まった会。

○野田レディースクラブ（野田校区） 女性が楽しみながら地域活動に参加している。

## 工 市民館の活用

○味探検グループ（神戸校区） 調理場を活動拠点に、郷土料理の創作に取り組んでいる。「キャベコロ」が飲食店のメニューに加わるなど、地域の魅力発信につながっている。

○おしゃべりサロン（福江校区） 市民館に親子スペースを設け、子育て世代に市民館（地域活動）を身近に感じもらう工夫をしている。

# ④ 女性参加の促進要因

## ア 従来からの観念や慣例にとらわれていない

\*決まった型にはめようとするのではなく、**現状を受け入れて最善の方法を探っている。**

## イ 男性に理解がある

\*女性の視点や異なる**意見を尊重する柔軟性**がある。

\*役割ごとに男女を分割せず、**同じ役割を男女が共同で担っている。**

## ウ 女性が楽しんでいる

\*趣味や仲間づくりの延長が地域づくりにつながっている。

\*女性の**得意分野**を生かせる役割が与えられている。

## 工 無理のない参加形態

\*住民の生活スタイルに合った会議・イベント運営がなされている。

\*自然に女性が集まる実態を伴ったがなされている。

## 2 目標・改善方策

### (1) 女性参加の拡大の目標

・無理なく女性が参加でき、普段からコミュニケーションが図られる自治会活動を行い、明るく住みよい地域づくりを目指す。

### (2) 自治会において取り組む改善方策

#### ① 自治会運営等において女性の意見が反映される仕組みをつくる！

- ◆女性専門の役職を設置する。
- ◆気軽に意見交換できるサロンやテーマを絞った会議等を開催する。
- ◆自治会内アンケートや活性化のアイデア募集などを行う。
- ◆女性のネットワークを利用し、情報伝達や情報集約など、可能なところから女性参加を促す。

#### ② 女性の参加が促されるような組織やイベントの運営を考える！

- ◆会議やイベントの時間帯を女性のライフスタイルに合わせる。
- ◆女性の特長を活かせるような役割分担をする。
- ◆参加を求める女性の年齢層、技術や知識などを明確にして呼びかける。
- ◆誰にでも分かりやすい運営マニュアルを作成し引き継ぐ。

#### ③ 女性や転入者が参加しやすいきっかけづくりを行う！

- ◆男性目線の慣例や形骸化した取り組みを見直し、住民の理解を得る。
- ◆参加しやすい、意見の言いやすいようなやわらかい雰囲気づくりに努める。
- ◆女性が地域活動へ参加することに家庭が協力する。

### (3) 女性の活動支援

#### ① 女性団体の育成・支援を行う！

- ◆活動費や活動場所の支援を行う。
- ◆小さなグループ、趣味的な集まりも地域づくりの活動と認めて温かく支援する。
- ◆子育て中の女性が親子で自然と市民館等に集まる工夫をして、地域に愛着を持ってもらう。

#### ② 女性リーダーを発掘・育成する！

- ◆小さなグループの取り組みを支援し、人材育成の場とする。

### (4) 市・連合会・地域社会全体で取り組む改善方策

#### ① 男女共同参画社会の実現を目指す！

- ◆各種委員等への女性登用を促進する。
- ◆防災や防犯、環境保全、観光など男性的な分野への女性参加を促す。

#### ② 女性参加が促されるような事例やノウハウを提供する！

- ◆広報紙等で女性の活躍等を紹介する。
- ◆促進事例の良い部分を模倣できるような情報提供を行う。

#### ③ 女性の意見が集約できる取り組みを行う！

- ◆ライフステージに応じた女性の懇談会等を開催し、地域づくりの意見交換を行う。

## ■第三テーマ 「地域コミュニティと神社の関係整理・活用」

6

### 神社活動の負担軽減 に関する検討

# 1 自治会等における神社活動の実態

## (1) 地域コミュニティにおける神社活動の現状

【分析資料】 ○自治会アンケート調査 (H23. 7)  
○活性化研究会委員コメント等

### ① 自治会と神社の関係

- ◆神社の運営は、自治会自身が行っているほか、奉賛会など自治会とは別組織が担っている場合や別組織であっても実質自治会が兼ねている場合がある。
- ◆半数以上の自治会において自治会役員が神社活動を担っている。
- ◆集落に複数の神社を有する地区や校区で神社を管理しているところもある。
- ◆一つの神社を複数の自治会が連携して共同管理しているところもある。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ①関わりあう神社はない      | …8  |
| ②別組織で独立運営        | …30 |
| ③別組織だが実質自治会役員が兼任 | …46 |
| ④神社行事も自治会運営      | …19 |
| ⑤未回答             | …3  |

計106



◎神社庁ポスター

### ② 自治会役員業務の神社活動割合

- ◆神社活動の大小は神社の規模や祭り・慣わしで違いがある。
- ◆自治会役員業務の3割以内が最も多いが、7割程度という負担の大きな自治会もある。

- |       |     |
|-------|-----|
| ①1割程度 | …26 |
| ②3割程度 | …16 |
| ③5割程度 | …8  |
| ④7割程度 | …7  |
| ⑤未回答  | …9  |

計66



◎神事の例

### ③ 主な神社活動

- ◆ほとんどの地域で神事・祭礼・大祭・新嘗祭・祈年祭が主な活動となっている。
- ◆ほとんどの神社で月次祭、例祭など定例的な神事が行われている。
- ◆神社建物や土地の管理、会計業務も必須の業務となっている。
- ◆その他、元旦のお参り、代参、諸行事に関連する会議等が行われている。

#### 《神社活動の用語解説》

- 【大祭】(たいさい) ⇒ 雨乞いや無病息災、稻の収穫の喜び等を趣旨に、盛大に行われる祭祀
- 【新嘗祭】(にいなめさい・しんじょうさい) ⇒ 11月に行われる五穀の収穫を祝う祭祀
- 【祈年祭】(きねんさい) ⇒ 2月に行われる五穀の豊穣を祈る祭祀
- 【月次祭】(つきなみのまつり・つきなみさい) ⇒ 毎月、隔月など、定期的に神社で催される祭祀
- 【例祭】(れいさい) ⇒ 每年行われる祭祀のうち、最も重要とされる由緒あるもの
- 【代参】(だいさん) ⇒ 集落の住民を代表して本社（伊勢神宮、熱田神宮、秋葉神社など）を詣でること

## ④ 神社の会計

### ア 主な収入

- ◆ほとんどの地域で自治会内の**各世帯から徴収**している。(神社会費・初穂料等)
- ◆その他大きな収入は**寄付**が多い。(祭礼・厄年・燈明等)
- ◆賽銭、お守り売上、土地等の賃貸料・使用料等で収入を得ている神社もある。
- ◆大規模な**ご遷宮を計画している自治会では積立**を行っている。

### イ 主な支出

- ◆神社庁に属している神社は負担金を払っている。
- ◆主な支出は祭礼費で、宮司への年棒・謝礼の支出も多い。
- ◆その他建物等の維持管理費として、光熱水費、修繕費、保険料、清掃費、伐採費等がある。

## (2) 神社活動における課題

### 自治会アンケート（H23.7）に見る負担・問題点

- ◆ 祭礼行事 … 24
- ◆ 神社会費 … 13
- ◆ ご遷宮・拝殿造営等の経費 … 14
- ◆ 神社所有の土地管理 … 9
- ◆ その他（平日行事のための休暇取得困難など） … 2
- 未回答 … 73

計 106

### ① 役員等の負担

- ア **自治会役員と兼務** \*過度の負担から、**自治会役員を敬遠する一因**ともなっている。**奉賛会など別組織で運営されている地域は少ない。**
- イ **ライフスタイルとの乖離** \*サラリーマン等**現代のライフスタイルに活動時間等が合わない。**
- ウ **氏子当番など** \*役員以外にも、**回り番制**等で住民が神事等にかかわっている地域がある。

### ② 行事等の負担

- ア **月次祭等の神事** \*伝統的な行事のため、**簡単に合理化できない。**
- イ **複数の神社や祠** \*複数の神社や祠、社を持っている地域では、神事の数も多く負担が大きい。

### ③ 土地・建物の管理の負担

- ア **拝殿等の補修** \*古い拝殿等は不具合が多く、修理の都度、住民への説明や資金調達が必要となる。
- イ **清掃・下草刈り等** \*役員だけでなく、住民全体で管理する地域が多い。**世帯数の少ない地域では特に管理が大変**である。

### ④ 運営資金の負担

- ア **会費徴収** \*自治会費以外に徴収している地域が多い。
- イ **積み立て（遷宮等）** \*多額を必要とし、期間も長いため負担が大きい。**世帯数の少ない地域では特に負担が大きい。**

## ⑤ 住民の理解

- ア 信仰の自由 \*宗教活動として、神社活動全般（会費・行事）への協力を得られないケースがある。
- イ 転入・転居者の増加 \*旧来の慣わしに対する理解・協力を得ることが難しいケースがある。

### 【参考】自治組織と氏子組織の関係整理 …松本市町会運営学集会資料（2011年）

- ◆ 神社と町会（自治会）の歴史的経緯をふまえる
- ◆ 住民の宗教・信仰の多様化をふまえる
- ◆ 伝統ある宗教行事や施設・遺産を守る
- ◆ 町会（自治会）を全住民の組織として維持・発展させる
- ◆ 行政が宗教問題を持つ町会（自治会）を支援できなくなる事態を避ける

### 【判例】神社会費を自治会費としての一括徴収 …佐賀地方裁判所判決（2002年）

- ◆ 自治会費に含まれる神社会費の支払いを拒み、自治会を除名された夫婦が原告となり、自治会長等を提訴。
- ◆ 判決では、自治会が神社会費を含めて一括徴収（→自治会会計からの奉賛金支出）することは、事実上宗教上の行為へ参加を強制するもので、信教の自由・信仰の自由を侵害し、自治会の民主的な運営を定めた地方自治法の趣旨に反すると判断され、原告の自治会員としての地位を認めた。
- ◆ この裁判の過程で、神社・自治会側は「神社は日本人の中に自然発生した生活の一部であり習俗である」「慣習的に一定地域を氏子として、氏神・氏子の関係で維持されてきたもの」「戦後、宗教法人として認められたが、本来は宗教の概念とは異なる」と主張した。

## (3) 地域コミュニティにおける神社活動の重要性

### ① 固有の伝統文化としての側面

❖ もともと神社と一定区域のコミュニティは密接な関係にある。

- ア 宗教活動でなくコミュニティ活動という捉え方
- イ 歴史と伝統のある神社や祭りが地域のシンボル
- ウ 愛着向上の要因

### ② 地域住民の交流・親睦の場としての側面

❖ もともと神社は地域の公共的空間としての役割を果たしている。

- ア 神事や祭礼による助け合いの場
- イ 親睦的行事によるコミュニケーション促進
- ウ 祭礼等へはあらゆる世代が参加



◎神社祭礼には女性や子どもの姿が目立つ

### ③ 地域活性化へのツールとしての側面

❖ 神社活動は地域コミュニティ活動。

- ア 祭りの会等の地域団体が活性化
- イ 子どもや若者が地域活動にかかわる接点
- ウ 移住してきた人が地域に溶け込むきっかけ

## ① 神社活動の適正化・合理化・活性化事例

### ア 自治会と奉賛会の完全な分離

- 自治会役員が神社活動にまったくかかわっていない。
- 会計だけでなく、総会等も分離して誤解のないようにしている。
- 宗教が全く異なる住民からは奉賛会費を徴収していない。
- 氏子総代は自治会役員とは別に選出している。

### イ 運営資金の調達

- ご遷宮等のため、神社持ちの土地を売却して資金調達している。
- 月次祭等にあわせイベントを開催し、寄付集めを行っている。
- 寄付を集め、財産の金利を長期にわたって補てんする方式で運営資金を確保している。

### ウ 役員の負担軽減

- 月次祭を実施していない。
- 30代前半まで消防団、40代まで関係団体、50代で自治会役員、自治会役員経験後10年程度で神社の役が回ってくる仕組みがある。
- 清掃活動は、老人会等の地域団体が担っている。

### エ 神社等の合理化

- いくつかあった社を合祀して行事や管理、会計が楽になった。

### オ コミュニティ活動との連携

- ご遷宮をきっかけに、木造り等の取り組みを始め大人も子どもも参加するようになった。
- 清掃活動は、老人会等の地域団体が担っている。
- 神事以外の取り組みをコミュニティ活動として皆で協力して実施している。
- しめ縄づくりに子どもや住民が参加している。

## 【参考】明治末期の神社合祀

- ◆ 神社の氏子区画と行政区画を一致させようとした国が、神社の数を減らし、残った神社に経費を集中させることで、継続的経営を確立させることを目的に合祀が行われた。
- ◆ 1906年に勅令が出され、1914年までに約20万社あった神社のうち7万社が廃止された。
- ◆ しかし、生活集落と行政区画を一致させることは難しく、半ば強制的な合祀は収束していった。
- ◆ 運営の合理化が図られた一方で、祭礼習俗の失われた地域もある。

## ② 神社活動に必要な視点

### ア 神社活動の負担軽減と歴史文化の伝承はどちらも大事

### イ 地域の歴史、地域のシンボルとしての位置付け

### ウ 宗教的側面より、民俗の風習、コミュニティ活動としての側面を明確にする

### エ 若い時期から、ライフステージごと活動・運営に参加していく段階を見えやすくする

### オ 会計・運営の分離とコミュニティ活動との融和

## 【参考】宗教学習の位置付け …改正教育基本法（2006年）

- ◆ 「第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」
- ◆ 神社の由来や歴史、祭礼の継承も学校教育の場で尊重されるべきうという考え方。

## 2 目標・見直し手段の例

### (1) 活動目標

◆神社活動を地域の伝統文化として位置付け、活動内容の意義を踏まえ、住民相互の絆や交流を深める場として活用しながら、持続可能な運営体制を実現する。

### (2) 神社活動の見直し手段の例（自主的な課題解決への参考案）

#### ① 神社活動の意義・課題・問題点の整理

- ◆活動内容の意義を明確にする。
- ◆取り組んでいる神社活動を総ざらいし、課題・問題点を明確にする。
- ◆人的、経済的に運営可能な規模等を明確にする。

#### ② 校区・自治会組織と役員の分離

- ◆奉賛会を立ち上げ、組織や会計を完全に分離する。
- ◆自治会役員等が自動的に奉賛会役員とならない仕組みにする。
- ◆別組織として、自治会と奉賛会が協力・補完し合う関係とする。

#### ③ 行事の合理化・融和

- ◆守るべき習俗等が失われないよう、可能な範囲で神事等の統合、削減を検討する。
- ◆行事等はコミュニティ活動の一環として実施し、神社と自治会双方の負担を軽減する。

#### ④ 役員の負担軽減

- ◆大きな行事等は地域住民が協力する仕組みを作り、負担を分散する。
- ◆役員の実情に合わせて活動の時間帯を工夫する。

#### ⑤ 神社・組織の合理化

- ◆歴史文化に配慮し、可能な範囲で、複数ある社や祠、攝末社などの合祀を検討する。
- ◆歴史文化に配慮し、可能な範囲で、近隣地区と連携した神社活動（奉賛会設立、行事運営等）を検討する。

### (3) 神社活動への理解促進の取組み例

#### ① 神社活動を地域の歴史文化として伝承

- ◆神社を地域における歴史文化遺産として伝承していく。
- ◆転居・転入してきた方に対して、地域における神社活動の重要性や意義を説明して理解してもらう。
- ◆地域の学校において歴史を学ぶ教材として活用し、子どものころから神社に親しんでもらう。

#### ② 神社を身边に感じてもらう取組み

- ◆神社活動でコミュニケーションが促進されるような雰囲気づくりに心がける。
- ◆親睦活動や助け合いの輪を広げるきっかけとして活用し、それによって神社の意義を理解してもらう。

#### ③ 誤解のない組織運営

- ◆自治会会計と神社・奉賛会会計を明確に分ける。
- ◆地域性にそぐわないような慣例を見直す。

## ■第三テーマ 「地域コミュニティと神社の関係整理・活用」

7

### 祭礼による地域活性化 に関する検討

# 1 市内における祭礼の実態

## (1) 祭礼の起源

【出典】田原町史

### ① 「祭」の語源など

- 祭は「祭る」の動詞が名詞化したもので、もともと「待つ」から派生したもの。
- 「待つ」ということは、相手を招待しておもてなしすること。相手の要望を聞き、当方の要望も話し合うこと。
- 相手である「神」と祭る人間との間に意思疎通ができる、初めて祭の意義ができる。
- 神を招待して神慮を慰めるものが民俗芸能で、神もこれを見て喜ぶものと考えられてきた。

### ② 神への饗宴

- 祭は人間社会の幸せを確保するため神を招いて催す饗宴である。
- 単なる饗宴でなく、それを通して神意を伺うことが目的であったと思われる。

### ③ 清め

- 祭の前には必ず、自身を清め、少しでも神慮にかなった条件を整えることが求められた。
- 自身の清めは「みそぎ」「火ものたち」「こもり」など。
- 場所や環境の清めは「塩撒き」「しめなわ」など。

### ④ 寄代（よりしろ）

- 神は天上や海の彼方から渡って来るものとされ、高い山・高い木・海岸の大岩などがその目標と考えられた。
- 「幟」を高く掲げることは、神の降臨の「みしるし」である。
- こうして神の寄り付くところを「寄代（よりしろ）」といった。
- 目に見えない神を目に見えるものによってとらえようとした考え。
- 最初の「山」「森」「岩」「花」といったものから変化して、「玉」「剣」「鏡」などの工作物も寄代となつていった。
- 後には、「山」「森」「岩」を模造したものでも神を迎えることができるという考え方から、「だし」「やま」「ほこ」の起源になったと考えられる。

### ⑤ 変形

- 神の寄代として降臨を待ち祭場へお送りするための乗物が発展し、様々に変形して引き継がれており、本来の意義も忘れられるようになった。
- 「煙火」も、元は火によって神を迎える者が自身を「清める」手段であったと思われるが、現在では「見せる」煙火に変形してきた。



◎田原祭り

### ⑥ 農村の祭礼

- 田原藩内近郷の村々では、氏神などによる雨乞い、川浚い、豊作祈願、疫病退散など神のいさめや、御札踊りを願い出て踊り、民衆が熱狂し乱舞したことが藩の記録にあるが、詳細は明らかでない。
- 歌舞伎芝居、物真似狂言も盛んで、神楽芝居なども行われるようになっていったと考えられる。

## (2) 祭礼の類型

田原市において、地域コミュニティを母体に催されている神社祭礼（大祭）を大まかに分類すると以下のとおりとなる。

### ア 観光型

- 複数の地域コミュニティや神社に関わる大規模な祭礼（大祭）で、地域を代表する伝統的な祭りとして認識されており、区域内外から多くの人が訪れる。
- 神事以外にも、山車や神輿の練り歩き、お囃子、打ち上げ花火などが総合的に行われるほか、多くの露店も並び、大規模に催されている。
- 年代や役割に応じた固有の祭りの会が複数組織されている。
- 祭りとあわせて、地域の商店・飲食店・宿泊施設等の活性化にもつながっている。

◆田原祭り、おんぞまつり、龍宮まつり

### イ 地域活性型

- 特定の地域コミュニティや神社に関わる祭礼（大祭）であるが、神事以外に神輿や山車、手筒・打上げ花火などが行われ、年代を問わず多くの地域住民が参加して大規模に開催されている。
- 固有の祭りの会が複数組織されている場合が多い。

◆久丸神社（漆田・川岸）、神明社（加治）、稻荷社（八軒家）

### ウ 伝統芸能継承型

- 特定の地域コミュニティや神社に関わる祭礼（大祭）で、自治会や奉賛会以外に、固有の祭りの会が組織されており、神事や直会以外にも、伝統芸能や余興、儀式が催されている。中には、無形文化財的な価値を持つ芸能もある。

◆芸能の例 …神輿、木遣り、神楽、雅楽、踊り、火渡り など

### ◆祭りの会が組織されている自治会 …20地区

※H23.7自治会アンケート

※地域活動団体が兼ねている場合や、固有の名称のない場合もある。保存会や同好会を加えると、実数はこれより多いと推測される。

### エ 地域参加型

- 特定の地域コミュニティや神社に関わる祭礼（大祭）で、子ども会や学校（児童・生徒）が地域に触れる機会として参加している。

◆参加形態 …子ども神輿、巫女踊り、弓道・武道、その他運営手伝いなど

### オ 神事型

- 特定の地域コミュニティや神社に関わる祭礼（大祭）であるが、余興などは行われず、自治会や奉賛会が主体となり、神事や直会などが小規模に催されている。

◆神事以外の催し …御のぼり、餅投げ など



◎矢渡しの儀(福江高校・畠神社)

### (3) 祭礼の価値・効果

近年、地域コミュニティの諸課題に対して、祭りがさまざまなプラス効果をもたらすものとして注目されている。中でも、神社祭礼の価値や効果について、以下のようなものが考えられる。

#### ① 帰属意識（郷土愛）の醸成

○神社や伝統芸能が継承され、**起源・歴史を知ること**により、**地域に愛着が持てる**ようになる。

→**地域活動へ参加する積極的な動機**となる。

○子どものとき祭礼にかかわることによって、大人になっても（転出しても）、郷土が心の拠りどころとなる。

○**価値観が共有化**される。

○居住地に対する**住みよさの満足度が向上**する。

#### ② 地域住民のコミュニケーション促進

○職業や年齢の枠を取り払った共通の場が生まれ、**連帯意識**が芽生える。

○祭礼への参加を通じて、**転入者が地域に溶け込みやすくなる**。

#### ③ 自治会活動の活性化

○祭礼で地域住民の**親睦や信頼向上**が図られ、**自治会活動への好影響**が望める。

○祭りで結束することにより、**地域の自律性が高まり**、**地域活動が安定**する。

#### ④ ライフステージごとの地域とのかかわりを補完

○**地域とかかわりの少ない世代（学生～青年）**が**地域活動に参加する機会**となる。

○「ハレ」の場として、若者が参加するための求心力となる。

○神社での行事であれば、高齢者も気軽に訪れることができる。

#### ●ライフステージにおける祭りの会の現状（抜粋）

ライフステージ	参加形態	関係区域	地域関係	備考
小学生	△任意	●自治会区域	◎濃い	子ども会として参加
中学生	△任意	●自治会区域	◎濃い	一部地域
高校生	△任意	●自治会区域	◎濃い	現存少ない
大学生等	△任意	●自治会区域	◎濃い	現存少ない
社会人（地域構成員）	△任意	●自治会区域	◎濃い	一部地域

#### ⑤ 人材育成の機能

○同じ目的を遂行する中で、地域活動に対する共通理解が生まれる。

○祭り組織などの**活動を通じてリーダーが育成**される。

○伝統芸能の伝承で、**年長者から地域自治のノウハウが伝承**される。

○大人から子どもへ、祭りや神社活動のしきたりが教えられる。

#### ⑥ 観光資源としての活用（経済波及効果）

○市街地、商店街などの祭礼は経済波及効果があり、まちおこしや地域活性化につなげることができる。

○魅力ある祭りを情報発信することで、地域としての魅力を市内外に発信できる。

## (4) 祭礼の課題

### ① 担い手不足

- 大規模な祭礼には多くの担い手が必要となるが、**少子高齢化や空洞化などにより、若年層の住民が減少している。**
- 集落部の祭りでも、若者の減少により、神楽や踊りなど伝統芸能が途絶えてしまった地域がある。

### ② ライフスタイルとの乖離

- 平日の参加が困難** →土日開催にする祭りが増えている。
- 祭り本番には参加できても、準備や片付けに参加できない人が増えている。

### ③ 過度の負担

- 平日に参加できない人が多く**、準備や片付けが一部の人に集中してしまう。
- 大規模な祭りでは、**寄付集め**等が長期化し、過度の負担となる。

### ④ 活動への無理解

- 神社に関する宗教活動との認識から、自治会活動と区別し、協力・参加が得られない場合がある。
- 祭りの会が旧態依然とした閉鎖的な集まりと見られ、参加しづらく感じる人もいる。

#### 【参考】自治組織による担い手育成 …岐阜県高山祭の事例

- ◆ 高山祭は、神社祭礼である一方で、観光地としての活性化を目的に開催されている。
- ◆ 市外から高い評価を得ているが、祭りを維持する町内会の活動が停滞し、担い手の減少が続いている。
- ◆ 対応策として、地域の児童・生徒のほか、転出した若者に帰省を促し、祭りの担い手として町内会で育てている。

## (5) 祭礼活用の方向性の整理

神社祭礼の活用は一律で展開するのではなく、各地域の実情や課題に合わせてあり方が変わってくる。以下に主な方向性や事例を示す。

### ① 住民の交流促進

- 古くからの居住者と新しい居住者が混在し、ほとんど交流がない状況で、歴史的な意味を持つ祭礼を有志により復活させて、新旧住民や子どもたちが楽しみながら参加できる場としている。
- 20代～40代が参加する祭りの会があるおかげで、転入者が地域に溶け込むきっかけとなっている。
- 子どもの踊りやお囃子を大人が教え、世代間の交流が図られている。
- アパート住民が祭りに参加することで、自治会活動等への協力も得られる。
- 途絶えていた農村歌舞伎の復活にあたり、中堅層が運営の中心となり、高齢者が演技指導、子どもたちが役者として参加、小学校も学習素材として協力するなど、世代間交流が深まっている。
- 十数年前に途絶えていた弓射りの儀式を、高校弓道部の参加で復活させた。また、女性だけの踊りを始め、小学生から大人まで徐々に参加者が広がり、コミュニケーションの場として定着してきた。

## ② 地域活動を担う人材育成

- 祭りの親睦により、年長者から地域の歴史、しきたり等が自然に受け継がれている。
- 子どものころから祭りに参加することにより、郷土愛が養われ、大人になってからも地域活動へ積極的に参加している。また、地域外に居住しても、祭りに参加している。
- 各世代で祭りの会が組織されているため、ライフステージごと地域とのかかわりができる。
- 親睦的な祭りの集まりによって、消防団等への勧誘がしやすくなっている。
- あまり地域とかかわりのなかった団塊世代が、祭りに主体的にかかわることによって、地域へ愛着を持てるようになった。
- 自治会役員となる前に、祭りに参加することで地域活動の仕組みを学び、顔の見える存在となれる。

## ③ 地域活動の活性化

- 神事のみの祭礼に太鼓を持ち込み、みんなが「自分たちの祭り」として参加してくれようようになった。その成功体験から、他の地域活動活性化への意欲が盛り上がってきた。
- 祭礼に関する歴史資源を掘り起こしたことをきっかけに、歴史をテーマとした文化活動や学校の学習素材としての活用へと広がっていった。
- 少子高齢化で地域活動が維持できなくなつたため、他地域からの祭礼参加者、交流人口を呼び込み、地域の活性化を図っている。

## ④ 地域団体の活性化

- 子ども会や青年会、婦人クラブとして祭礼に参加しているため、各世代の親睦が図られている。
- 子ども会が祭礼にかかわるようにすることで、周りの大人も動いてくれるようになった。
- 祭りの会が、それまで青年会等が担っていた役割も果たすようになり、地域活動を担う団体として発展している。

## ⑤ 地域産業の活性化

- マンネリ化していた祭礼を再検証し、史実に基づいた演出等を取り入れたことから、観光客が増加し、商業等の活性化につながった。
- 祭礼の歴史にちなんだ和菓子を開発し販売している。
- 神事に使う麦わらを確保するため、耕作放棄地を借りて麦を栽培し、饅頭やうどんに加工して販売している。
- 酒造神を祀る神社のある地元有志が、焼酎造りを企画し、芋作りから始め、製品として販売するまでにこぎつけた。今後は、地域活性化のツールとして活用していく予定。

### 【震災復興】自治組織再生への祭礼活用 …福島県浪江町の事例

- ◆ 浪江町は、福島第一原子力発電所の4km圏内にあり、警戒区域に指定されていることから、全町民が地域を離れている。
- ◆ 町内会・自治会単位で県内外に避難しており、仮設住宅内の複数の町内会・自治会をコミュニティの単位とし、県内に連合体を作っていくという協議に入った。
- ◆ 連合体を作るにあたっては、祭礼の復活を意識している。
- ◆ 仮設住宅ごとで、それぞれの自治会の祭礼を見直し、絆づくりの伝統的なイベントとして再評価し、伝統を継承しながら新しい祭りを作り上げることも課題にあげられている。
- ◆ このように、災害で分散居住を強いられる状況の中でも、神社・祭礼は、住民相互が絆を深め、郷土愛をはぐくむ機会であることが確認された。

## 2 目標・活用方策

### (1) 活動目標

◆神社祭礼を地域の貴重な歴史文化として継承しながら、世代を越えた親睦の場、ハレ<sup>(※)</sup>の場として活用し、人を育て、住民の助け合いと絆を深め、地域課題の解決や活動全般の活性化につなげていく。

※【ハレ】儀礼、祭り、イベントなど普段と違うことをする「非日常」のこと。

### (2) 祭礼による地域活性化の留意点

- 祭礼への参加を通じて神社の意義を認識する！
- 地域の実情や神社の歴史に根ざした祭礼のあり方を考える！
- ハレの日が人を育て、絆を育む機能を持つことを認識する！
- 歴史的背景やエピソードを明確にして伝承する！
- それぞれの地域課題やエリアの大小によって活用策を考える！
- 目的により神社祭礼とその他のイベントを区別して考える必要がある！

### (3) 自治会・校区等による祭礼の活用策（例）

#### ① 神社祭礼の目的や歴史を明確にして活動の価値を高める！

- ◆神社のいわれや祭礼の意義を明確にして歴史が引き継がれるようにする。
- ◆地域や学校において、神社祭礼をふるさと学習の教材として活用する。
- ◆受け継がれる祭礼を地域のシンボルとして住民の求心力とする。

#### ② 住民が参加しやすい工夫する！

- ◆あらゆる住民が参加しやすいように開催日や開催形式を工夫する。
- ◆必要があれば、神事のほかに誰もが参加でき楽しめるイベントを開催する。
- ◆女性が地域活動に参加するきっかけとして祭礼の親睦的行事を活用する。

#### ③ 伝統芸能の継承で世代間交流と人材育成を図る！

- ◆引き継がれている伝統芸能を大切な財産として地域の結束で守る。
- ◆途絶えた伝統芸能を、老若男女の協力で復活させ維持する。
- ◆祭礼を通じて子どもや若者が社会の礼儀作法を学ぶ機会とする。
- ◆形骸化した神事に芸能を持ち込み、住民が主体性を持って参加できる祭礼とする。
- ◆世代ごとで役割分担を行い、リーダー育成のきっかけとする。

#### ④ 祭り組織の立ち上げで住民の親睦と交流を促進する！

- ◆世代別の祭り組織を立ち上げ、住民が地域とかかわる接点を増やす。
- ◆新たに転入してきた人やアパート世帯の人が参加しやすい祭り組織を立ち上げ、地域に溶け込むきっかけとする。
- ◆既存の地域団体が祭礼に参加して活性化する仕組みをつくる。

## ⑤ 地域の課題解決に祭礼を活用する！

- ◆祭礼に参加する交流人口を、環境整備や維持管理の地域課題へ活用する。
- ◆祭礼の観光化、ブランド化で地域産業との相乗効果を図る。
- ◆祭礼で築かれた組織や人材、信頼関係を他の地域活動へと展開させる。

## (4) 市・連合会等による支援策

### ① 祭礼の効果や活性化事例を調査・提供する！

- ◆アンケートや意見交換会等で、地域づくりに対する祭礼の効果を客観的に調査する。
- ◆課題別、目的別で参考となる祭礼による活性化事例を提供する。

### ② コミュニティ活動としての祭礼の活性化を支援する！

- ◆祭りの会や伝統芸能等が引き継がれるような支援を行う。
- ◆求めに応じて地域間連携の橋渡しを行う。
- ◆宗教儀式以外のイベントをコミュニティ活動として保険の対象とする。

## 研究会の検討状況



■第10回 平成25年1月23日（水）午後3時～5時10分 新町八幡社（社務所）

〔内 容〕祭礼による地域活性化

# 参考資料

## ■地域コミュニティ活性化研究会 の活動状況

- 1 自治会加入の促進**
- 2 住民情報の把握**
- 3 活動参加の拡大**
- 4 地域団体活性化**
- 5 女性参加の拡大**
- 6 神社活動の負担軽減**
- 7 祭礼による地域活性化**

# 地域コミュニティ活性化研究会の活動状況

田原市地域コミュニティ連合会規約第12条の専門委員会

## 1 研究会の目的

“誰もが暮らしやすい地域”を目指し、**地域コミュニティ研究会報告書に掲げる取組例の実践**として、**個別案件の調査・具体的提案等を行うこと**により、市内の校区協議会、地区自治会等の活性化を図る。

## 2 研究テーマ等

### ■第一テーマ 住民参加の推進 (平成23年度)

- ① **自治会加入の促進** … アパート等集合住宅居住者等の自治会加入の現状を把握し、その促進方法を検討
- ② **住民情報の把握** … 住民情報把握・台帳作成の現状を把握し、情報把握・台帳作成・管理方法を検討
- ③ **活動参加の拡大** … 自治会及びコミ協議会の活動への住民参加の拡大方策を調査・検討

### ■第二テーマ 地域活動の活性化 (平成24年度)

- ④ **地域団体活性化** … 地域活動の担い手であり、人材育成の場でもある地域団体の現状・課題等を把握し、その活性化策や新たな地域団体の展開等を検討
- ⑤ **女性参加の拡大** … 女性参加の現状を把握し、具体的な対応策を調査・検討

### ■第三テーマ 地域コミュニティと神社の関係整理・活用 (平成24年度)

- ⑥ **神社活動の負担軽減** … 神社運営の現状を把握し、具体的な対応策を調査・検討
- ⑦ **祭礼による地域活性化** … 神社祭礼を通じた自治会又は地域コミュニティの活性化策の調査・検討

## 3 会議開催経過

第1回		議題
平成23年8月18日（木） 14:00～16:50 【場所】高松市民館 【出席】委員等17人		①連合会長あいさつ ②活性化研究会の目的及び検討の進め方 ③委員自己紹介 ③地域コミュニティを取り巻く状況報告

第2回		議題
平成23年9月26日（月） 15:00～17:30 【場所】野田市民館 【出席】委員等16人		①オブザーバー情報提供 ②第一テーマ①「自治会加入の促進」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)

第3回		議題
平成23年11月28日（月） 14:00～16:45 【場所】田原中部市民館 【出席】委員等14人		①オブザーバー情報提供 ②第一テーマ②「住民情報の把握」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)

第4回		議題
平成24年2月13日（月） 14:00～16:55 【場所】神戸市民館 【出席】委員等15人		①オブザーバー情報提供 ②第一テーマ③「活動参加拡大」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)

<b>第5回</b>	議　題
平成 24 年 3 月 23 日 (金) 14 : 00~17 : 00 【場所】田原文化会館 【出席】委員等 11 人	①オブサーバー情報提供 ②第一テーマ検討成果報告まとめ
<b>第6回</b>	議　題
平成 24 年 7 月 11 日 (水) 13 : 30~16 : 40 【場所】和地市民館 【出席】委員等 17 人	①委員自己紹介 ②オブサーバー情報提供 ③第二テーマ④「地域団体活性化」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)
<b>第7回</b>	議　題
平成 24 年 8 月 23 日 (木) 15 : 00~17 : 20 【場所】福江市民館 【出席】委員等 14 人	①オブサーバー情報提供 ②第二テーマ⑤「女性参加の拡大」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)
<b>第8回</b>	議　題
平成 24 年 10 月 4 日 (木) 14 : 00~16 : 20 【場所】若戸市民館 【出席】委員等 16 人	①オブサーバー情報提供 ②第一テーマ検討成果報告まとめ
<b>第9回</b>	議　題
平成 24 年 12 月 10 日 (月) 15 : 00~17:20 【場所】田原市役所 【出席】委員等 16 人	①オブサーバー情報提供 ②第三テーマ⑥「神社活動の負担軽減」に関する検討 (現状把握・解決策提案等に関する意見交換等)
<b>第10回</b>	議　題
平成 25 年 1 月 23 日 (水) 15 : 00~17 : 10 【場所】新町八幡社 【出席】委員等 16 人	①オブサーバー情報提供 ②第三テーマ⑦「祭礼による地域活性化」に関する検討 (現状把握・活用策提案等に関する意見交換等)
<b>第11回</b>	議　題
平成 25 年 2 月 19 日 (火) 15 : 00~17 : 10 【場所】赤羽根市民館 【出席】委員等 16 人	①オブサーバー情報提供 ②第三テーマ検討成果報告まとめ
<b>第12回</b>	議　題
平成 25 年 3 月 25 日 (月) 15 : 00~17 : 20 【場所】野田市民館 【出席】委員等 14 人	①オブサーバー情報提供 ②第三テーマ検討成果報告まとめⅡ ③検討結果報告書まとめ ④活動の振り返り

## 4 委員等の構成

- 委員 12名を、連合会理事、自治会関係者、地域団体・行政委員等の中から選任する。
  - オブザーバー 1名を、地域コミュニティ関連の学識経験者に依頼する。
  - 委員・オブザーバーは、平成 23 年 7 月から平成 25 年 3 月までの任期とする。

# 中華書局影印 古今圖書集成

役職	氏名	役職
1 委員長	川崎 政夫	福江校区会長 福江自治会長(H19) ※規約第12条第2項により、委員長は連合会副会長
2 副委員長	伊藤 明宣	若戸校区会長 ※ " 副委員長は連合会副会長兼会計
3 委員	眞木 良典	田原中部校区会長 新町町内会長(H19・20)
4 委員	河邊 寿夫	野田校区会長 仁崎総代(H20) ※H23活性化研究会副委員長
5 委員	光部 利秀	高松校区会長 ※H23活性化研究会委員長
6 委員	藤井 幸太郎	和地校区会長 和地自治会長(H17)
7 委員	杉原 孝之	加治区自治会長(H21)
8 委員	渡會 繁雄	福江自治会長(H21)
9 委員	鈴木 玲子	民生児童委員(H19~)
10 委員	小林 和子	民生児童委員(H19~)
11 委員	藤原 勝子	大草市民館(コミュニティ)主事
12 委員	白井 英俊	市健康福祉部次長、(元)福江校区アドバイザー
13 オブザーバー	鈴木 誠	◆愛知大学地域政策学部教授

- 平成23年7月～平成24年3月までの委員

委員 松井克志 神戸校区会長(H22~H23)、青津区長(H21)

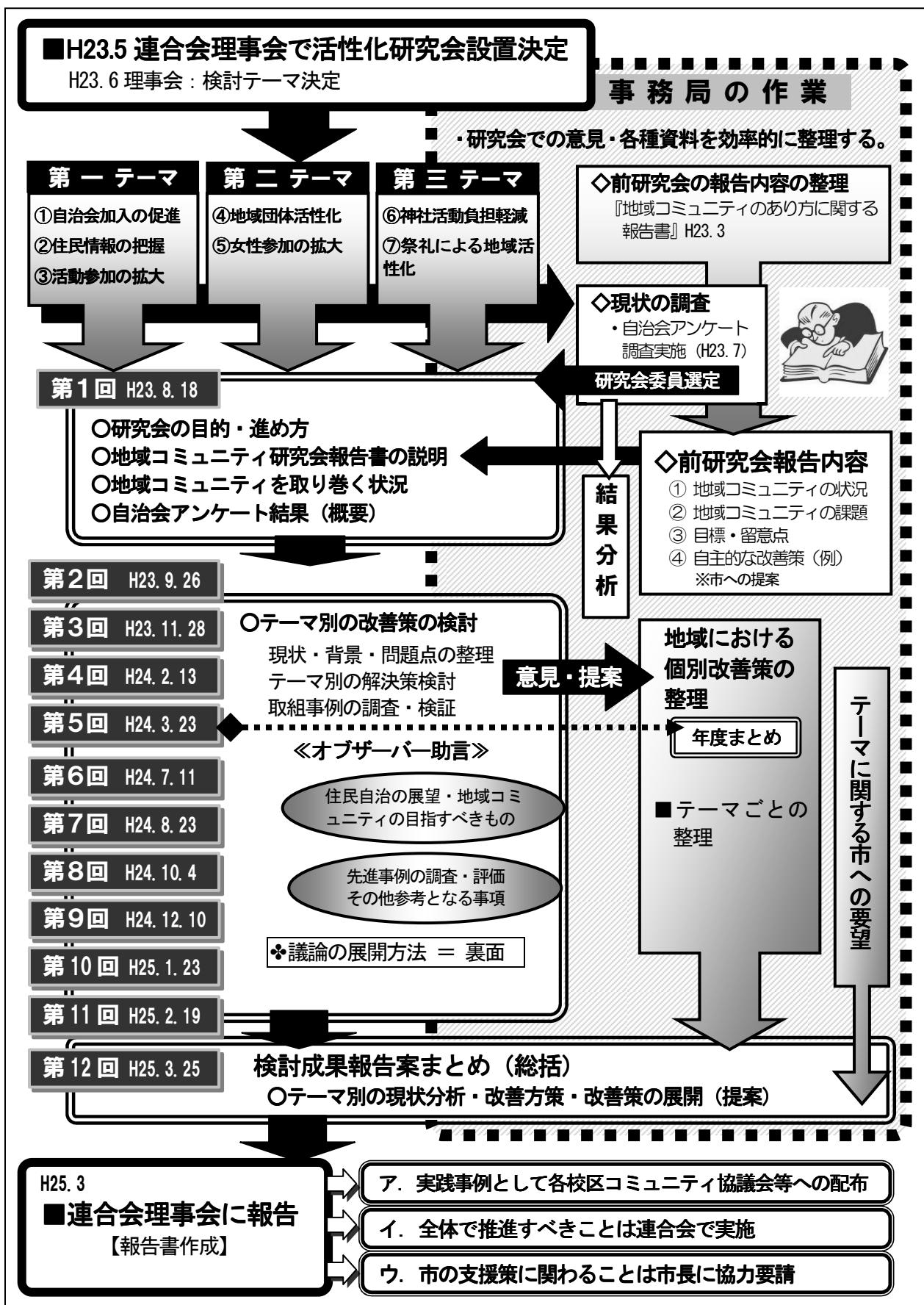
委員 宮川敏彦 清田校区会長(H22~H23)、吉田自治会長(H21)

- ## ○ 事務局：田原市役所市民環境部市民協働課

子弘明香津子  
澄嘉茂有李  
邊木井中田  
渡鈴松広些  
次長兼課長幹幹任事  
主副主主

## 主 任 渡 會 傻 也 (H23)

# 研究会の検討の進め方



## 議論（意見交換）の展開方法

## 1 検討の前提 となること (前研究会報告書第3章)

- (1) 検討では、田原市を『誰もが暮らしやすい地域』にしよう！が目標です。
  - (2) そのために、田原市内の地域コミュニティ（自治会、校区コミ協議会等）を『みんなが参加し、互いに尊重・助け合う 地域づくりの場』にしよう！
  - (3) コミュニティ活動を考える上では、次の点に留意します。
    - ① 田原らしさ・〇〇地域らしさを生かした地域づくり
    - ② 自助・共助・公助の地域づくり
    - ③ 民主的で公平な運営、男女共同参画の地域づくり
    - ④ 地域活動の自治会と校区協議会との役割分担
    - ⑤ 地域活動の地域と行政との最適な役割分担

## 2 各検討テーマに関する 現状等の確認

- ① 報告書第2章「**地域コミュニティの現状と課題**」の内容確認

  - ◆問題点を列記 [意見の出処]
    - ・自治会へのヒアリング調査 (H16～H17)
    - ・自治会等へのアンケート調査 (H20)
    - ・地域コミュニティ研究会委員ヒアリング (H21～H22) など

② 報告書第4章「**自主的な改善**」の内容確認

  - ◆こうしたら良いのではないかという解決策（事例）の提案

③ 報告書第5章「**行政との協働による対応**」の内容確認

  - ◆市と連携して解決を図る内容（提案）

## (2) 追加調査の報告

- ① **自治会アンケート結果の確認**
    - ❖ 平成23年7月実施の全自治会アンケート結果の状況分析
  
  - ② **方向性・詳細状況、先進事例（市内・市外）の確認**
    - ❖ オブザーバーによる関連事項に関する助言
    - ❖ テーマに関する詳細状況・先進事例を調査

### 3 各テーマに関する 意見交換の進め方

- (1) 検討テーマごとの現状・問題点・背景・影響などの確認・整理

↓

  - ◆直接的な原因 ◆間接的な原因 ◆課題の拡大 ◆悪影響の波及 ◆関連課題 など

(2) 解決手法の提案・整理

  - ◆直接的な解決策 ◆間接的な解決策 ◆失敗例 ◆対策継続
  - ◆自治会・校区協議会・連合会・行政における問題解決の取組 など

# 1 自治会加入の促進関連資料

## 1. 自治会加入の実態に関する基礎資料

### (1) 自治会加入率（世帯数）の状況

…… 自治会アンケート調査（H23.7）の結果分析

#### ① 自治会加入率 87.8% 最低57%～最高100% ※自治会総数106

⇒ 平成20年の自治会アンケート調査による自治会加入率88.4%

○自治会加入率は、「自治会報告加入世帯数」を分子、「住民基本台帳世帯数」を分母とした単純積算値

○非加入者なし（全戸加入）と回答した自治会は全体の4割を超える（46団体／回答97団体中）

■加入率を実態（実感）に近づけるための試み 補正加入率 93.2%

○補正加入率の算出では、分母の「住民基本台帳世帯数」から外国人と福祉施設入居者の世帯数を除く。

〔 自治会アンケートによる加入世帯数 19,093 ※未回答団体はH20年自治会アンケートからの推計値  
住民基本台帳（H23.7）の総世帯数 21,738—外国人世帯数 904（H23.7）—福祉施設入居世帯数 341（H23.3）〕

#### ② 加入率算出の問題点 …… 数値の違和感（自治会加入率の正確な数値を算出することは困難）

- ア) 親と息子で世帯分離（2世帯）していても、自治会は1世帯扱いする場合があること
- イ) アパート居住世帯の場合は、入居部屋数の一定割合を加入世帯数とすることがあること
- ウ) アパート居住世帯は賛助会員等とし、加入世帯数から除外する場合があること
- エ) 住民基本台帳には福祉施設等の入居者（単身世帯）を含むが地域活動には参加できないこと
- オ) 外国人数・世帯数は、永住者と研修生等の一時滞留者を含むため、単純に除外できないこと
- カ) アパート等の居住者の中には、住民登録していない世帯があること
- キ) 住民登録してある世帯にも、市外施設入院などで転出しており、不在世帯があること

#### ③ 居住世帯・人を厳密に把握することは、行政（法制度）においても困難

- ア) 住民基本台帳による世帯数把握の問題点 … 居住者の中には住民登録していない世帯がある

##### 住民基本台帳法

○市町村長等の責務（第3条第3項） ※1年未満の居住の場合に特例的取扱いとなる解釈あり

「住民は、常に住民としての地位（住所、世帯主等）の変更に関する届出を正確に行うように務めなければならず、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。」

○転入届（第22条） ※第23条の転居も同様

「転入者は、転入日から14日以内に、次に掲げる事項（氏名、住所等）を市町村長に届け出なければならない。」

○罰則（第51条第2項）

「正当な理由なく第22条から第24条まで又は第25条の届出をしない者は5万円以下の過料に処する。」

##### イ) 国勢調査による人口・世帯数把握の問題点

○現に居住している人を対象として実施する国勢調査に対しても、応じない世帯があること（増加傾向）

○自治会別の集計ができないこと

#### ④ 他市町村の自治会加入率及びその算出方法

■県内市町村平均 78.6%（平成23年） ※常滑市調査数値：36市町村の平均（算出方法不統一）

・豊橋市 72.5%（平成19年）←87.3%（昭和62年） 自治会申告世帯数／住民基本台帳世帯数

・豊川市 77.1%（平成19年）←79.0%（平成15年） 自治会申告世帯数／住民基本台帳世帯数

※新城市・蒲郡市の自治会加入率データの公表なし。

## 自治会加入世帯数と住民基本台帳世帯数とズレが生ずる理由

自治会  
加入世帯

### 住民基本台帳登録世帯

※親子二世帯を一世帯  
として数えている場  
合あり。

※アパート等居住者は  
部屋数(一定割合)で  
数えている場合あり。

非加入  
世帯

#### 外国人

○永住世帯等  
○一人一世帯

#### 福祉施設

○特別擁護老  
人ホーム等入  
居者(世帯)

#### 一時転出

(世帯全員)  
○市外の一時居  
住し、就労、就  
学等を行う世帯  
○市外入院等

#### 転出届 未提出者

○市外転出して  
いるが転出届  
未提出になっている者(世帯)

#### 住民基本台帳 非登録世帯

※アパート等居住者  
に見られる

○期間社員  
○単身就労者  
○学生等

#### 加入しない者

○特段の理由なく、加入しない者  
○その他理由で、加入しない者

※自治会費の減免世帯が  
加入世帯数から漏れて  
いる可能性あり。

#### TO自治会の例

#### ★台帳数値(ア)と実態数値(イ)の差 77世帯

(ア) 台帳数値 住民基本台帳世帯数599 - 外国人25 - 福祉施設0 = 対象地域世帯数578世帯  
(イ) 実態数値 自治会報告加入世帯数476 + **非加入世帯25** = 合計地域世帯数501世帯

#### NA自治会の例

#### ★台帳数値(ア)と実態数値(イ)の差 12世帯

(ア) 台帳数値 住民基本台帳世帯数375 - 外国人3 - 福祉施設0 = 対象地域世帯数372世帯  
(イ) 実態数値 自治会報告加入世帯数350 + **非加入世帯10** = 合計地域世帯数360世帯

#### SA自治会の例

#### ★台帳数値(ア)と実態数値(イ)の差 29世帯

(ア) 台帳数値 住民基本台帳世帯数262 - 外国人4 - 福祉施設13 = 対象地域世帯数245世帯  
(イ) 実態数値 自治会報告加入世帯数168 + **非加入世帯48** = 合計地域世帯数216世帯

#### AK自治会の例

#### ★台帳数値(ア)と実態数値(イ)の差 16世帯

(ア) 台帳数値 住民基本台帳世帯数237 - 外国人27 - 福祉施設0 = 対象地域世帯数210世帯  
(イ) 実態数値 自治会報告加入世帯数160 + **非加入世帯40** = 合計地域世帯数200世帯

## 2. 関連意見

アパート管理会社ヒアリング（H23.5）、活性化研究会委員コメント等

### ○アパート大家・管理会社の事情

- ・大家（建物所有者）は、建物管理、共益施設管理、入居者募集、家賃徴収等のうち、アパートごと異なった内容でアパート管理会社に業務委託している。
- ・また、入居者募集と建物管理を別会社が行ったり、共益費徴収等を大家が行うケースもあり、アパートの管理形態に応じた自治会加入の協力要請が必要となる。
- ・何事も最初が肝で、入居時に自治会加入の必要性を丁寧に説明すれば、文句は言われても協力が得られる可能性があるが、入居後、時間が経つほどに難しくなる。
- ・アパート居住者は、市や自治会の文書は真剣に見ないが、アパート管理会社の文書には注意を払うので、管理会社からの自治会加入呼びかけは有効な手段となる。
- ・他市の場合にも、ゴミ集積場利用など自治会とアパート居住者のトラブルを解消するため、自治会とアパート管理会社が集まり、自治会加入の仕組みを話し合った。
- ・アパート居住者と自治会のトラブルを未然に防ぐため、管理会社から入居前に自治会加入を勧め、家賃と一緒に自治会費を徴収することで入所者の理解を得ている。
- ・新築アパートの場合、建築時にその地域の自治会と相談した上で、自治会費を設定し、家賃と一緒に口座引き落としすることとしている。※建築前の調整が重要
- ・共益費に含めて自治会費を徴収することも可能だが、入居時の契約に盛り込んでないと1年又は2年の契約更新時期まで待たないと一括徴収できない。
- ・入居時・退去時の家賃・共益費は、月額清算となるため、自治会費も月額清算としないと家賃と一緒に徴収できない。
- ・大手の管理会社の家賃・共益費の収納システムでは、単身世帯と同居人のいる世帯の自治会費設定の違いに対応できない場合がある。※一律金額設定が徴収条件
- ・入居者の変動が多い場合、大家が共益費の中から自治会費を支払う場合、入居者の有無にかかわらず部屋数の一定割合で自治会費を納付する場合がある。
- ・共益費に含める自治会費が高額になると入居者募集時に障害となるため、アパート管理会社の協力が得にくくなる。※月500円なら良いが1,000円では高い。
- ・年金収入だけの高齢者世帯などは、家賃徴収にも苦労している状況のなかで、共益費に含める自治会費が高額になると徴収できない。
- ・正式会員でなく、賛助会員として部屋数の一定割合で賛助会費（協力費）を求めている自治会がある。
- ・地縁団体の場合、社宅に住む一時居住者にも議決権が生じることを避けるため、賛助会員とし、賛助会費を徴収している。
- ・自治会活動で入居者情報が必要なのは分かるが、入居者の氏名等は個人情報であり、アパート大家・管理会社も入居者個人の了解を得ないと自治会に提供できない。
- ・企業に部屋貸した場合、家賃支払者も企業とり、入居者の氏名が把握できない。

### ○アパート入居者の事情

- ・アパート居住者は住民意識を持っていないことがすべての問題の原因で、独身者は頗著だが、結婚して子供が学校に行くようになると少しは地域を意識するようになる。
- ・自治会費は支払っても、活動参加や役員就任は固辞する入居者が多い。
- ・自治会費を徴収に行くと居留守を使って応じない入居者もいる。
- ・単身の居住者の場合は、勤務の関係から活動参加できない場合があり、こうした面への配慮がないと参加意欲も減退する。
- ・アパートでは入居者の入れ替わりや単身世帯で昼間に顔を合わせる機会がないため、生活の中で近隣関係が構築できないことが多い。※回覧が回らずに止まる。
- ・アパート居住者が関わりを持つのは、まず、入居募集を担当する管理会社、入居時に建物管理・共益施設管理・家賃等収納を担当する管理会社となる。
- ・自治会ルールや会費納付等に関し、管理会社は必ずしも情報を持っていないために、入居者へは事前に自治会に関する必要な情報が提供されていない状況にある。
- ・アパート居住者が自治会に加入しないと困るものは、日常的にはゴミ集積場の利用であり、自治会費をゴミ処理料として考えて会費を支払う入居者もいる。

## ○自治会側から見るアパート大家・管理会社・入居者の状況

- ・アパート居住者は、入れ替わりや昼間不在などで、自治会加入の呼びかけや会費徴収、活動参加要請などの働き掛けが困難な状況となっている。
- ・アパートの入居・退去の状況が分からぬいため、入会の呼びかけや会費徴収ができない。また、災害時の避難誘導・安否確認、福祉見守りなどもできない。
- ・入居者への自治会加入を呼びかける際、アパート大家・管理会社のどこに連絡すれば協力が得られるかが分かりにくい。
- ・ほとんどのアパート入居者が表札を出さなくなつたため、氏名が分からぬ。
- ・住民登録しない居住者は、住民基本台帳の閲覧でも氏名が把握できない。
- ・自治会活動に参加できない人には出不足金を課しているが、アパート居住者で活動に参加できない人には、割増した会費を徴収している。
- ・市営住宅には、その入居条件から母子家庭など自治会活動に参加困難な住民が多く入居しているため、自治会活動に支障がでている。
- ・市営住宅の入居者は、自分たちの権利は強く主張するが、自治会活動として義務的に求められることには応じないことが多い。
- ・市営住宅の管理者は市（建築課）だが、民間アパートの管理会社同様に自治会活動への協力体制をとって欲しいと感じる。※自治会任せになっている。

## ○行政のアパート入居者への対応に関する意見（アパート管理会社から）

- ・転入窓口となる市役所市民課において、市内の自治会の役割、自治会加入の必要性、市が自治会に委託している業務（ゴミ集積場管理等）を十分に説明すべきである。
- ・住民票を持って来ない住民も、水道は必ず使うので、水道課においても上記の自治会加入の必要性等を十分に説明すべきである。
- ・自治会が管理するゴミ集積場へのゴミ出しルールなど、行政サービスにおける自治会の役割と個人の義務を市担当課が明確に示すべきである。

## ○非加入者が生ずる自治会側の原因

- ・アパート入居者に対し、自治会活動の目的・内容、加入の必要性・メリット、負担面などが明快に示されていない。
- ・大半の役員が一年交代で、新役員に自治会加入の呼びかけや会費徴収のノウハウが伝えられないので、入会に否定的なアパート入居者に上手く対応できない。
- ・転入者は、市役所窓口で所属自治会や自治会長の連絡先等の紹介を受けるが、住民登録をしない入居者の場合は、自治加入に関する相談窓口が分からぬ。
- ・助け合いを中心とする自治会行事の必要性や効果が明快に示されていない。
- ・自治会は任意団体だが、市の依頼により地域内の防災・福祉・環境対策などの行政サービスを担い、加入しないこれらの対象とならないことが示されていない。
- ・活動が旧態依然で、現在の住民ニーズに対応していないように見受けられる。
- ・自治会で行う事業（実施内容、時間帯等）が、持ち家住宅の世帯中心で、アパート居住者に配慮した内容になつてないため、参加意欲が減退する。
- ・部屋数の一定割合で自治会費を徴収しているアパートの場合、配布物等の数が実際の入居者数と異なり、行き渡らないケースが生じてしまう。
- ・自治会費の必要性・用途・負担割合等が明快に示されていない。自治会予算・決算等の内容が分かりにくく、総会に参加しないと見られない（回覧されない）。
- ・自治会費が高い。自治会活動が多い上に、コミュニティ協議会会費の上乗せもある。
- ・自治会の活動経費の中には、必要性の低いもの、削減すべきものがあるため、会費負担が高額になっている。
- ・会長等の手当が高い。手当が安すぎると苦勞が報われないが、役員同士や全員が役割分担して手当を減らす方法もある。ただし、役割分担に抵抗する住民も多い。
- ・自治会で支払う経費に納得できない内容（神社経費、募金等）が含まれている。
- ・低所得者には、自治会費の負担が重過ぎることから減免制度が必要となつてている。
- ・役員に選ばれると会費徴収や情報伝達・確認など時間と労力を必要とする役割を求められが、負担が大きく対応できない。
- ・班長等が住居の並び順や年齢順で回ってくるが、仕事の都合、家庭の事情で対応できない場合に融通が利かない。
- ・アパート居住者は日頃のコミュニケーションがないために、班長等の役を貰うと取りまとめに非常に苦労する。

## ○非加入者による問題

… 自治会からの相談等

- ・自治会の会員が全員参加或いは役割分担しながら対応しているゴミ集積場管理、環境美化、防犯灯の設置・維持、地域防災活動等において、**非加入者は作業・経費の負担をせずにこれらの利益を得ていることで不公平な状態となっている。**
- ・自治会加入の呼びかけでは、困ったときの隣近所の助け合う関係づくりを標ぼうしているが、災害時は、**自治会に非加入の者であっても人道的な観点から活動対象者から除外でないため、結局、非加入者は何ら負担もなく利益を得るという不公平が生ずる。**
- ・防災・福祉・環境対策の面で、地域内の住民全員が**内容を承知した上で活動に参加しないと自治会全体として効果が得られないものがある。**
- ・課題への対処方法や地域生活のルールを知らない自治会非加入者によって、円滑な自治会が行えなくなる。※**非加入者のゴミ出しマナーが悪い**
- ・非常時など加入者にも対応が必要となった場合は、**氏名・連絡先などの個人情報も分からないために、一般的の自治会員以上に手間がかかり、活動が停滞する。**
- ・何ら負担しない自治会非加入者も、結果として同じ受益が得られるとなれば、元々加入を強制できない任意団体であることから**自治会を脱会者が増加してしまう。**
- ・非加入者の増加により、**会費収入が減少し、一人当たり役割・負担も増加する。**
- ・非加入者の存在は、地域の助け合いに水を差すことになる。
- ・自治会活動を通じて推進する防災・福祉・環境対策等の市の施策について、自治会非加入者が存在することで施策の効果や効率が低下する恐れがある。
- ・自治会非加入者に対し、市が直接、個別に行政サービスを提供することは困難となる。

## ○入居者への自治会加入促進活動

- ・災害の際の確認のため必要だと説明し、氏名などを伺い、そこから話しを始める。自治会費を前面に出すのではなく、**自治会加入の必要性を訴える。**
- ・単身入居者には、近隣に住む班長さんが声をかけ、自治会活動を理解して貰う。
- ・勧誘には、**複数人（2～3人）で訪問する。**
- ・入居者の生活パターンを隣人に事前確認するなどチェックしておくと良い。
- ・訪ねると居留守を使われることあるが、自分の連絡先と次にいつ来るかを明記したメモを残す。何度も繰り返すことで、**心理的に悪いなと思い会うことができる。**
- ・回覧板など、イベント開催の案内には参加を促すためメモを添付する。
- ・自治会加入により会費の納付を求めるが、メリットは何かと必ず問われるが、**近隣に住む“組の一員”として活動参加し、会費納付は義務であることを説明する。**
- ・心情的な訴えと、理論的な説明の両面で説得し、**自治会費を払えない理由を聞く。**
- ・200世帯のアパートに、**市で作成したチラシを2回配布したところ、一世帯から加入する旨の返事があった。**一世帯だけでも効果あったと思う。
- ・アパート居住者に対し、**戸建て世帯と同条件の会費・参加は無理である。**
- ・自治会費が高いと勧誘が難しい。また、アパート以外でも脱会する人が出る。

## ○オーナー・管理会社等への自治会加入促進の事例

- ・アパート居住者の自治会費徴収は、**大家や管理会社に協力がなければ対応が大変となる。**逆に大家が非協力的な場合、加入者も脱会してしまった例もある。
- ・アパート居住者の状況から判断して、会費を減免しているところもある。
- ・自治会費ではなく、**大家から協力金（清掃費、防犯費）として徴収している。**
- ・アパートの管理形態を見極めること必要である（社宅、大家又は管理会社管理等）。
- ・入居者が加入に応じてくれない場合、アパート管理会社・大家に依頼する。最低一度は、**自治会長と班長とで管理会社に会って依頼する（電話だけではダメ）。**
- ・自治会加入の必要性について理解は得られなければ**ゴミは自治会管理のゴミ集積場には出せないとことを伝える。**負担と受益の関係・責任を明確にすることが大事である。
- ・新しく建設するアパートは、入居者を募集する前に管理会社と交渉する。家賃に自治会費を含めて集金し、年2回自治会口座へ振り込みを依頼する。
- ・アパート建設前に管理会社等に働きかけるために、建設の動きを自治会員・班長等から役員に伝える仕組みを作る。最近は、建設前に大家や管理会社から連絡がある。
- ・今まであるアパートについては、**大家、管理会社、自治会の三者で話し合う。**

# 2 個人情報の把握関連資料

## 1. 住民情報の把握に関する検討資料

### ◆ 地縁団体の会員台帳更新に関する法規定 ◆

- ・地方自治法により地縁団体として市長から認可された団体（田原市には57自治会が認可）は、世帯全員名簿を作成する義務を有する。  
⇒ 地方自治法第260条の4第2項に「認可地縁団体は、構成員名簿（すべての会員の名簿※世帯主名簿では不足）を備え置き、構成員の変更があるごと必要な変更を加えなければならない。」ことが定められている。

### ○ 台帳作成における個人情報保護の例

#### ■世帯個票における個人情報の取り扱いの注記例

【事例1】○世帯調書は、みなさんの家族構成を教えていただき、コミュニティ活動・防災活動等の基礎資料を得るもので、ご記入いただいた内容を他に漏らしたり、他の目的に使うことはありませんのでご協力をお願いします。  
※世帯構成員の修正に対する同意について捺印又はサインを求めている

【事例2】○この地域に災害が発生した場合、安否を確認するための資料として、記載の情報を災害救助にあたる団体等へ提供することを承諾します。

○個人情報ですので自治会役員は情報漏えいしないよう取扱いに細心の注意を払うこと

#### ■浦区自治会の例

##### ○規約第42条（個人情報の保護）

- ・第1項 本会は、会員から任意で提供された個人情報については、第1条の活動目的にのみ利用し、その保存及び管理について適正に行わなければならない。
- ・第2項 本会の役員及び従業員は、職務遂行上知り得た個人情報を利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。また、退任、退職後も同様の責めを負うものとする。

##### ○施行細則第14条（個人情報の保護と利用）

- ・第1項 ここで定める個人情報とは、自治会の行う全ての事業活動等で得られる会員の、住所、電話番号、生年月日、その他個人を特定できる全ての情報（以下、個人情報と称する。）を対象とする。
- ・第2項 浦区自治会役員は、会員の個人情報を保護し適切に利用するため、次に定める事項を遵守し適切な措置を講じて管理運用しなければならない。
- ・第3項 個人情報の取扱については、次の基準に基づき行わなければならない。
  - (1) 個人情報の収集は、会員自らが同意し提供されたもののみを対象とする。
  - (2) 個人情報の保管・管理は、漏洩・滅失等を防止できる措置を講じなければならない。
  - (3) 個人情報は、会長の許可なく閲覧、複製、貸与等をしてはならない。
- ・第4項 規約第1条の活動目的に係わる個人情報利用及び提供する範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 浦区自治会ならびに浦区自主防災会が主催して行う全ての事業活動
  - (2) 浦長命会、女性クラブ、子供会等活動補助を行う関係組織等への目的限定の情報提供
  - (3) その他利用目的が明確で、会長が必要と認めたもの
- ・第5項 第4項第2号及び第3号において情報の提供をする場合には、第14条第2項及び第3項に準じ取扱うことを提供先に義務付けなければならない。

# ✿✿✿ [資料1] 自治会台帳の作成状況調査 ✿✿✿

- ◆自治会アンケート調査（H23.7）の内容から個別ヒアリング 平成23年11月9日～15日ヒアリング調査
- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ・浦区自治会（認可地縁団体）：385世帯・パソコン台帳 | ・大草自治会（認可地縁団体）：355世帯・パソコン台帳 |
| ・古田自治会（認可地縁団体）：375世帯・パソコン台帳 | ・中山自治会（認可地縁団体）：581世帯・パソコン台帳 |
| ・越戸区（認可地縁団体）：111世帯・ファイル台帳   | ・保井地区：50世帯・ファイル台帳           |

## 1. 台帳作成の概要

- 五十世帯前後の自治会では、隣近所の状況が概ね把握されている上に、会員数が少なく対象者の検索が容易であるため、ファイル形式で綴じた台帳を作成し、管理している。
- 世帯数・会員数の多い自治会では、パソコンに会員データを入力し、管理（年齢検索が容易）している場合が見られる。この場合も、常時閲覧用に世帯個票を打ち出しファイル台帳を作成している。

## 2. 台帳作成の内容

### （1）把握する住民情報の種類

- ① 住所（アパート名・部屋番号）
- ② 電話番号
- ③ 世帯全員の氏名・ふりがな
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 代表者（世帯主）・続柄
- ⑦ 勤務先・資格等
- ⑧ 在宅状況（不在：学生・入院等）
- ⑨ 避難要支援者（高齢者・幼児・身障者、避難時に手助けが必要な方）
- ⑩ 緊急連絡先（携帯など）
- ⑪ 防災設備（井戸、発電機、チェーンソー、軽トラック等）
- ※原因・年月日（死亡・出生・転入・転出）の把握

### （2）情報把握の様式

入会申込書、世帯台帳、構成員届出者名簿兼世帯台帳、会員名簿（会員現況確認票、会員異動届）」等  
※同様の内容を盛り込んだ防災台帳を持つ自治会もある。

## 3. 情報の管理方法

### （1）データの管理方法 ⇒ ファイル台帳作成

・毎年3月又は4月に、各戸或いは瀬古長等が各戸台帳（個票）の記載内容を確認し、必要な修正を行っている。  
この修正に基づき、総会に向けて加入世帯数・会費収入を積算する。

【具体例1】 毎年3月又は4月の組寄り合い時に、各戸台帳（世帯全員の氏名・生年月日等掲載）を封筒に入れて配布し、  
その場で内容（死亡・出生等）を確認・修正する。

【具体例2】 毎年3月又は4月に、瀬古長等が担当世帯の異動を確認し、各戸台帳を修正する。

【具体例3】 毎月の集会において、各戸から構成員の異動を報告し、各戸台帳を修正する。

【具体例4】 各戸は異動のある都度、組長経由で自治会長に異動届を提出し、組長と自治会長が確認する。

### （2）データの処理方法 ⇒ パソコン台帳

・各戸台帳として集めた会員の個別情報を、パソコン集計ソフト（MSエクセル、MSアクセス）に入力し、データとして管理するとともに、各戸台帳をファイルに綴じて管理している。

※集計ソフトの機能として、管理データから各戸台帳形式の印刷も、年齢別抽出（生年月日情報がある場合）が可能となる。

【具体例1】 自治会所有のパソコンで、一般的に普及している計算ソフト「MSエクセル」を使ってデータ管理している。  
MSエクセルの管理データから、MSワードで各戸台帳を印刷（差し込み）できる。

【具体例2】 一般的に普及している計算ソフト「MSエクセル」で処理した会員データを役員で引き継ぎ、役員個人のパソコンで管理している。この方法では、自分の使い慣れたパソコンで処理ができるメリットがあるが、引き継いだデータが処理できない場合がある。

【具体例3】 自治会所有のパソコンで、大量のデータ処理を得意とする「MSアクセス」を使ってデータ管理している。集計・対象者抽出・各戸台帳形式の印刷が用意だが、一般的に普及していない。

### （3）個人情報保護

・各戸が台帳に記載する際に、個人情報の使用目的、管理方法等を示し、了解を得る形をとっている。自治会規約等に個人情報の収集・管理の方法を規定している自治会もある。

【具体例1】 災害発生時に災害救助団体等への情報提供の承諾

【具体例2】 個人情報であるため自治会役員は情報漏えいのないよう細心の注意を払って取り扱うことを明記

【具体例3】 自治会規約等に個人情報の保護と利用について取り扱いが定められていることを明記

## 2. 個人情報保護法関連資料

### 〔資料2〕 個人情報保護法の概要

#### 1. 個人情報保護に関する法律体系

○個人情報保護法では、個人情報保護の基本方針と民間事業者の個人情報の取扱いを定め、国や地方公共団体はそれぞれの法律や条令で個人情報の取り扱いを定めることとしている。

○田原市（行政機関）が持つ個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法の方針に即して、田原市個人情報保護条例を制定し、平成17年10月1日から施行している。

#### 2. 個人情報とは

○生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの 【法2条】

※死者の情報、法人の情報は、個人情報に該当しない。

※映像や音声は、特定個人を識別できる場合には個人情報に該当する。

#### 3. 個人情報取扱事業者とは

○5,000人分を超える個人情報を利用する民間事業者は、個人情報取扱事業者となり、個人情報保護法による義務が課せられる。

#### 4. 個人情報取扱事業者の義務

- ・利用目的特定【法15条】
- ・目的外使用禁止【法16条】
- ・適正な情報取得【法17条】
- ・取得時の利用目的通知【法18条】
- ・正確性の確保【法19条】
- ・安全管理措置【法20条】
- ・従業者・委託先の監督【法21・22条】
- ・第三者提供の制限【法23条】
- ・利用目的通知・開示・訂正・利用停止等【法24~27条】

○私的にパソコン等で作成する年賀状等送付名簿は義務規定の対象外

○個人情報保護法の義務規定は適用除外：報道機関の報道活動、著述業の者の著述活動、学術研究機関の学術研究、宗教団体の宗教活動、政治団体の政治活動

※第三者提供制限の例外：捜査等法令事項、人命・財産保護、医療・児童虐待、国等への協力

#### 5. 個人情報保護法の過剰反応とは

○個人情報であれば何でも保護し、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまうこと

○法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切

##### ①学校における緊急連絡網などの作成・配布

個人情報取扱事業者（私立学校）は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能で、これを配布するときは本人の同意が必要となる。公立学校の場合は、各自治会の定める個人情報保護条例（法律と同内容）による。

##### ②自治会における緊急連絡網などの作成・配布

自治会・町内会のうち、会員が5,000人を超える場合、法律義務規定を課せられる個人情報取扱事業者になるものはほとんどない。

##### ③民生・児童委員の活動のための情報提供

特別職の地方公務員である民生・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものであり、円滑な活動実施のためには、個人情報の提供を受ける必要がある。

※民生・児童委員は、民生委員法において守秘義務が課せられている。

#### 6. 田原市保有の個人情報の取扱い

○個別法令に基づき作成された情報（住民基本台帳等）は個別法令の取扱い規定に従い、それ以外の情報については田原市個人情報保護条例に基づき取扱う。

○市の義務内容は、個人情報保護事業者と同様となっている。

○市は、特別の場合を除き、保有する個人情報を利用目的以外に利用又は提供してはならない。

（本人同意の場合、法令で定める場合、公益上の必要があると個人情報保護審査会が認める場合など）

○職員が正当な理由なく個人情報を提供した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。

### ◆個人情報保護違反に対する社会の批判（平成14年8月11日 琉球新報）

- 沖縄県内12市町村が、自治会長や事務委託者に対し、全住民や前月の異動者の住民情報（氏名・住所等）を記載した名簿を定期的に提供していた問題で、嘉手納町、北中城村、久米島町が見直すことを決めた。
- 琉球新報の報道を受け、嘉手納町は5日の庁議で緊急に対応を協議。月1度、町内の6自治会長に提供していた前月の異動者の名簿の提供をやめ、役場内で閲覧してもらう方法に改めることを決め、同日午後に開かれた自治会長会の了承を得た。

## ○市保有個人情報に関する取り扱い

- ・市が保有している個人情報を提供するためには、田原市個人情報保護条例の要件を満たす必要がある。

### ア 情報利用・提供の目的

- ・本人が承諾した業務に利用・提供
- ・法令による行政等業務に利用・提供
- ・**公益上の必要業務に利用・提供** … 田原市個人情報保護審査会による審査

### イ 情報管理の条件

- ・情報の適正管理（利用制限、**情報管理、漏えい防止**等）
- ・利用情報の処分（**記録書類の廃棄**等）

## ◆公益業務への提供

- ❖ 平成23年4月、田原市個人情報保護審査会への諮問・答申により、**ひとり暮らし高齢者見守り活動を行う自治会に対する個人情報の提供（田原市健康福祉部福祉課）**が認められ、平成23年7月から『田原市地区自治会長に対する高齢者世帯個人情報の取扱要綱』に基づく情報（住所・氏名・生年月日・性別）の提供が可能となった。

■提供実績2件（平成23年7月小中山自治会、平成23年8月中山自治会）

## ◆住民基本台帳の閲覧制度

- ❖ 平成19年7月、田原市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱が施行し、住民基本台帳法に基づき、台帳記載情報のうち「**住所」「氏名」「生年月日」「性別**」は、国・地方公共団体の特定業務、**情報提供が必要不可欠と市長が認める場合（統計調査等の調査研究、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する公益性の高い活動）**は、事前申請による住民票の閲覧が認められている。

- ・事前申請（閲覧希望日の7日前までに提出） ⇒ 対象情報の抽出 ⇒ 閲覧（コピー不可）
- ・閲覧情報1名ごとに手数料200円が必要となるが、田原市では自治会の閲覧は免除している。

【閲覧実績：平成23年度】 ※毎年度、閲覧状況を公表する。

- ・平成23年5月等 日本放送協会名古屋放送局による月別全国個人視聴率調査等  
(特定地区在住の特定年生まれの各月男女14人等)
- ・平成23年10月 自衛隊愛知地方協力本部による自衛官等の募集広報  
(平成6年度・平成8年度生まれの男性)
- ・平成23年6月 (株)日本リサーチセンターによる日本銀行実施の生活意識調査  
(特定校区在住の平成3年以前に生まれた男女15人)
- ・平成23年8月 若見区による敬老会対象者抽出  
(若見地区在住の昭和17年1月1日～12月31日生まれた男女10人)
- ・平成23年9月 八軒家町内会による敬老会対象者抽出  
(八軒家地区在住の昭和11年10月3日以前に生まれた男女101人)
- ・平成23年11月 赤東区による敬老会対象者抽出  
(赤東地区在住の平成17年4月以前に生まれた男女175人)

## ◆行政業務における個人情報利用

- ❖市保有の個人情報は、市の各課の施策実施の場合でも、目的の明確化・適正管理が求められ、容易に利用できなくなっている。
  - ❖委託業務等により市職員以外に個人情報を渡して、業務実施する場合においては、個人情報を取り扱う者は市職員同様の適正管理（守秘義務等を含む）の責務を持つこととなる。
- 【事例1】○非常勤公務員への情報提供 … 民生児童委員に提供する独居高齢者名簿
- 【事例2】○委託業務における事業対象者情報の提供 … アンケート調査票の送付等

# 3 活動参加の拡大関連資料

## 1. 自治会・校区コミュニティ協議会の活動状況

### ○ 自治会活動のモデル的な事例

#### ◆年代別の役職者選任【堀切自治会】

- ・自治会、奉賛会などを含めて地域内の各種役員を年代別に選任している。  
⇒ 特定年代への役職集中を避け、大勢の人で役割を分担

#### ◆意見箱設置【大久保区自治会】

- ・自治会集会所に意見箱を設置し、住民からの意見を受け付け、すべて対応している。  
⇒ 疑問に思ったことや相談ごとへの反応があることで、地域活動への関心が高まる。

#### ◆子どもの誕生祝い金交付【豊島自治会】

- ・子どもが誕生に対して、自治会で祝い金（3,000円）を交付している。  
⇒ 地域で子どもの誕生を祝うことで、自分の家族との関係を意識

#### ◆毎月の一斉清掃活動【鎌田町内会】

- ・毎月、第二金曜日に一斉清掃活動を実施し、地域内の環境整備をするとともに、高齢者の粗大ゴミ処分の応援等を実施している。  
⇒ 地域内の助け合いの実践

#### ◆総合整備委員会による地域活性化活動【谷ノ口区】

- ・地域課題に関する住民アンケート調査を実施し、地域ビジョンを策定した上で、地域の中・長期的な課題に対応するため、自治会とは別に総合整備協議会を設けて、花壇・植栽の整備、マーケット運営、里山整備等の活動を展開している。  
⇒ 実現に期間を要する活動に対して、自治会役員とは別に長期任期の役員で構成する別組織を設けることで、自治会役員負担の軽減しながら、多くの人が活動を展開できる。

#### ◆物の配布で集客【各地区】

- ・イベントの中に、餅投げ、bingoゲーム（景品）、トン汁、甘酒等を盛り込む。  
⇒ イベントの最初に集まって欲しいときや最後まで居て欲しいときに、その場面で行う。

#### ◆保育園・小学校と連携した行事開催【各地区】

- ・イベントの中に、園児や児童が参加するステージやアトラクションを盛り込む。  
⇒ 子どもが集まることで、その父兄・祖父母等の集客が期待できる。

## ○加治区自治会の活動事例

## 広報たはら平成23年1月15日～3月15日号の抜粋



・衣笠校区に属する加治区は、人口約1600人・約460世帯、中心市街地の南西部から渥美農業高校周辺までを区域とする比較的大きな自治会。

・平成22年4月県森林協会から里山整備表彰を受けたほか、ここ数年、県防災モデル地区や市コミュニティモデル地区などに選定され、平成17年から国土交通省のまちづくり交付金事業、平成20年から県里山再生整備モデル事業や森と緑づくり税公募事業に採択されるなど、地域主導の地域づくりが実践されている。

・県下でも注目される円滑な運営の秘訣は、

### ① みんなで役割分担する組織体制

### ② 豊富な行事と地域団体の活動で育まれていく連帯感

### ③ 活動目的の明確化と意見の吸い上げ にあるといえる。

## ■充実した組織体制

- ・役員が一年交代する自治会が多い中で、加治区では、区民の選挙で土木係に選出されると、翌年は副会長に上がり、三年目に会長に就任する流れが出来ている。代表者が複数年にわたり活動に関わることで、課題解決の継続性や改革の実効性が確保されている。
- ・会長等役員のほか、協議と執行機能を持つ18名の評議員が3部会に分かれて事業を担当し、個別の課題は「区有地等管理」「総合整備」「広報」などの特別委員会や「自主防災会」が長期任期で継続的に活動し、自治会運営の連絡調整役を22名の組長が担う。
- ・人手を要する事業は、消防団・子ども会・老人会等の各種団体の協力体制がある。

## ■十分な意見交換の機会

- ・このように役割を持った多くの組織を機能させるため、定期総会、毎月の評議員会と組長会・各特別委員会、各種団体長会議の開催に加え、年数回行われる区民総出の親睦行事の機会に自然な形の意見交換が行われている。

## ■“地域愛”の根っこは環境美化

- ・旧農協支所を改築した自治会館・多目的ホール、コミュニティ広場、運動場、テニスコートなどの拠点施設と宮川の源流となる里山を所有し、これらを住民総出で維持している。
- 山役・川役（河川美化）…年1回、全戸参加で自治会所有の山林と河川を整備
- 道役（春と秋）…組ごとに全戸参加で、道路のごみ拾いと草刈り・枝払い
- 環境整備作業（年5回）…役員と有志で、広場・里山などの草刈りや間伐作業

## ■防災・福祉活動

- ・自主防災活動として、年2回の訓練に加え、「耐震診断ローラー作戦」「高齢世帯家具転倒防止」などを実施している。また、民生児童委員が中心となり、ボランティア組織の協力を得ながら、独居高齢者対策の活動を行なっている。

## ■親睦行事など

- ソフトボール大会（6月）…昭和57年から。9組の対抗戦
- 盆踊り（8月）…毎年、お盆に開催
- 運動会（10月）…昭和44年から。9組対抗、各種団体の種目で実施
- 敬老会（10月）…明治から。百回を超える伝統行事
- 追弔会（3月）…戦没者51柱の追悼法要
- 加治神明社の祭礼…元旦祭・初天神、春祭り、大祭、秋祭り、月次祭などを実施

## ■担い手づくりと連帯意識

- ・年間を通して、多彩な活動を展開できる秘訣は、役割分担された組織体制と地域内の各種団体による協力体制にある。
- ・加治地域では、昭和54年にコミュニティ協議会が設置（平成14年地縁団体化で解散）され、子ども会、老人会、遺族会、菜ばな会、廻など様々な団体が連携しながら活動している。
- ・特に十数年前に田原祭りの組織を参考に発足した加勢組は、加治神明社大祭を地域最大イベントに発展させ、青年会と婦人会が消滅した中で、厄年を中心に子どもから高齢者に至る住民を結び付ける役割を演じながら、積極的に自治会行事に活気を与えている。
- ・また、最近は、里山保全などの地域課題に対応した会の活動も始まっている。
- ・加治区自治会では、人々が集う施設を整えたことで各種団体の活動も活発化し、行事や団体活動を通して、年代・性別の区別なく協力し合える連帯意識がつくられている。
- ・他の自治会などから見て多く思える行事も、今、地域社会に求められている安心安全の確保や生活環境の整備を進めるための効果的な方法として高く評価されている。

## ■住民が地域目標を共有

- ・加治区自治会では、国の交付金事業の実施に際し、平成17年に『加治将来ビジョン』を策定した。その際、全戸アンケートや現地踏査などで、なすべきことを検討し、将来目標を『住民が暮らして楽しい笑顔のあるくらし』に定めた。
- ・地域目標を定めたことで、これまで実施していた多彩な活動の目的や意義が明確化し、その必要性を示すことができ、その内容を掲載したかわら版を作成・周知している。
- ・さらに、年4回発行する広報紙で自治会の活動意義や活躍している人を紹介し、共通認識の形成と連帯感の高揚を図っている。
- ・目標を共有することは、行事等の参加を促すだけでなく、道路など地域基盤の整備を促進する上でも効果を発揮している。

## ■自治組織の存在意義（鈴木誠教授メッセージ）

- ❖住民側からの自治会への不満を耳にすることも少なくないが、それには不透明な運営、内容伝達の不足、個人負担の重さなどさまざまな要因を含んでいる。
- ・そして、自治会が自分の生活に役立っているという実感が湧かないため、活動に参加しない住民も増えてきた。
- ❖その一方で、役員側からは、推薦されて就任したにもかかわらず、いざ、地域課題への対応や改善活動などを実施しようとすると住民からの協力が得られないとも聞く。
- ・自治会の運営は家庭と同じで、お互いに思いやり、助け合うことで成り立つものあり、企業活動のように効率だけを追求し、切り捨てながら、目標達成を目指すものではない。
- ❖住民側と役員側のすれ違いを見るにつけて、組織体制や活動の良し悪しを論ずる前に、自治組織はそもそも助け合いの場であることを全員が再認識することの必要性を感じる。
- ・そして、自治会が何かを提供するのではなく、地域の助け合いの中で一人ひとりができるに取り組むための「場」として存在することが、自治会の存在意義ではないか。
- ・地域づくりの主導権は、政府から地方自治体や地域自治組織へと移行しつつある。それ故、地域の課題を住民相互の助け合いで解決し、共助の地域社会を担う地域自治組織への期待は、今後さらに高まるることは疑いようがない。
- ・しかし、加治区自治会の例で示したように、活動目標の明確化・共有化、参加機会の確保・役割の均等化、親睦活動と団体支援による連帯感の形成・人材の育成などに取り組まなければ、組織の機能を十分に発揮させ続けることはできない。
- ・そして、地域自治の取り組みにより郷土力を高めることは、住民生活の快適性を保持するだけではなく、地域経済にも好影響をもたらすことが国内外で報告されています。

## ○地域コミュニティ活動のモデル的な事例

### ◆継続的活動のための組織体制【童浦校区コミュニティ協議会】

- ・役員のほとんどが一年で交代しても活動が引き継がるように、複数年任期の役職（理事監事）を新設している。  
⇒ スムーズな活動実施と継続的な課題解決

### ◆計画に基づき多くの住民で事業を行う体制づくり【童浦校区コミュニティ協議会】

- ・校区まちづくり推進計画に基づき活動するため、施策内容に応じた専門部会を設置し、それぞれの部会が責任を持って、出来るだけ多くの構成員が活動に関わる体制としている。
- ・夏祭りなどの大きなイベントでは、協力して貢えるスタッフを公募している。  
⇒ 役員への職務集中を避け、大勢の人で役割を分担

### ◆厄年の組織化とイベント実施体制【野田校区コミュニティ協議会】

- ・41歳の厄年仲間で夏祭りを企画・実施し、地域活動参加や同年の付き合いを始めるきっかけになるとともに、後継者への引き継ぎなどで年代間の連携や人材育成の機会にもなっている。  
⇒ 特定年代による地域貢献活動、連帯意識の形成、人材育成

### ◆地域資源の整備と活用【各校区コミュニティ協議会ほか】

- ・里山・小山の散策道整備、史跡整備、河川堤への桜植樹、清流復元によるホタル繁殖などによって、地域資源の保全と憩いの場の創設を取り組んでいる。  
⇒ 郷土意識の醸成

### ◆地域資源を活用したイベント実施【高松コミュニティ協議会ほか】

- ・砂浜、ため池、ハイキングコース、桜の咲く公園、史跡などを活用し、親睦イベントや学習会を開催している。  
⇒ 郷土意識の醸成、健康増進

### ◆季節のイベント実施【大草コミュニティ協議会ほか】

- ・しめ縄・門松作り教室、ひな祭り、お花見会、七夕会、お月見会、クリスマス会など、季節感のあるイベントを実施している。  
⇒ 生活に潤いをもたらす活動

### ◆校区のシンボルマーク作成【福江校区コミュニティ協議会】

- ・一般公募により校区のシンボルマークを作成している。  
⇒ 郷土意識の醸成

### ◆地域における公共交通の確保【泉校区コミュニティ協議会】

- ・市と連携し、車に乗れない高齢者等の足を確保するデマンドタクシーの試験運行を行っている。  
⇒ 地域課題への積極的な取組

### ◆ホームページによる情報発信【童浦校区コミュニティ協議会ほか】

- ・インターネット・ホームページを開設し、常時、活動情報を提供している。  
⇒ 情報提供、開かれた運営による参加促進

### ◆地域の歴史年表・見所マップ作成【童浦校区コミュニティ協議会ほか】

- ・市民館に地域の歴史年表を掲示するとともに、地域名所旧跡等を紹介した案内マップを作成し、全戸配布している。  
⇒ 郷土意識の醸成

## 2. アンケート調査等における地域コミュニティ活動の状況

### ① 市民意識調査の状況

- ・平成22年7月に市が実施した市民意識調査において、田原市を“住みよいまち”と評価する人の割合は90%に達し、平成19年調査(80%)を大きく上回った。

#### ア 隣近所の助け合いに関する意識

- ・市民が田原市は優れていると感じる点として、自然環境76%、農業の発達51%、人の温かさ23%に続き、4番目に隣近所の助け合い22%を挙げている。
- ・しかしその一方で、田原市に欠けていると感じる点の10番目に隣近所の助け合い7%が挙っている。
- ・隣近所の助け合いの評価を校区別に見ると、六連、野田、高松、赤羽根、若戸、和地、堀切、伊良湖、亀山、中山、泉が平均値(22%)以上となっている。また、全般的に見ると市街地周辺の評価が低くなっている。

#### イ 地域コミュニティ施策に対する意識

- ・地域コミュニティ施策の市民満足度(満足15%、普通69%、不満8%)は、他の施策の平均よりも高いものの、施策重要度評価(重要29%、普通57%、重要でない6%)は平均以下という認識となっている。
  - ・この点を前回調査と比較すると、満足度が向上し、重要度が低下している。
- ※施策重要度は、地域コミュニティ施策は49施策中39番目という低い評価となっている。

#### ウ 地域活動・ボランティア活動

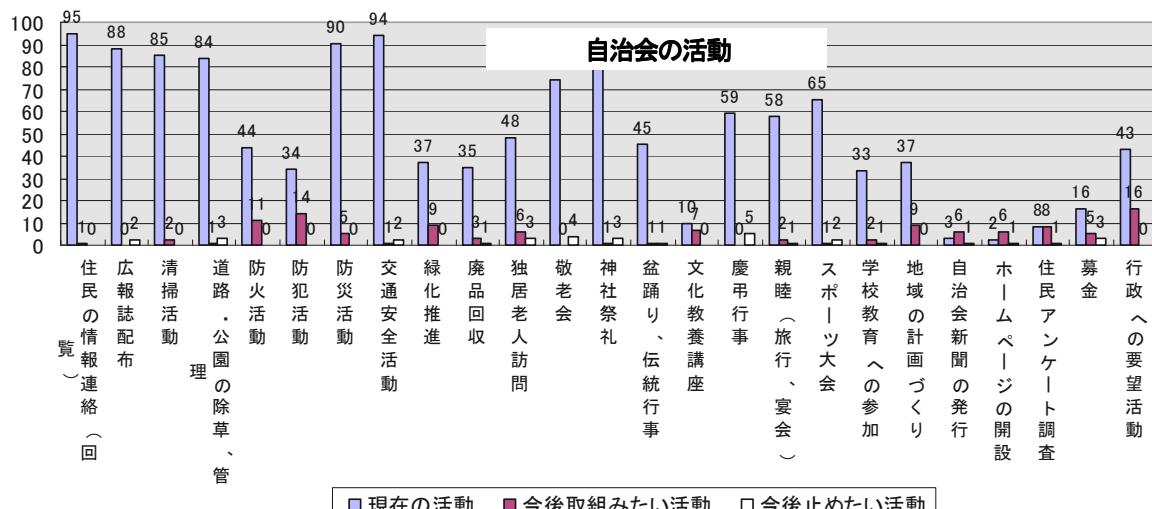
- ・地域活動やボランティアでは、活動中の市民が15%、活動経験のある市民が43%(活動中と経験者を合わせると58%)となっており、この点を平成19年調査と比較すると8%増加している。
- ・また、活動内容として、最も多いのは自治会活動53%で、次に社会福祉活動25%、スポーツ・文化活動21%、自然・環境保護活動17%となっている。
- ・活動中又は経験がある割合の高い年代は40歳代~60歳代(6割前後)となっている。
- ・また、校区別には、六連、高松、和地、伊良湖、亀山が7割を超えていている。

### ② 校区コミュニティ協議会等アンケートの状況

○平成20年7月実施の自治会・校区・校区コミュニティ協議会のアンケート調査を見ると(1) 地域コミュニティ団体の活動の中でも、次の活動が行われている。

#### ア 自治会の活動内容

- ・情報連絡、市等広報紙配布、清掃活動、道路・公園の除草・管理、防災活動、交通安全活動、神社祭礼は、8割以上の自治会が実施している。
- ・敬老会、各種スポーツ大会、慶弔行事、親睦会は、5~7割の自治会が実施している。
- ・※スポーツ大会等はコミュニティ協議会の行事に参加する場合を含む
- ・防火活動、防犯活動、緑化推進、廃品回収、独居高齢者訪問、盆踊り、地域計画づくり、行政への要望、学校教育への参加は、約3割の自治会が実施している。
- ・市の依頼による活動には、市等広報紙配布、ゴミステーション管理、道路・河川の美化、公園管理、共同募金、委員推薦、会議等参加要請、工事周知などがある。



## イ 校区の活動内容

- ❖ 小学校区内の地区自治会（町内会等）の連合組織として、六連、田原東部、神戸、大草、野田、赤羽根、和地の7校区に「校区」組織があり、いずれも地縁団体として地域財産を保全しながら、一部で所属自治会の共通課題に対処した事業を実施している。
- 共通課題に対応した事業例：校区単位の祭礼、共通財産の管理、地区自治会事業の共同処理
- ❖ 実質的に校区組織のない13校区では、地区自治会事業の共同処理も校区コミュニティ協議会が実施している。

## ウ 校区コミュニティ協議会の活動内容

- ❖ 校区内の地区自治会、各種団体、行政委員、学校等が連携した活動として、**ほとんどの校区コミュニティ協議会**で、夏まつり、市民館まつり、運動会、各種スポーツ大会、文化講演会、児童・高齢者福祉、青少年健全育成活動などを実施している。

## 2. 地域コミュニティ活動の参加拡大に関する行政の対応

### ✿✿✿ 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）✿✿✿

#### 関連事項の抜粋

##### （目的）

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

##### （定義）※項目抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（4）行政活動 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。

（5）市民公益活動 市民等が自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。

##### （9）地域コミュニティ団体

ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体

イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

##### （地域コミュニティ団体）

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

##### （地域コミュニティ団体の責務）

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るために、自主的に地域の課題に対処するものとする。

2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

##### （市民等の責務）

第16条 市民、市民活動団体、事業者は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するよう努めるものとする。

##### （市の機関の責務）

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第15条第4項の規定により集約された意見に配慮するものとする。

##### （地域コミュニティ団体の認定）

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について該当団体の申請に基づき認定する。

# ✿✿✿ 田原市市地域コミュニティ振興計画の振興策 ✿✿✿

[振興方針] 地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現

## 1. 環境づくり

### ① 地域コミュニティの位置付けの明確化

条例（市民協働まちづくり条例）による位置付けの明確化 ⇒ **自治会等の権限の明確化**

### ② 地域コミュニティのあり方の検討

組織の多層化・市民館組織との重複改善、規模の適正化・運営基準等 ⇒ **平成23年度組織統合**

### ③ 分野コミュニティ等との連携の推進

ニーズの多様化に対応するため、ボランティア団体・NPOとの連携推進 ⇒ **NPO団体紹介**

### ④ 市の地域コミュニティ振興体制の充実

市役所・支所の対応体制の充実、市民館主事の研修、アドバイザー派遣等

### ⑤ 連絡調整の場の設置

校区総代会等運営改善、行政懇談会開催 ⇒ **平成23年4月田原市地域コミュニティ連合会発足**

### ⑥ 市民への意識啓発

広報たはらやケーブルテレビ等による地域コミュニティの紹介・参加啓発 ⇒ **広報たはら連載中**

## 2. 活動の活性化

### ① 計画的地域づくりの推進

校区まちづくり推進計画策定支援、自治会の計画策定推進 ⇒ **平成23年度計画改訂**

### ② 活動拠点の充実

校区市民館整備・改修・運営方法改善、校区計画実現推進、集会場等整備支援等 ⇒ **整備補助継続**

### ③ 地域活動の支援

自主活動支援の見直し・適正化 ⇒ **平成23年度補助制度改正実施**

### ④ その他の活性化策の推進

先進的モデル事業募集・選定、その他新たなコミュニティ活性化策検討 ⇒ **研究会検討支援**

## 3. 協働関係の構築

### ① 役割の認識

総合計画に位置付けられた地域コミュニティの役割（118本の基本事業）の認識

### ② 協働ルールの確立

市の計画策定への参画、協働事業への相互参加、市からの随意委託等ルール制定等

### ③ 最適な業務委託の実施

地域コミュニティへの業務委託の適格性・経済性・波及効果等検証 ⇒ **平成23年基本方針策定**

## 4. 市全体のまちづくりの推進

### ① 市施策への協力

市全体の視点からの市施策への協力、地域への影響の配慮

### ② 地域コミュニティ間の連携

地域コミュニティの連携による市の施策推進・地域コミュニティ事業の推進

# ◆◆◆ 田原市地域コミュニティ活動促進要綱 ◆◆◆

## ア 協働関係の構築

### ○ 基本方針の策定

市と地域コミュニティとの良好な協働関係の構築のため、地域コミュニティ団体への依頼・支援等に関する取扱等を定めた基本方針の策定

#### ■地域コミュニティ団体関連業務の基本方針（平成23年3月策定）

【基本方針】 地域コミュニティ関連業務の適正化及び合理化を進めることによって

〔第一〕市のまちづくりの基盤である地域コミュニティ団体の運営体制強化及びその担い手の育成を支援する。

〔第二〕地域コミュニティ団体の状況に応じた持続的な協働体制を構築する。

〔第三〕市全体の公平性を確保しつつ、可能な範囲で個別の地域事情に対応する。

【方針内容】 基本方針に基づき業務委託・協力依頼・補助金等支援の進め方を定めている。

## イ 人的支援

### ○ 対応窓口・コミュニティ主事・アドバイザー

市民環境部市民協働課と赤羽根市民センター・渥美支所地域課を校区コミュニティ協議会の相談・支援窓口とともに、各校区の担当者としてまちづくりアドバイザー（課長級～主任級を合計61人：兼務）を選任し、活動支援を行っている。

#### ■まちづくりアドバイザー

【配 置】 各校区の担当者として、各課所属の課長級・主任級の職員を選任（担当業務と兼務）

【役 割】 まちづくり活動・地域課題助言、各課取次、まちづくり推進計画策定・振興管理等

## ウ 活動環境の整備

### ○ 運営体制確立支援

地縁団体制度による財産保全、地域コミュニティ団体認定制度による運営適正化、組織見直しに関する助言により、運営体制の確立を支援している。

#### ■地縁団体制度

【認可団体】 地方自治法に基づき平成23年4月現在で68団体を認可

【認可条件】 規約整備、会員参加、地域活動、土地等財産保有

#### ■認定団体制度

【認定団体】 市民協働まちづくり条例に基づき平成23年12月現在で30団体を認定

【認定条件】 公平で民主的な地域活動

### ○ 活動拠点の整備

地域コミュニティ活動の拠点として、市内20の小学校区ごとに市民館を整備し、常駐のコミュニティ（市民館）主事1名を置き、活動を支援している。

#### ■市民館の概要

【施設内容】 事務室、会議室、調理室、図書コーナー、大会議室、多目的ホール

【施設管理】 指定管理により校区コミュニティ協議会が管理（経費は市負担）

【事務体制】 館長1名（非常勤）：校区コミュニティ協議会会长、主事1名（常勤）

【主事業務】 校区コミュニティ協議会の事務処理、地区自治会の活動支援

## エ 財政的支援等

### ○ 協働助成金

地区自治会・校区コミュニティ協議会の運営強化と市依頼業務に対する協力金として、人口・世帯数などで積算し、使い方の制限や支払明細提出義務を設けない協働助成金を交付

※地区自治会協働助成金で、敬老福祉・美化・河川美化活動の加算がある場合は報告が必要となる。

※役員報酬、食事代、施設管理費、備品購入などにも使えるが、宗教・政治活動には使えない。

#### ■校区コミュニティ協働助成金

【対 象】 校区コミュニティ協議会（校区）… 20団体

【積 算】 校区均等割70万円+地区自治会数割1万円+世帯割（300円）+人口割（100円）

【予 算】 平成23年度 2,836万円

### ■地区自治会協助成金

【対象】 地区自治会（町内会、区等含む）… 106団体  
【積算】 地区自治会均等割5万円+世帯割（900円）+大世帯加算人口割（100円）  
+敬老福祉加算（70歳以上人数500円）  
+美化加算（地区人口100円）、+河川美化加算（指定額）※対象区域（農水環区域外）のみ

【加算活動】 ○敬老福祉活動…高齢者を対象とした敬老会、高齢者のつどい、声かけ運動など

○美化活動 ※農地・水・環境保全活動区域外のゴミ・空缶拾い、草刈り

○河川美化活動 地域内の河川のゴミ・空缶拾い、草刈り

【予算】 平成23年度 5,472万円

※これらはすべて校区コミュニティ協議会に交付され、そこから地区自治会に支払われている。

### ○ 地域づくり活動推進交付金

#### 校区まちづくり推進計画に掲げる自主的な地域づくり活動等の経費として、校区コミュニティ協議会に地域づくり活動推進交付金を交付

※この交付金は、平成22年度まで青少年健全育成活動、市民館活動、自主活動、校区まちづくり計画推進活動に対して別々に交付されていた補助金を平成23年度から一本化したもので、全住民対象の親睦イベント・スポーツ大会・青少年健全育成活動を年1回以上行えば、校区で自由に活用することができ、市民館まつり、夏祭り、運動会、各種スポーツ大会、教育講演会、各種団体支援、会報発行、地域広場等整備（資材費）などに活用されている。

【対象】 校区コミュニティ協議会（校区）… 20団体

【積算】 校区均等割60万円+地区自治会数割1万円+人口割（人口×200円）

【予算】 平成23年度 2,647万円

### ○ 地域コミュニティ施設等整備補助金

地区自治会、校区及び校区コミュニティ協議会による地域コミュニティ活動の拠点施設整備、防犯灯施設設置、自主防災施設等整備、地区集会場耐震補強に対して補助金を交付

#### ■施設整備等補助金

【対象経費】 建築工事、整備工事、設計監理、備品：10～5,000万円

【補助率】 対象経費の1／2

【予算】 平成23年度 3,787万円

#### ■防犯灯施設設置補助金

【対象経費】 防犯灯設置工事、移設・修繕工事：1基当たり1～10万円

【補助率】 対象経費の1／2

【予算】 平成23年度 159万円

#### ■自主防災施設等整備補助金

【対象経費】 消火栓器具、防災資機材等：1件30万円以内

【補助率】 対象経費の2／3

【予算】 平成23年度 642万円

#### ■防犯灯施設設置補助金

【対象経費】 地区集会所（昭和56年5月31日前の建築物）の耐震補強工事：500万円以内

【補助率】 対象経費の全額

【予算】 平成23年度 258万円※当初予算

### ○ 情報提供・活動保険等

広報たはらなどの活動紹介とともに、市民課窓口で転入者に対する自治会加入案内配布や、安心して地域コミュニティ活動に取り組めるように社会貢献活動災害補償制度を設けている。

#### ■社会貢献活動災害補償制度の概要

【対象経費】 地域コミュニティ団体の行う地域づくり活動 ※単なる懇親行事等は除く

【傷害補償】 死亡補償500万円／人、入院5千円／日、通院3千円／日

【賠償補償】 身体補償・財物補償1事故最高1億円

### ○ 連合会の支援

地域コミュニティ連合会の事務処理、活動等に対する補助金の交付

### 3. その他活動参加の拡大に関する資料

#### ○人の行動の決定要素

- 人が行動を決定するときの大きな要素に自分の理想（希望）、きっかけ（機会）、現実的理性（理論的合理性・必然性・メリット等）、情（感情）の4つがあり、地域コミュニティ活動においてもこれらを考慮しながら参加を呼び掛けることで参加の拡大を図ることができる。

#### ■役員就任を承諾する場合の決定パターン

“住みよい地域・不安のない暮らしを自分の負担はできるだけ少なく実現する”という理想がある中で、“自分が役員になる順番”というきっかけがあり、“地域のために他の人がやってくれていたお蔭で、自分は困ることなく生活できて来た”という理論的合理性があり、更に、“いつもお世話になっている人からお願いされた”こと（情）が決定打となって役員を引き受けた。

#### ■行事に参加しようとする場合の決定パターン

“楽しみながら暮らしたい”という理想がある中で、“夏祭りの開催”というきっかけがあり、“催しやバザーや友人に会える”という理論的合理性があり、更に“瀬古長さんからぜひ参加して下さいとお願いされた”こと（情）が決定打となって出かけた。

### 4. 活動区分別の課題と対応策

活動区分	対象	参加（就任）しない理由・問題点	成功事例から見た対応策
組織運営	役員	■負担が大き過ぎて就任できない	<ul style="list-style-type: none"><li>○大勢で役割分担し、一人の負担を軽減（役職の種類・人数の拡大）</li><li>○方針決議する役職と執行部の一体化（決めた人が実行する）</li><li>○毎月、全戸参加の定例会開催</li><li>○年代別に役職を割振、全員公平に役割分担</li><li>○誰も役員を回避できなければ、役員に協力する</li><li>○事務処理はパソコン等を活用し簡素化・効率化</li><li>○メール・ホームページ活用による情報連絡</li></ul>
		■役員への協力が得られない	<ul style="list-style-type: none"><li>○役員権限の明確化（規約等）</li><li>○協力体制の構築（次期役職者、会員全員）</li></ul>
		■就任しても役割を放棄する	<ul style="list-style-type: none"><li>○参加必要性の説明</li></ul>
		■必要性が理解できない	<ul style="list-style-type: none"><li>○目的・理由の明確化</li><li>○活動内容の法的バックアップ</li></ul>
		■運営内容が分からぬ	<ul style="list-style-type: none"><li>○運営内容の公開・伝達</li><li>○大勢が役員を経験すること内容把握者が増加</li></ul>
		■担当する役割が分からぬ	<ul style="list-style-type: none"><li>○役割の明確化、マニュアル化</li></ul>
		■課題対応が行われぬ	<ul style="list-style-type: none"><li>○各役員の負担を軽減し、複数年任期化</li><li>○継続して課題対応する体制構築</li><li>○長期任期の特別委員会又は別組織で活動</li><li>○イベント等で意見交換の機会創設</li><li>○根拠不明の前例のとらわれず見直し実施</li></ul>
		■活動日時の都合が悪い	<ul style="list-style-type: none"><li>○事前の日程調整、曜日・時間帯の変更</li><li>○様々な職業形態に応じた会議・行事の開催</li></ul>
		■活動に会員の意見が反映されぬ	<ul style="list-style-type: none"><li>○意見反映の仕組み構築</li><li>○役員の年齢構成・男女比率に配慮</li></ul>
	会員	■会費が高い	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動見直しによる費用低減</li><li>○地域資源を活用した財源確保</li></ul>
公共施策協力	役員	■協力依頼の業務量が大きすぎる 〃 条件の制約が多すぎる 〃 突然依頼には対処できない	<ul style="list-style-type: none"><li>○計画的で負担の少ない依頼</li><li>○校区コミュニティによる活動の合理化・効率化</li><li>○行政依頼活動の実施による地域課題の解消</li></ul>

地域公益活動 生活互助活動	役員 会員	■業務量が多く役員が大変	○各種団体の活動を支援しつつ協力を得る ○活動の担い手となる地域団体を育成
		■真剣に参加すると役員にされる	○全員が役員となり、皆で活動する体制構築
		■知り合いがないので参加しにくい	○楽しみながら参加することで知り合い拡大 ○趣味のクラブを通じた仲間づくり
		■内容が分からないので参加しにくい ■活動の意義・必要性が理解できない	○活動の目的・内容の明確化 ○活動情報を発信（会報、ホームページ、新聞） ○環境美化活動により社会モラルが向上
		■活動効果が期待できない、魅力不足	○受益（直接・間接）・魅力の向上・効果説明
		■高齢のため皆と同じ活動ができない	○活動困難者に配慮（活動・会費の減免）
		■参加しない人がいたのでは不公平	○出不足金の徴収、協力者の顕彰
		■活動の担い手が不足	○各住民の持つ専門知識・技術を発揮してもらう ○地域活動が自己実現の場となるように工夫 ○NPO団体の創設・連携による活動者の拡大 ○楽しいイベントで知り合いの輪を拡大 ○助け合いの実践、情報発信
		■参加者が少ない	○幅広い年代・男女の誰でもが参加できる行事 ○多様なライフスタイル・考え方を否定せず、一緒に活動できる方法 ○自分の子どもはいなくても、地域で育てる活動 ○季節感のある行事 ○神社の祭礼、厄年（祭りの余興組織）を活用
		■連帯感が乏しい	○会報等で地域の歴史や人を紹介 ○地域を知る活動（歴史、文化、人、自然等） ○郷土愛を育む活動
		■地域活動が沈滞している	気軽に集り、活動できる施設を整備・運営

# 4 地域団体活性化

## 1. 市内の活性化事例

### ○やぐら会（田原南部校区）

- ◆青年会の解散に伴って、約10年前になくなってしまった盆踊りを復活させようと、**地域の若者たちが立ち上げた組織**。
- ◆「若者が参加できる行事を」「次世代の子どもたちに盆踊りを」という思いから、若者中心で実行委員会を立ち上げ、平成19年度から「夏まつり」を開催。
- ◆今では各組が屋台を出すようになり、老若男女が楽しめる行事に成長。

### ○熟年友の会（大草校区）

- ◆解散してしまった老人会に代わる組織として、平成19年度に発足した会。**高齢者が自由参加できる会**として活発に活動している。
- ◆会員のふれあい活動や健康づくりなどのほか、登下校時の子どもパトロールや保育園・小学校、校区行事への協力など、地域の知恵袋としての活動を行っている。

### ○大草の歴史と文化を学ぶ会（大草校区）

- ◆地域との連携で地域内にある史跡の保全や郷土史の調査研究をしながら、住民や小学校を対象に語り部の会等を行っている。

### ○半身青年会（大草校区）

- ◆青年会員の減少により、一時中断された秋の大祭における“お神楽”の奉納を、青年会のOBや有志が復活に取り組んだ。
- ◆近隣地域で神楽を続けている青津双葉連（青津区）のお囃子や舞などを参考に練習を重ね、平成21年から地域の伝統芸能として復活させた。

### ○片浜女性サロン（片浜自治会）

- ◆地域から婦人会が消えて久しい中、東日本大震災後をきっかけに「いざというときに動ける体制を」「地域の高齢者を支えていけるように」との考えで、“ゆるゆるとした”女性の仲間づくりを推進しようと立ち上げられた会。
- ◆月3回、公民館でお花・お茶・体操などを開催し、**女性が地域に参加する「きっかけ」や「仕組み」づくりを模索**して取り組んでいる。

### ○野田レディースクラブ（野田校区）

- ◆女性の活動として、野田夏まつりでの浴衣の着付けや盆踊りへの参加のほか、校区コミュニティのさまざまな行事に参加し、**地域行事に活気**を生み出している。

### ○東友クラブ趣味の会（蔵王地域）

- ◆蔵王団地住民（高齢者）へのふれあいの場を提供している。

### ○清田地域環境保全会（清田校区）

- ◆地域との連携で、免々田川のゲンジボタルの保全や観察会、竹炭による川の浄化などに取り組んでいる。

## ○加治区自治会

- ❖ 昭和54年にコミュニティ協議会を設置(平成14年に地縁団体化で解散)するなど、早くから地域内の各種団体の協力体制を築き上げてきた地区。**各種団体を育てることで地域活動の活性化**につなげており、高い評価を得ている。
- ❖ 役員が複数年執行に関わり、継続して課題解決に取組む仕組みや、地域団体の協力を得て各種事業を推進する組織体制が確立されている。
- ❖ ここ数年、県防災モデル地区や市コミュニティモデル地区などに選定されたほか、国土交通省まちづくり交付金事業、県里山再生整備モデル事業、森と緑づくり税公募事業に採択され、平成22年には県森林協会から里山整備の表彰も受けた。これら**自主的で積極的な地域づくりの背景には、地域団体の活発な活動**がある。
- ❖ 旧農協支所を改築した自治会館・多目的ホールのほか、コミュニティ広場、運動場、テニスコートなどの施設と多くの里山を所有し、それらを活動の拠点としていることから、**行事や団体活動を通して、年代・性別の区別なく協力し合える連帯意識が生まれている。**

### 【山遊里】

- ・自治会が所有する豊富な里山資源の保全活動を担う会。散策道整備や樹木保全、しいたけ菌打ち体験の開催など、楽しみながら自然と触れ合えるような取り組みを進めている。



### 【加勢組】

- ・十数年前、田原祭りの組織を参考に発足した祭りの会。加治神明社大祭を地域最大のイベントに発展させた。
- ・青年会と婦人会が消滅した中で、厄年のメンバーが中心となり、子どもからお年寄りまでの住民を結びつける役割を果たすとともに、積極的に自治会行事に参加し、活気を与えていている。

### 【自主防災会】

- ・一般的な防災訓練だけでなく、「耐震診断ローラー作戦」や「高齢者世帯家具防止」などの自主的活動を精力的に行っている。

## ○谷ノ口総合整備促進協議会（谷ノ口区）

- ❖ 地区内で顕在化・潜在化するさまざまな問題に対し、地域の豊かな自然環境を活用し、安全・快適・活力ある地域の実現を目指して、区民一丸の総合的な地域づくりを進めている。
- ❖ 平成14年に策定した「ええZONEガーデン整備計画」に基づき、「訪問者（交流者）の活用」「地域コミュニティの再活性化」「安全で便利な地域づくり」「愛着の持てる美しい地域づくり」を柱に、**自治会内にさまざまな部会**を設け、自主的に取り組みを進めている。

❖ 農産物直売所の成功や森林公園整備の進行などで、**地域資源や自主活動に対して愛着と自信が芽生え**、有志が海岸保全の組織を立ち上げるなど、取り組みに広がりを見せている。最近では、途絶えていた「地引網」の復活を目指す動きもある。

### 【ええぞんマーケット】

- ・公民館倉庫で、毎週日曜日に地元農産物等の産地直売所を開設し、安さと品質の良さで人気を博している。



### 【沿道花壇整備】

- ・来訪者のもてなしのため、R42号沿いに花壇を設置し管理している。

### 【体験農園開設】

- ・マーケットとの連携で、来訪者に収穫等を体験してもらえる農園を開設している。

### 【森林公園整備】

- ・準備委員会を立ち上げ、市との協働で、太平洋岸にレクリエーション公園を整備中。

### 【海岸保全活動】

- ・谷ノ口里山里海育成会を立ち上げ、サーファーや各種団体との連携で、海岸に関心を持ってもらうためのイベントやアカウミガメの観察等を行っている。

## ○浦区自治会

- ❖ 浦区自治会では、自治会台帳を作成するときに、個人情報の利用として、地域団体への情報提供を行うことを示している。
- ❖ 自治会が会員確保に協力していることで、団体の円滑な運営が図られている。

# 5 女性参加の拡大

## 1. 男女共同参画に関する法・計画等の位置づけ

### 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

#### ◇国民の責務

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

### 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）

#### ◇基本計画において改めて強調している視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

#### ◇第14分野 「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

##### ○基本的考え方

- ・一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠である。
- ・男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。
- ・地域の男女共同参画拠点の活性化などにより、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

##### ○成果目標

項目	現状	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.1% (H22)	10% (H27)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (H21)	0 (H27)
全国の女性消防団員	19,103人 (H22)	10万人

### あいち男女共同参画プラン 2011-2015（平成23年3月）

#### ◇重点目標II 「あらゆる分野への社会参画の促進」

##### ○基本的施策5 「地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大

- ・地域における女性リーダーの育成
- ・地域における男女共同参画の取組への支援
- ・防災活動における女性の参画の促進
- ・環境活動における女性の参画の促進
- ・観光まちづくり分野における女性の参画の促進

## 2. 全国の女性参加事例

### 滋賀県東近江市 五個荘北町屋町自治会

**課題** …役員が男性ばかりで、女性の意見が届かない。

**取組** …「まちづくり委員会」を立ち上げ、女性の意見を反映。

○自治会役員に女性を選ぶには、規約改正に時間がかかるなどの問題があったため、地域課題等の意見を言える場として、平成19年に「まちづくり委員会」という別組織を立ち上げた。メンバー21人中10人が女性。遊具の整備や通学路の改修など、**女性でないと気付かない意見が自治会に届くようになった**。市のイベント「街並み灯り路」に参加し、250メートルにわたって行灯を設置するなど、女性のアイデアがまちづくりに生かされている。



▲滋賀県の地域づくり情報誌 H20.1 発行

### 滋賀県近江八幡市 若葉町自治会

**課題** …犯罪や災害への対策が必要になっている。

**取組** …男女が参加する「自警団」を組織した。

○自主防災会の“実働部隊”として組織。「若葉町防犯パトロール」と称し、キャップやジャンパーを揃え、主に子どもたちへの声かけ運動のほか、日ごろの見回りを行っている。メンバーの半数は女性で、自分たちの手で地域を守るという意識が広がっている。女性の洗濯物が長く干されたままになっていると、ひと声かけるなど、**女性ならではの目**がまちの防犯にもつながっている。実際に空き巣等も減っている。

### 京都府 丹波地域（篠山市・丹波市）

**課題** …男女が共同参画する「新しい自治会」へ変身する方策を探りたい。

**取組** …自治会長への10の提言をまとめて周知している。

○知事が委嘱している丹波地域ビジョン委員会（公募委員中心約100人）の男女共同参画グループが、委員へのアンケート調査等を基に、自治会長への提言をまとめた。会議等の場で一つでも実践してもらえるよう紹介している。

### 宮城県東松島市 小野駅前応急仮設住宅自治会

**事例** …仮設住宅の初代自治会長に女性が就任。

○東日本大震災の津波で被災したJR仙石線・陸前小野駅近くの仮設住宅では、80世帯287人が生活している。たまたま集会所前に入居した女性（61）が自然と仕切り役を務め、初代の自治会長に就任した。集会所に詰めていると、ほぼ毎日高齢の男女が数人集まり、お茶を飲んでおしゃべりをするようになった。マッサージや料理の会を開くなど、住民が元気になる試みを続けている。**社交的な女性自治会長の存在が、被災者の気持ちを和ませている。**

## 横浜市都築区 高山自治会

**課題** …賃貸住宅が多く、住民が若い。

**取組** …みんなが1年生役員でもできる自治会活動へ転換。

○賃貸住宅居住者が6割、住民の平均年齢が33.3歳と若く、転出入が激しい町にもかかわらず、自治会の加入率は80%となっている。「賃貸住宅の住民は自治会に無関心」「1年生役員では活動できない」という風潮の中、「そういう人しかいないのだから、それでもできるやり方を」と運営を工夫した。役員16人中、女性が10人以上。引き継ぎ期間を長くし、**働いている人や子育て中の人が無理なく参加できるようにした**結果(役員会の日曜開催、子ども同伴等)、自治会員の約3割が役員経験者となった。「知りあいが増えた」「お互いさまという気持になれる」という声が聞かれ、地域への愛着が浸透してきた。夏祭りの開催は新旧役員が協力し、**分かりやすい運営マニュアルが引き継がれているので、誰でも準備ができる**ようになっている。

## 3. 市内の女性参加事例

### 希望が丘自治会

**事例** …市内で唯一の女性防災リーダー(H24)。

○田原市内111人の防災リーダー(103自主防災会)で、初めて女性リーダーが選出された。希望が丘は、公営住宅(福祉目的の市営住宅)を母体とする自治会で、自治会や校区、学校等の役員の受け手が少ないという特徴がある。こうした中で、男性の多い地域防災の分野に、女性が参加することになった。



### 神戸校区

**事例** …女性の得意分野を生かした地域おこし『キャベコロ』。

○校区の女性が集まった「味探検グループ」が、特産品を使った新しい料理を作ろうとチャレンジ。キャベツを使ったコロッケ『キャベコロ』が誕生した。「農村輝きネット・あつみ」の料理コンテストで最優秀賞を受賞したり、飲食店がメニューに加えたりするなど、**趣味的活動が地域や市の魅力発信へと広がり**を見せている。

### 片浜自治会

**事例** …片浜女性サロン。※地域団体活性化でも紹介済

○「いざというときのため」「地域の女性のつながりのため」「ゆるゆるとした」女性の仲間づくりをしようと、喫茶や健康づくりなどを通じて、**無理なく女性が地域に参加するきっかけや仕組みづくり**を模索している。

### 野田校区

**事例** …野田レディース。※地域団体活性化でも紹介済

○地域の女性が積極的に地域イベントに参加。夏まつりでは、浴衣の着付けなど女性的な役割を担うほか、やぐらで太鼓を叩いたり、手筒花火を揚げたりと男性的な分野も楽しんでいる。

### 福江校区

**事例** …おしゃべり広場。

○市民館ロビーの一角に、小さな子どもとおうちの人がくつろげるスペースがある。子育て世代が気軽に市民館を訪れ、地域活動を身近に感じてもらうことができる。

# 6 神社活動の負担軽減

## 1. 神社活動の概要

### (1) 起源・趣旨等

※以下の記述は、参考文献や伝聞を基に平易な言葉で要約したものであり、史実等を証明できるものではありません。

【参考文献】田原町史・赤羽根町史・渥美町史・田原の文化 ほか

#### ア 神を祀ることの由来（一般論を要約）

- 古来、人の営みは気候や天変地異などに左右されてきた。それは人智の及ばない「神の業」であるとされ、「山」「水」「火」「地」などに神聖を感じた人々は、豊作や健康、幸運を祈るために祭祀を催してきた。
- 神はもともと山に居るとされ、里の祭祀で神が一時的に宿るものとして、祠や社が造られた。やがて、神の常駐を願うようになり、神々が鎮座する場所として神殿が建てられ神社となり、常時神に仕えるものとして神主や氏子が必要となった。
- 集落にある神社は、その地を守護する神の社として、代々住民たちに管理されてきた。

#### イ 神の種類

- 神社に祀られる神には主に以下のようなものがある。

- ❖ 氏神 …同一族、血縁の祖先を祀った神
- ❖ 産土（うぶすな）神 …その地で産まれ、その地を守る神
- ❖ 鎮守神 …ある地域や場所、特定の一区画などを守る神
- ❖ 勧請（かんじょう）神 …本社から分祀された神
- ❖ 降臨神 …神聖な場所から、あるいは特定の由来によって天下った神
- ❖ 諸職祖神 …農業や漁業など、職業ごとに祀られた神

#### ウ 主な神社活動（集落関連）

- 神社の維持管理、祭祀などにかかわる活動として、主に以下のようなものがある。

- ❖ 月次祭 …定期的に催される神事。神主や巫女、氏子のほか、地域役員など関係者が参加するものが一般的。
- ❖ 大祭 …雨乞いや無病息災、稻の収穫の喜びを趣旨に催される祭事。神輿、お囃子、踊り、神楽、奉納煙火、田舎芝居など神を楽しませ鎮める余興が行われることが多い。
- ❖ 代参 …集落の住民を代表して本社（伊勢神宮、熱田神宮、秋葉神社など）を詣でること。あわせてお札やお守りを受け取ってくる役目もある。
- ❖ ご遷宮 …神社の本殿の修理や建替えの際に、御神体を別の本殿に移すこと（一時的も含む）。定期的に式年遷宮を行っている神社もあるが、多くの集落では、老朽化に伴う新築移転の際に御神体を移すことが多い。多額の費用と長期間の準備を要する。お披露目には奉祝会や稚児行列など大きなイベントも催される。
- ❖ その他 …建物や石垣等の補修、境内の清掃、山林の下草刈や枝木の伐採など維持管理のほか、賽銭や寄付の管理、積み立てなど会計事務がある。神事や祭りの際は、餅投げや直会が催されることが多い。

## (2) 渥美半島における神社の経過

### ア 神社の起源

#### ♦阿志神社

- 記録の残っている最古の神社として、阿志神社（芦町）がある。※『文徳実録』（851年）
- 阿志神社は、唯一の式内社（中央に登録された社で国司が直接管理するもの）とされていたが、それ以前から郷里の社として祭祀されていたといわれている。

#### ♦伊勢神領地

- 平安期ごろから、伊勢神宮神戸のほか渥美半島の多くが伊勢神領地になると、伊勢神宮の分祀も見られるようになった。
- 現在、「御園」「御厨」と呼ばれる地名は、伊勢神領地などの名残である。

#### ♦御師

- 「御師（おし）」とは、特定の寺社に所属して、その社寺へ参詣者を案内し、参拝・宿泊などの世話をすることで、特に伊勢神宮のものは「おんし」と読んだ。
- 多くの神社が荒廃した戦国時代後、伊勢神宮の御師のほか、熊野、津島などの御師が渥美半島の集落を巡り、神社参拝を勧誘し、そうした神宮とのつながりができていった。
- こうした経過で、原始時代からの自然発生的な祭祀や中世以降の分祀などが入りまじり、神社という神のシンボル的な場所が集落ごとに形作られ、引き継がれるようになった。
- 集落の多くの神社は、地域の有力者からの寄進や氏子の淨財などで運営がまかなわれた。
- 神社で由緒がはっきりしているものが少なかつたり、由緒があつても史実がどうか疑わしかつたりするのは、祀られる神々がさまざまな流れをくんでいることも理由として考えられる。

### イ 明治以降の神社

#### ♦国家の祭祀化

- 明治元年、天皇の神聖化を目的に神仏分離令が出され、神社と寺が分かれた。
- さらに、明治政府によって神社領地は没収され公有地となり、「神道は宗教に非ず」というスタンスで、神社が国家の祭祀と位置付けられることとなった。
- その後、多くの神社が合祀され、神社財産の登録規定や郡長（市町村長）への会計報告が義務づけられるなどした。
- 昭和に入ると、内務省が神祇院を設置し、神職や氏子の育成などで祭政一致を進めた。

#### ♦ポツダム命令（民主国家への流れ）

- 戦後、信教自由が進められ、神社神道も一般の宗教として取り扱われることとなった。…「信教の自由」「政教分離の原則」
- 「宗教法人法」（1951年）の公布で神社は国から分離され、伊勢神宮を本宗とする神社本庁、各府県の神社庁とその支部が置かれ現在に至る。
- 神社の土地は行政の管理から外され、地域が管理することとなったが、法人格を持たないため役員が所有権を設定するなどし、これを維持した。
- 近年は、自治会の地縁団体化により、神社用地は自治会の財産として保有するようになったが、地縁となっていない地域もある。

## 2. 市内の神社活動事例

○活性化研究会委員の報告等

### 野田校区

◇校区内神社 阿志神社（芦自治会）、野田神社（野田校区）、野田進雄社（奉賛会）、進雄社（雲明）、天神社（今方）、秋葉社（東・西馬草）、三所社（山ノ神）、神明社（仁崎）

◇運営状況 ほとんどが自治会運営

○校区内に8つの神社があり、ほとんどが自治会管理となっている。

○阿志神社は毎月2回も月次祭がある。

### 加治神明社

◇神社の概要 寛永7年（1630年）、旧田原領主・戸田氏の手により誕生  
昭和37年に道路拡張に伴い本社等を新築移転

◇運営状況 奉賛会（宮司・助勤・会長・副会長兼会計・書記・相談役・監事・氏子総代・氏子代表）  
年間行事18回／年間予算約300万円

○奉賛会長は自治会長が兼務。負担集中から役員が敬遠される一因となっている。

○氏子総代に明確な選出ルールがなく、任期も定めていない。10年以上の長期

### 高松校区

◇校区内神社 6組中3組が各神社を運営

○八柱神社（村社）の経費負担と業務負担が大きい。

○役員構成は、神社総代等以外は区の役員であり、負担が大きい。

○春の大祭のため参加が少ない。



◎西脇神社(高松)

## 田原中部校区

- ◇校区内神社 神明社（萱町・本町・衣笠）、巴江神社（巴江）、新町八幡社（新町・鎌田）、華山神社
- ◇運営状況 複数の自治会にかかる神社が多い／神明社、巴江神社、華山神社は奉賛会運営
- 田原中部校区の神社は祭礼と共に地域住民と深くかかわり合っている。→田原祭り
- 田原祭りのルーツは、八幡社、神明社、蔵王権現社の「田原三社祭礼踊り」。

## 若戸校区

- ◇校区内神社 大小あわせて7社
- ◇運営状況 すべて自治会と氏子による運営／活動費は神社費（徴収）、賽銭、玉串料、寄付等  
区域の戸数により予算の大小あり
- 来賓等の取扱いが明確でなく混乱がある。校区会長のかかわり方も居住地により異なる。
- 地区住民が昔ながらの神社意識が強く、会費徴収の苦情も少ない。
- 異なる宗教宅からの徴収は行っていない。
- 氏子は地域の一つの名誉職に近く、地域役員を経て就任している。負担は地域役員にかかる。

## 福江校区

- ◇校区内神社 福江、保美、長沢、向山にそれぞれ神社がある
- ◇運営状況 自治会長が自動的に奉賛会長に、自治委員が奉賛会役員に就任（畠神社）  
自治会と奉賛会の仕事割合は3：7か4：6程度で奉賛会が多い
- 月2回の清掃や秋の大祭、除夜祭・元旦祭などを行っている。（畠神社）
- 自治会費と奉賛会費の徴収、自治会と奉賛会の会計管理に課題がある。



◎畠神社(福江)

# 7 祭礼による地域活性化

## 1. 市内の祭礼の実態（活性化事例・課題等）

### 田原祭り

- ◇開催時期 每年9月15日に近い土・日曜日
- ◇関連地域 新町・本町・萱町・巴江町内会・衣笠
- ◇関連神社 八幡社、神明社、巴江神社
- ◇催し内容 神事、奉納煙火、昼山車・夜山車、神輿、大筒神輿、花火大会、露店 など
- 各地区で年代や役割ごと、祭りの会が組織されている。
- 新町めなぎ連のように、女性の祭りの会もある。
- 田原福祉専門学校の学生も参加している。
- 以前は9月14・15日で行われていたが、現在は土・日曜日に行われている。



### おんぞまつり（御衣祭）

- ◇開催時期 每年4月第3日曜日
- ◇関連地域 伊良湖
- ◇開催神社 伊良湖神社
- ◇催し内容 露店、植木市 など
- 蚕糸を伊勢神宮に献じたことが起源といわれる。
- 以前は4月14日に行われていたが、現在は日曜日に行われている。
- 伊良湖神社では、年越しに「ごせんだらまつり」という火祭りも行われている。



### 畠神社・秋葉神社大祭（福江自治会）

- ◇開催時期 每年10月
- ◇催し内容 山車、お囃子、踊り、弓道 など
- 4、5年前から女性だけの踊りも披露するようになり、70人前後の参加者となっている。園児、小学生、20～40代を中心に参加。
- 福江高校弓道部の参加を得て、矢渡しの儀を復活。
- 宮司不在時に荒れた境内の森を再生するために森づくり委員会を結成。竹林の伐採と植林を実施。現在も奉賛会OBと氏子総代OBが継続中。



## 若戸校区

### ◇八幡社祭礼 每年10月15日

○2俵の餅投げを行っており、一時小学校が総合的な学習で栽培したもち米も活用していたが、手間がかかること等からなくなってしまった。

### ◇白山比咩神社大祭（越戸区） 每年10月18日

○昭和30年代に日曜日に変更したら嵐となり、元の日付に戻った。開催日は平日が多くなるため、子ども用の神輿も使われないままになっている。

### ◇白山比咩神社大祭（若見区） 每年10月第3日曜日

○約40年前に日曜開催にしたところ、多くの参加者を得られたが、成年男性の参加が減っていった。

○平成15年から、子ども会の餅投げやゲームを取り入れてからは、親や祖父母の参加が多くなっていった。

## 加治神明社大祭（加治区自治会）

### ◇開催時期 每年9月（田原祭りと同時期）

### ◇催し内容 神輿、手筒花火 など

○年代ごとに祭りの会が結成されている。

○祭りの中心を担う「加勢組」は、行事ごとの会費制をとっており、気軽に参加しやすい。また、バーベキューなどの親睦活動で楽しんでいるほか、祭りだけでなくさまざまな地域活動を担っている。

○「加勢組だより」を区域内に配布するなどして、活動への理解促進や勧誘などに役立てている。

## 八所神社大祭（青津区）



### ◇開催時期 每年10月第1日曜日

### ◇催し内容 神楽（神前、門付き）など

○古くは江戸時代に起源を持つ神楽（獅子舞）を、双葉連という前厄までの祭りの会が続けている。

○神事で神楽を奉納するほか、宵祭りには約100世帯全部の家庭を巡回し、厄払いの神楽を披露している。

○青年層の減少により、後厄以降も神楽を手伝っているが、転入してきた人も多数参加し、コミュニケーションの場として機能している。また、若者が積極的に同年代の勧誘に動き、祭りに参加し慣れた後、消防団にも参加するようになっている。

○神楽は祭りに欠かせない風物詩となっており、特に門付き（門神楽）は、訪れるのを楽しみにしている家庭も多く、老若男女がお互いに顔の見える関係づくりに一役買っている。

## 神社にまつわる地酒の企画（藤七原地区・田原区）

### ◇関連神社 松尾神社（藤七原地区）

### ◇取組内容 焼酎の製造・販売

○酒造神を祀る神社へ地酒を造って奉納しようと、地元有志が焼酎の製造を企画。

○渥美半島は、古くからの干し芋が作られるなど、独自の芋文化があることから、大学教授の指南のもと、有志が蔵王山麓で芋作りから手がけ、南信州の酒蔵の協力を得て、製品化にこぎつけた。

○地域農業の振興と地域活性化を目指し、神社の祭りと結びつけるような活動の提案がなされ、今後の村おこしへの期待が高まっている。

## 2. 全国の祭礼の事例

### ■新旧住民の交流

#### 千葉県九十九里町（田中地区）

- ◇地域課題 転入・転居者の増加、耕作放棄地の増加
- ◇活動効果 住民の「楽しみ」創出、新旧住民の融合、耕作放棄地の減少

○少子高齢化が進む中で、従来からの居住者と新たな居住者が混在し、交流がほとんどなかった。

○農業の衰退により田畠が耕作放棄地となり、ごみや雑草等で荒廃していた。

※専業農家数 30戸（昭和30年）→3戸（平成22年）

○団塊世代の男女（田中交遊倶楽部）が中心となって、途絶えていた「むしおくり」という祭りを平成17年に45年ぶりに復活。※神社祭礼ではない。

○倶楽部のメンバーは、従来からの居住者と新たな居住者が半々。

○「むしおくり」は、麦わらで大やぐらを作り、松明で害虫を駆除する豊作祈願の儀式。

○復活にあたっては、耕作放棄地で麦を栽培・収穫し、饅頭やうどんに加工して格安で販売することを活動の柱とした。

○倶楽部会員だけでなく、子どもたちも楽しみながら参加。祭り当日は多くの住民でにぎわう。

○観光資源として、観光協会でも紹介されている。



### ■伝統芸能で絆づくり

#### 新潟県佐渡市（関地区）

- ◇地域課題 過疎化、少子高齢化

- ◇活動効果 にぎわいづくり、集落の結束

○約30世帯、高齢化率42%の集落で、活性化が急務だった。

○住民が神事のみの祭りに「太鼓」を持ち込むことを提案した。

○「誰にでもたたける太鼓」をテーマに、宝くじのコミュニティ支援事業を活用し、平成20年に太鼓が届いた。

○初年度は神社での奉納とお披露目だけだったが、翌年から各家庭を回る門付けを開始。

○集落の若手だけでは手が足りないため、民宿の常連客や新潟大学の学生らも参加した。

○女性や子どもも、聞き真似で太鼓をたたくなど、神事だけの祭りから「みんなの祭り」に変化した。

○集落だけでは維持が困難なことを見越して、外部の人を巻き込む「開かれた太鼓」にしたことが成功要因となっている。

○祭りの成功をきっかけに、地域住民に自信が生まれ、地域をなんとかしようという動きが出てきている。



## ■歴史資源の掘り起こしで活性化

### 京都府長岡京市（柴の里地域）

◇地域課題 宅地造成による絆の希薄さ、地域活動の低調さ

◇活動効果 絆の強化、さまざまな地域活動へ波及

○宅地造成により、昭和43年に柴の里自治会が結成。

○約360世帯、70歳以上の高齢者が約210人。

○神社仏閣や伝統、風習がなく、住民の絆が希薄であった。

○自治会結成40周年の平成20年を地域再生のチャンスと考えた。

○長岡京市は、約1200年前、桓武天皇により平城京から平安京へ遷都される間の約10年間、都があったとされる土地で、柴の里にも、外国の賓客を接待した「鴻臚館」があったと口伝えされている。

○歴史や伝統に乏しい地区だが、「鴻臚館」を町おこしのきっかけとし、モニュメントの建設にあわせ、「鴻臚の郷祭」として、それまで続けられていた定型的な夏祭りを再生させた。

○これまでにも、個性のない樽みこしを変え、宗教色を薄くしたみこしや提灯みこし（車）の巡行スタイルとしてきたが、祭り自体に歴史のエッセンスを加え、求心力を持たせた。

○第1回の「鴻臚の郷祭」には、約600人、第2回には約700人が参加。

○地元の菓子店も和菓子「鴻臚の郷」の発売を開始した。

○祭りをきっかけに住民の絆が深まり、歴史をテーマとした文化活動などが広がるとともに、青年部が結成されるなどしている。

○子ども会、年輪クラブ（高齢者）、青年部、その他団体で構成するシネマ委員会が、毎月1回自治会館で映画上映会を開催し、老若男女ふれあいの場となっている。

第一回  
鴻臚祭り



## ■農村歌舞伎の復活で活性化

### 兵庫県養父市（葛畠区）

◇地域課題 過疎化、少子高齢化

◇活動効果 高齢者の生きがいづくり、世代間の一体化

○47世帯、126人の小さな集落。

○江戸末期から明治にかけて、神社祭礼にあわせて農村歌舞伎が盛況だったが、昭和初期に衰退。

○戦後、一時的に復活したが、長らく途絶えていた。

○役者でかかわった若者が老人となり、平成12年ごろから復活の機運が高まり、行政の助成を受けながら芝居堂を改修し、平成15年に復活公演を実施。

○葛畠農村歌舞伎は上方歌舞伎の影響を受けているため、専門の演出家に指導を仰ぎ、伝承活動をスタートさせた。

○区の中堅世代を中心に、「まず大人が復活させる」「次に子どもへ伝承する」との思いで始めた。

○役者の育成とともに、舞台操作の人材育成について区をあげて取り組んだことで、総務大臣表彰などさまざまな賞を受賞した。

○子どもたちも「やってみたい」ということになり、小中学生が「せきのみやこども歌舞伎」を結成し、毎年行っている公演には、800人の観客を集めている。

○小中学校では、学習素材にするなど相乗効果が生まれている。

○歌舞伎体験や特産品販売など、来訪者を取り入れた活性化を目標に活動している。



## ■観光資源としての再生

### 天橋立文殊堂出船祭（京都府宮津市）

◇地域課題　観光客の減少

◇活動効果　新たな観光価値の創造

○1200年の伝統を持つ祭礼であるが、宗教儀式、恒例行事として続けられてきた。

○20数年前までは、智恵の輪で有名な智恩寺文殊堂の文殊菩薩ご開帳と、天橋立の入江に万灯を照らし、夜空に形ばかりの花火を打ち上げる程度だった。

○次第に見物客も減り地元住民も関心を示さなくなっていた。

○当時の青年が、形骸化した祭りを活性化しようと、内容の総チェックを行った。

○チェックの過程で、祭りの由来にまつわる古文書をひもといたところ、面白い伝説を発見し、それに基づいた祭り内容とした。

（伝説）天橋立に棲む悪龍を文殊菩薩が舟を出し討伐した。

（展開）海上の浮き舞台で太鼓乱打の中、火だるまになって乱舞する悪龍と文殊菩薩が闘うドラマとして再現した。

○現在では、丹後地域を代表する一大伝統祭事として多くの観光客を誘致するまでになった。



文殊堂「出船祭」

### 【天橋立文殊堂出船祭】祭り検証のチェック項目（実際の内容）

1. 現在の祭りが地域の存在をアピールできるものになっているか（地域存在の証明）
2. 祭りの内容が地域らしさをもっているか（地域特性の固持）
3. 民族の魂が受け継がれたかたちの祭りになっているか（魂の継承）
4. 現代社会の悪弊に、現在の祭りが押し流されてはいないか（主体性の欠如）
5. 後世への継承という意味で誇り得るべきものであるか（伝統づくり）
6. 単なる保存でなく振興になっているか（前向きの取組み姿勢）
7. 地域住民の創造性が祭りに反映されているか（創意工夫の注入）
8. 魂の悦びが現在の祭りにあるか（感動の共有）
9. 地域に連帯意識が生まれているか（チームワークの形成）
10. 展開に話題性はあるか（意外性と訴求効果）
11. 観客参加が十分加味されているのか（参加性の工夫）
12. 安易な方法で処理していないか（挑戦に対する緊張感）
13. 行う者、観る者の一体感が作り出されているか（参加体験による一体感演出）
14. 苦労なしで最大の効果を上げるには、と考えていないか（苦労なくして喜びなし）
15. 祭りを文化と捉えているか（祭り文化に対する誇りの高揚）



## 田原市地域コミュニティ研究会

### 検討結果報告書

「誰もが暮らしやすい地域」実現への提言

✿✿✿ 平成25年3月 ✿✿✿

田原市地域コミュニティ連合会事務局

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

(田原市役所市民協働課内)

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email [tahara-komiren@city.tahara.aichi.jp](mailto:tahara-komiren@city.tahara.aichi.jp)

URL <http://tahara-komiren.com/>